昭26.12.28.

官報

主要目次

府令
○総理府内部部局組織規程の一部改正　五八一
○読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する総理庁令廃止　五八一
○少年院及び少年保護鑑別所組織規程の一部改正　五八一
省令
○外務省職員定数規程の一部改正　五八一
○外国為替の管理に関する省令の一部改正　五八一
○外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令の一部改正　五八三
○租税特別措置法施行規則の一部改正　五八三
○所得税法施行細則の一部改正　五八四
○工業統計調査規則　五八四
○通商産業省組織規程の一部改正　五八五
○小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則の一部改正　五八六
○輸入貿易管理規則の一部改正　五八六
告示
○読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する件に基く告示廃止　五八八
○鉱区禁止地域指定請求　五八八
○外国為替銀行の承認のみをもつて外国へ向けた支拂のできる場合を定める告示の一部改正　五八九
○配給割当公文書等の様式を定める件の一部改正　五九〇
○食糧管理法の施行に関する件（外食券の様式）の改正　五九一
○食糧管理法の施行に関する件（消費世帯用主要食糧購入通帳等）の一部改正　五九一
○輸入に関する事項の公表（第四十五回）の一部改正　六一四
人事院公告
○第七回警察官・第四回皇宮護衛官採用試験公告　六一八

府令

◉総理府令第五十二号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條の規定に基き、総理府内部部局組織規程の一部を改正する総理府令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

総理府内部部局組織規程の一部を改正する総理府令

総理府内部部局組織規程（昭和二十四年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「五課」を「四課」に改め、「財閥役員審査課」を削る。

第六條を次のように改める。

第六條　削除

第二十條から第二十四條までを削る。

第二十五條中「、統計局及び新聞出版用紙割当局」を「及び統計局」に改め、同條を第二十條とする。

附　則

この府令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

◉総理府令第五十三号

臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の規定に基く、読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する総理府令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する総理府令

総理庁令を廃止する総理府令（昭和二十三年総理庁令第六十七号）は、廃止する。

附　則

この府令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

◉法務府令第百七十六号

少年院及び少年保護鑑別所組織規程（昭和二十四年法務府令第五号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十八日

法務総裁　木村篤太郎

別表中

美保少年院	古志原学院
島根県八束郡大庭村	

を

三重少年学院	宮
美保少年院	古
三重県度会郡小俣町	
島根県八束郡大庭村	

に

県八束郡大庭村

川医療少年院　三重県度会郡小俣町

志原学院　島根県八束郡大庭村

改める。

附　則

この府令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

省令

◉外務省令第三十三号

外務省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

外務大臣　吉田　茂

外務省職員定数規程（昭和二十六年十二月二十八日外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一項の表を次のように改める。

本省

区分	定数	備考
大臣官房	五四一人	うち六人は、国立国会図書館の職員とする。
内部部局 アジア局	一二一人	
内部部局 欧米局	一四一人	
内部部局 経済協力局	一九〇人	
内部部局 条約局	一〇一人	
内部部局 国際情報文化局	七八人	
内部部局 計	七一一人	
附属機関 外務省研修所	七七人	
地方支分部局 連絡調整事務局	四一人	
日本政府在外事務所	一五三人	各日本政府在外事務所を通じての定数とする。
合計	一、五四二人	

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　内部部局又は地方支分部局においては、改正後の外務省職員定数規程第一項に定める定数をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、その定数の外に置くことができる。

◉大蔵省令第百八号

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）の規定に基き、外国為替の管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

外国為替の管理に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の管理に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一條」を「第三十三條」に改める。

第二十五條に次の一項を加える。

3　第一項の規定による非居住者の対外支拂手段の買戻に応じた外国為替銀行又は両替商は、別紙様式F三三一〇による報告書二通を毎月末現在において作成し、これを翌月十日までに最寄日本銀行を経て、大蔵大臣に提出しなければならない。

第三十一條の次に次の二條を加える。

（特別の許可申請手続）

第三十二條　大蔵大臣は、必要があるときは、令の規定による大蔵大臣の許可又は日本銀行若しくは外国為替銀行の承認を受ける手続について、この省令の規定にかかわらず、特別の手続を定めることができる。

（報告の徴取）

第三十三條　第十四條、第二十條第三項及び第二十五條第三項に規定するものを除く外、令第二十七條第三項の規定により大蔵大臣が令の規定の適用を受ける行為若しくは取引を行う者又は関係人から必要な報告を徴する場合における報告書の様式、提出先、提出期限その他提出の手続については、その報告を徴するところによる都度大蔵大臣が定めるところによる。

別紙様式F三二五〇の次に次の一様式を加える。

毎日文華
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

昭26.12.28. 第7493号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◎**大蔵省令第百九号**

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十一條から第三十四條まで、第三十六條及び第三十七條並びに外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十七條第三項の規定に基き、外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令の一部を改正する省令

外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令（昭和二十五年大蔵省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第七條の次に次の二條を加える。

（特別の許可申請手続）

第八條　大蔵大臣は、必要があるときは、この省令の規定による大蔵大臣の許可又は外国為替銀行の承認を受ける手続について、この省令の規定にかかわらず、特別の手続を定めることができる。

（報告）

第九條　外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第二十七條第三項の規定により大蔵大臣がこの省令の規定の適用を受ける行為若しくは取引を行う者又は関係人から必要な報告を徴する場合における報告書の様式、提出先、提出期限その他提出の手続については、その報告を徴する都度大蔵大臣が定めるところによる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◎**大蔵省令第百十号**

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二條第一項、第五條第四項、第九條第三項、第十四條第三項及び第十五條第四項の規定に基き、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和二十一年大蔵省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「相互銀行を含む。」を「相互銀行を含む。以下本條において同じ。」に改める。

第六條第一項中「又は退職所得」を削り、「経由して、」の下に「毎年最初に給与所得の支拂を受ける日（年の中途においてあらたに給与所得を有するに至つた者については、最初に給与所得の支拂を受ける日）の前日までに、」を加え、同條第二項中「又は退職所得」を削る。

第六條の次に次の四條を加える。

第六條の二　租税特別措置法第五條第一項後段に規定する大蔵大臣の指定を受けようとする者は、前條第一項各号に規定する事項を記載した申請書に、その者が当該事業に係る科学技術改善のために招へいされた事実を証する書面を添えて大蔵大臣に提出しなければならない。

第六條の三　租税特別措置法第五條第四項第一号に規定する投資の金額は、当該投資の種類に応じ、左の各号により計算した金額とする。

一　株式、出資又は社債については、当該株式、出資又は社債を取得するために提供した対外支拂手段（租税特別措置法第三條第一項に規定する対外支拂手段をいう。以下同じ。）又は対外支拂手段と同等の価値あるものの価額を基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法第七條第一項に規定する本邦通貨の基準外国為替相場をいう。以下同じ。）により本邦通貨に換算した金額

二　貸付金債権については、当該債権の金額（当該金額が本邦通貨以外の通貨をもつて表示されているときは、当該金額を基準外国為替相場により本邦通貨に換算した金額）

三　工業所有権その他技術に関する権利については、当該権利につきその年以後支拂うべき毎年の使用料の金額（毎年の使用料の外、契約の当初において一時に支拂う金額があるときは、当該金額を契約の存続する年数で除して得た金額を毎年の使用料の金額に加算した金額とし、使用料のうちに本邦通貨以外の通貨をもつて表示された金額があるときは、当該金額については、基準外国為替相場により本邦通貨に換算した金額による。以下本号において同じ。）に、年利率百分の五に対応する複利現価率を乗じて算出した金額の合計額（毎年の使用料の金額が同一であるときは、その年以後支拂うべき毎年の使用料の金額に、年利率百分の五に対応する年金現価率を乗じて算出した金額）

四　租税特別措置法第五條第四項に規定する同條第一項の事業の用に供する輸入貨物で賃貸されたものについては、当該貨物につきその年以後支拂うべき賃借料について前号に準じて計算した金額

第六條の四　租税特別措置法第五條第四項第二号に規定する資産の価額は、当該資産の種類に応じ、左の各号により計算した金額によるものとする。

一　対外支拂手段又は対外支拂手段と同等の価値あるものの提供により取得した資産については、当該対外支拂手段又は対外支拂手段と同等の価値あるものの価額

二　貸付金債権については、当該債権の金額

三　工業所有権その他技術に関する権利については、その年以後支拂うべき毎年の使用料の金額（毎年の使用料の金額が同一であるときは、その年以後支拂うべき毎年の使用料の金額）

四　租税特別措置法第五條第四項に規定する同條第一項の事業の用に供する輸入貨物で賃貸されたものについては、当該貨物につきその年以後支拂うべき賃借料について前号に準じて計算した金額

第六條の五　租税特別措置法第五條第一項の外資法人は、毎年一月一日において同條第四項第一号に規定する投資の金額又は同項第二号に規定する価額を計算し、当該法人が外資法人である旨の申告書に当該計算に関する明細書を添えて所轄税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、前項の規定による申告書の提出があつたときは、当該申告によりその法人が外資法人に該当するか否かを調査し、その調査に基き、当該法人が外資法人に該当する旨又は外資法人に該当しない旨を通知するものとする。

第九條　租税特別措置法第五條の七第一項又は第五條の八第一項に規定するたな卸をなすべき資産の価額は、個人については年十二月三十一日、法人については当該事業年度終了の日における当該たな卸資産のその取得のために通常要する価額とする。

第十條　租税特別措置法第五條の七若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百三号）附則第四項又は租税特別措置法第五條の八若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定によりたな卸資産について価格変動準備金勘定に繰り入れることができる金額（以下たな卸資産の繰入限度額という。）は、租税特別措置法第五條の七又は第五條の八に規定する個人又は法人が株式と株式以外の有価証券とに区分して当該有価証券の繰入限度額を計算した場合においては、株式と株式以外の有価証券とについて算出される当該有価証券の繰入限度額の合計額によるものとする。

第十一條　租税特別措置法第五條の七若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定によりたな卸資産について価格変動準備金勘定に繰り入れることができる金額（以下たな卸資産の繰入限度額という。）は、租税特別措置法第五條の七又は第五條の八に規定する個人又は法人が株式と株式以外の有価証券とに区分して当該有価証券の繰入限度額を計算した場合においては、その区分された資産ごとに算出される当該たな卸資産の繰入限度額の合計額によるものとする。

第十一條　租税特別措置法第五條の七若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第五項又は租税特別措置法第五條の八若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律附則第六項の規定により有価証券について価格変動準備金勘定に繰り入れることができる金額（以下有価証券の繰入限度額という。）は、租税特別措置法第五條の七又は第五條の八に規定する個人又は法人が株式と株式以外の有価証券とに区分して当該有価証券の繰入限度額を計算した場合においては、株式と株式以外の有価証券とについて算出される当該有価証券の繰入限度額の合計額によるものとする。

第十二條　租税特別措置法第九條第三項に規定する証明は、森林法により森林の立木の伐採制限を受けた者に対する農林漁業資金融通法第二條第二号の二の規定による資金の貸付である旨の都道府県知事の証明とする。

別紙様式 Form　F 3310

根拠法規：
Based on:
外国為替の管理に関する省令第25條
Article 25 of Ministerial Ordinance concerning Foreign Exchange Control

主務官庁：
Under Jurisdiction of:
大蔵省
Ministry of Finance

非居住者の買い戻した対外支拂手段に関する報告書

REPORT ON RECONVERSION OF FOREIGN MEANS OF PAYMENT BY EXCHANGE NON-RESIDENT

（昭和　年　月中）
(During_____, 19___)

報告者：
Reporter:

外国為替銀行又は両替商 Name of Foreign Exchange Bank or Money Changer

報告年月日 Reporting Date

所在地 Location

番号（日本銀行）No. (Bank of Japan)

大蔵大臣　殿
To: Minister of Finance

電話番号 Tel. No.

標記の件下記のとおり報告します。
Report is hereby made on the captioned subject of which particulars are described hereunder:

売却年月日 Date of Sale	非居住者 Exchange Non-Resident			外国為替記録手帳 Foreign Exchange Record Book		売却した対外支拂手段 Foreign Means of Payment Sold	
	住所 Address	氏名 Name	国籍 Nationality	発行者名 Name of Issuer	発行番号 No. of Issurance	種類 Kind	金額 Amount
計 Total						件数 No. of Items	米ドル換算額 Amount Converted in U.S. Dollar

報告者署名押印 Signature of Reporter

備考：
(1)本報告書の記載は、次の区分に従い且つ区分ごとに小計を付すること。
(イ)米ドル……（現金／送金為替又は旅行小切手）
(ロ)英ポンド……送金為替又は旅行小切手
(ハ)……決済協定……送金為替又は旅行小切手
(2)本報告書は、毎月の分を翌月十日までに最寄日本銀行経由大蔵大臣あて二通提出すること。

Remarks:
(1)Entry in this report shall be pursuant to the following classification and show total amount for each classification.
(a)U. S. Dollar……（Cash／Remittance (inclusive of Travellers' Cheque)）
(b)U. K. Sterling……Remittance (inclusive of Travellers' Cheque)
(c)……Open Account……Remittance (inclusive of Travellers' Cheque)
(2)This report for every month, in duplicate, shall be filed with the Minister of Finance through the nearest Office of the Bank of Japan, not later than 10th of the following month.

昭26.12.28. 第7493号

第十九條　租税特別措置法第十四條第三項の規定の適用については、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち、これらのものの価額に、当該補償金又は清算金の額と当該收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利の価額との合計額に対する当該補償金又は清算金の額の割合を乗じて算出した価額に相当する部分についてのみ收用、換地処分又は交換があつたものとみなす。

前項に規定する補償金又は清算金とともに取得した土地又は土地の上に存する権利について当該收用、換地処分又は交換の時後譲渡、相続、遺贈又は贈與があつた場合における租税特別措置法第十六條第二項の規定の適用については、当該收用、換地処分又は交換に係る従前の土地又は土地の上に存する権利のうち、これらのものの価額に左の各号に掲げる割合を順次乗じて算出した価額に相当する部分について譲渡、相続、遺贈又は贈與があつたものとみなす。

一　前項に規定する割合を十分の十から控除した割合

二　当該收用、換地処分又は交換に因り取得した土地又は土地の上に存する権利の価額に対する当該譲渡、相続、遺贈又は贈與に係る土地又は土地の上に存する権利の価額の割合

前二項の場合において、従前の土地又は土地の上に存する権利のうちに取得の時期の異なるものがあり、且つ、これらの規定により收用、換地処分若しくは交換又は譲渡、相続、遺贈若しくは贈與があつたものとみなされる部分が明らかでないときは、これらの規定の適用については、取得の時期の古いものから收用、換地処分若しくは交換又は譲渡、相続、遺贈若しくは贈與があつたものとみなす。

第二十條　前條第一項の規定は、租税特別措置法第十五條第一項及び第三項の場合において補償金又は清算金とともに土地又は土地の上に存する権利を取得したときについて、これを準用する。

第二十一條　租税特別措置法第十八條第二項に規定する登載事項は、その名称及び主たる事務所の所在地の外、当該株式の種別ごとの数及び拂込金額（無額面株式については、その発行価額）の合計額又は当該出資の数及び金額の合計額、証券投資信託契約の種別及び委託会社の名称並びにその登載年月日とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉大蔵省令第百十一号

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十号）の規定に基き、所得税法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

所得税法施行細則の一部を改正する省令

所得税法施行細則（昭和二十二年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「なつ染用銅ロール、活字に常用されている金属、漁網、映画用フイルムその他」を「所得の基因となり又は事業の用に供する資産のうち、」に、「国税庁長官の指定するもの」を「左に掲げるもの」に改め、同項に次の五号を加える。

一　なつ染用銅ロール

二　活字に常用されている金属

三　漁網

四　映画用フイルム（常設館において封切館から順次上映興行されるものに限る。）

五　非鉄金属圧延用ロール（電線圧延用ロールを除く。）

第二十四條第二項中「百五十円」を「二千円」に改める。

第二十五條第二項中「千円」を「五千円」に改める。

第二十六條第二項中「二百円」を「三千円」に改める。

第三十條の二第三項中「二百円」を「五千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

◉通商産業省令第八十一号

統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條第二項の規定に基き、工業統計調査規則を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

工業統計調査規則

（省令の目的）

第一條　工業統計調査（指定統計第十号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

（調査の目的）

第二條　工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

（調査の期日）

第三條　工業調査は、毎年十二月三十一日現在によつて行う。

（調査の範囲）

第四條　工業調査は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和二十六年政令第百二十七号）第二條の規定に基く日本標準産業分類（昭和二十六年統計委員会告示第六号）に掲げる大分類F－製造業（以下「製造業」という。）に属する事業所について行う。

（調査の種類）

第五條　工業調査は、基本調査および小事業調査とする。

基本調査は、前條の調査の範囲のうち従業者四人以上のものについて行う。

小事業調査は、前條の調査の範囲のうち従業者三人以下のものについて行う。

（調査事項）

第六條　工業調査は、左の各号に掲げる事項について行う。

一　事業所名

二　経営組織

三　製造工場の兼営の有無

四　原動機設備状況

五　従業者数

六　月別常用労働者数

七　現金給與総額

八　原料および材料（石炭、石油、ガス等を除く。）使用額

九　石炭、石油、ガス等使用額（燃用を含む。）使用額

十　電力（燈用を含む。）使用額

十一　委託生産費

十二　主要原料および材料名

十三　作業工程

十四　製造品出荷額等（主要製品名を含む。）

十五　内国消費税

十六　転売品

十七　休業の理由

（調査票の様式）

第七條　基本調査および小事業調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲および乙（以下「調査票」と総称する。）によつて行う。

（申告義務）

第八條　第四條の規定による事業所の事業主（以下「申告義務者」という。）は、第五條の区分に従い、前項の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

（準備調査）

第九條　市町村長（東京都内の区のある地域では区長、以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施にさきだつて統計調査員に準備調査を行わせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）二部を作成させなければならない。

（調査の方法）

第十條　基本調査は、統計調査員が申告義務者に配布する工業調査票甲により行う。

2　基本調査の申告義務者が調査票甲の配布を受けなかつたときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

第十一條　小事業調査は、統計調査員が申告義務者に面接して工業調査票乙に記入することにより行う。

2　小事業調査の申告義務者は、調査事項に関し質問されたときは、これに対し口頭で申告しなければならない。

（調査票の提出）

第十二條　基本調査の申告義務者は、工業調査票甲に所定の事項を記入し、記名なつ印した上、二部を翌年一月三十一日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の適用を受ける精錬所の事業主は、前項の規定にかかわらず、工業調査票甲三部を翌年一月三十一日までにその事業所の所在地を管轄する通商産業局長に提出しなければならない。

第十三條　市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿一部、工業調査票甲二部および工業調査票乙一部を翌年一月末日までに都道府県知事に提出しなければならない。

2　通商産業局長は、調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、工業調査票甲一部を保存し、二部を翌年三月三十一日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

第十四條　都道府県知事は、準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、工業調査票甲一部を保存し、準備調査名簿一部、工業調査票甲一部および工業調査票乙一部を翌年三月三十一日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

（調査の指揮監督）

第十五條　都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

（統計調査員）

第十六條　工業調査の事務に従事させるため、統計法第十二條第一項の規定に基き、統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2　工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて準備調査、基本調査、小事業調査およびこれらに関連する事務に従事する。

第十七條　工業調査員は、通商産業大臣が任命する。

第十八條　工業調査員の任期は、四年とする。ただし、重任を妨げない。

2　通商産業大臣は、工業調査員が統計法に違反し、任務を怠り、またはその他の不都合の行為があつたときは、任期中であつても、解任することができる。

（統計職員）

第十九條　工業調査には、統計法第十條第三項但書の規定により、同條第一項に規定する統計主事以外の者をも従事させることができる。ただし、租税の賦課、徴収に従事する者は、除かなければならない。

（実地調査）

第二十條　工業調査に従事する統計官、統計主事、工業調査員および前條に規定する者は、統計法第十三條の規定により、基本調査の調査事項のうち「現金給與総額」、「原料および材料使用額」、「石炭、石油、ガス等使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」および「製造品出荷額等」ならびに小事業調査の調査事項のうち「製造品販売額等」について、検査し、調査資料の提供を求め、または関係者について質問することができる。

（集計および公表）

第二十一條　通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

2　市町村長または都道府県知事は、調査票を集計公表しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

（準備調査名簿および調査票の保存期間）

第二十二條　市町村長の保存する準備調査名簿ならびに都道府県知事および通商産業局長の保存する調査票甲の保存期間は、二年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿および調査票の保存期間は、三年とする。

（調査票の使用）

第二十三條　通商産業大臣は、統計法第十五條第二項の規定により、調査票を左の各号に掲げる調査事項に限つて、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

一　事業所名

二　事業所所在地

三　経営組織

四　従業者数

五　主要製品名

（適用條外）

第二十四條　国および公共企業体に属する事務所については、この省令を適用しない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　昭和二十五年工業センサス規則（昭和二十五年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3　旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4　この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◉通商産業省令第八十二号

通商産業省組織規程の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

通商産業省組織規程の一部を改正する省令

通商産業省組織規程（昭和二十四年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「渉外課」を削る。

第七條を次のように改める。

第七條　削除

第七條の二第二号を第三号とし、同條第一号の次に次の一号を加える。

二　渉外事務の総括に関すること。

第十七條第六号を第七号とし、同條第五号の次に次の一号を加える。

六　東南アジア地域における資源の開発及び工業化の促進のための協力に関する総括に関すること。

第十八條第四号を次のように改め、同條第五号を削る。

四　金属及びその原料、石炭、コークス、原油、石油製品並びに機械類の輸入に関すること。（輸入第二課及び他局の所掌に係ることを除く。）

第二十一條第一号を次のように改める。

一　綿花、羊毛、麻類、故繊維、副蚕糸、パルプ、紙及び紙製品（書籍を含む。）、塩、たばこ、木材、ゴム、皮革、非金属鉱物、化学工業品、医薬品、雑貨工業品並びにこれらの原料の輸入に関すること。（物資調整課、輸入第三課及び他局の所掌に係ることを除く。）

第二十一條第二号の次に次の一号を加える。

三　連合国軍から拂下を受ける物資の輸入に関すること。（他局の所掌に係ることを除く。）

第二十二條中「食糧」を「食糧及び飲食料品」に、「油脂及びこれらの原料」を「油脂、農業用薬品並びにこれらの原料」に改める。

第二十五條中「審査課、監査第一課及び監査第二課」を「緊要物資課及び監査課」に改める。

第二十六條第二号中「日本貿易館及び通商に関する団体」を「海外市場調査会その他通商に関する団体」に改め、同條第三号中「博覧会、共進会、展覧会その他内外における商品」を「外国における博覧会、展覧会その他商品」に改め、同條第五号から第十号までを次のように改める。

五　資源庁及び他省の所掌に係る物資（農水産課、通商繊維局及び通商機械局の所掌に係るものを除く。）の輸出に関する契約の許可並びに輸出の承認及び事後審査に関すること。

六　輸出振興外貨資金に関すること。

七　貿易外収支を伴う他局課の所掌に属しない事務に関すること。

八　通商に関する調査員等の派遣に関すること。

九　海外派遣要員の養成に関すること。

十　連合国軍に対する物資及び役務の供給業務の総括に関すること。

第二十九條第四号の次に次の二号を加える。

五　外国商業通信に関すること。

六　国内における博覧会、展覧会その他商品の展示紹介に関すること。

第三十一條　特殊貿易課においては、連合国軍中央購買局に対する物資の納入及び在日外国人に対する物資の販売等に関する事務をつかさどる。

第三十二條第四号を削り、同條第五号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條　緊要物資課においては、左の事務をつかさどる。

一　緊要物資の取得、保管及び売拂に関すること。

二　緊要物資の使用等の規整に関すること。

第三十六條を次のように改める。

第三十六條　監査課においては、鉱工品貿易公団、食糧貿易公団、原材料貿易公団及び繊維貿易公団の消算に関する事務をつかさどる。

第三十六條の二を次のように改める。

第三十六條の二　削除

第三十七條中「産業労働課」を削る。

第三十九條第五号の次に次の三号を加える。

六　通商産業省の所掌に係る事業における労働一般に関すること。

七　通商産業省の所掌に係る事業に対する労務用物資の確保に関すること。

八　通商産業省の所掌に係る事業の能率一般に関すること。（他課の所掌に属することを除く。）

昭26.12.28. 第7493号

第四十一條を次のように改める。

第四十一條　削除

第四十一條の二第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六、映画産業の振興に関すること。

第四十三條中「賠償施設」を「賠償施設及び官有機械」に改める。

第四十五條中「絹業課、化学纖維課、」を「絹化纖課、」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條　削除

第五十條を次のように改める。

第五十條　絹化纖課においては、左の事務をつかさどる。

一　絹糸及び絹製品に関すること。

二　化学纖維及び化学纖維製品（スフ纖物を除く。）に関すること。

三　合成纖維及び合成纖維製品に関すること。

四　絹漁網及び絹漁具糸に関すること。

五　化学纖維漁網及び化学纖維漁具糸に関すること。

六　合成纖維漁網及び合成纖維漁具糸に関すること。

第五十三條第一号中「配給」を「流通」に改める。

第五十五條中「雑貨輸出課、」を削る。

第五十六條第三号から第六号までを次のように改める。

三　通商雑貨局の所掌に係る物資の輸出に関する契約の許可並びに輸出の承認及び事後審査に関すること。

四　日用品検査所に関すること。

五　包装一般に関すること。

六　日用金属製品及び教育文化用品に関すること。

第五十六條第六号の次に次の二号を加える。

七　手工芸品及びマッチ、傘、履物（その他雑貨（他局課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

八　家具、建具その他木製品、竹製品、籐製品及びき柳製品（他局課の所掌に係るものを除く。）に関すること。

第五十七條を次のように改める。

第五十七條　削除

第五十八條の二中「経理第一課、経理第二課」を「経理課」に改める。

第五十八條の九を次のように改める。

第五十八條の九　経理課においては、援助物資、軍拂下物資及び政府輸入物資に関し、左の事務をつかさどる。

一　米国対日援助物資等処理特別会計の経理に関すること。

二　価格、諸掛及び売買契約の審査に関すること。（通商振興局の所掌に係ることを除く。）

三　価格及び諸掛の決定に関すること。（通商振興局の所掌に係ることを除く。）

四　売却代金の徴収及び延納の特約に関すること。（通商振興局の所掌に係ることを除く。）

第五十八條の十を次のように改める。

第五十八條の十　削除

第百十一條第二項中「及び輸入の承認の有効期間の延長の承認」を「並びに輸入の承認の有効期間の延長の承認及び輸入限度超過の事前許可」に改める。

第百十七條中「、資金課」を削る。

第百十八條第五号及び第六号をそれぞれ第八号及び第九号とし、第四号の次に次の三号を加える。

五　石炭の価格に関すること。

六　石炭鉱業の資金及び経理に関すること。

七　石炭鉱業の起業工事に関すること。

第百十九條第五号及び第六号をそれぞれ第六号及び第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　石炭鉱業の産業補助施設に関すること。

第百二十條を次のように改める。

第百二十條　削除

第百七十七條中「渉外課」を「外国課」に改める。

第百八十條第一号を次のように改める。

一　特許公報、実用新案公報、意匠公報、商標公報、審決公報、特許庁公報等の編集及び発行に関すること。

第百八十一條中「渉外課」を「外国課」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

◉**通商産業省令第八十三号**

小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則の一部を改正する省令

小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則（昭和二十五年通商産業省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。

第一條　小型自動車競走場（以下「競走場」という。）の種類は、左の通りとする。

一級　競走路の距離が一周八百メートル以上であつて、幅員が二十六メートル以上のもの

二級　競走路の距離が一周四百メートル以上であつて、幅員が十五メートル以上のもの

三級　競走路の距離が一周二百五十メートル以上であつて、幅員が十メートル以上のもの

第一條の次に第一條の二として次の一條を加える。

第一條の二　小型自動車競走施行者は、左の表の上欄に掲げる種類の競走場において同表の下欄に掲げる種類または級別の小型自動車を使用して競走を行つてはならない。

二級	三輪車および四輪車
三級	二輪車であつて第十一條の規定による二級、二級および三級に該当するもの、三輪車ならびに四輪車

附　則

1　この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2　小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則の臨時特例に関する省令（昭和二十六年通商産業省令第五十四号）は、廃止する。

3　小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則の臨時特例に関する省令により登録された競走場については、この省令の施行後も、昭和二十七年三月三十一日までは、小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則第九條第二項第一号の規定を適用しない。

◉**通商産業省令第八十四号**

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第八條の規定を実施するため、輸入貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月二十八日

通商産業大臣　高橋龍太郎

輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

「

外国為替購入を伴わぬ委託加工契約による	Without requiring purchase of any Foreign Exchange Against convertible yen a/c Under processing deal contract

」を

「

外国為替購入を伴わぬ特別預金御定による委託加工契約による	Without requiring purchase of any Foreign Exchange Under processing deal contract

」に改める。

附　則

この省令は、昭和二十七年一月一日から施行する。

告　示

◉**総理府告示第四百四十五号**

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十一月一日から、北海道札幌郡手稲村を手稲町とする旨、北海道知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百四十六号**

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十一月一日から、北海道常呂郡訓子府村を訓子府町とする旨、北海道知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百四十七号**

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年十一月一日から、北海道枝幸郡浜頓別村を浜頓別町とする旨、北海道知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百四十八号**

村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十一月十四日から、宮城県加美郡広原村字硲窪一の内一六一町三六一二歩の区域を玉造郡川渡村に編入する旨、宮城県知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百四十九号**

村を町とする処分

地方自治法第八條第三項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京都北多摩郡谷保村を谷保町とする旨、東京都知事から届出があつた。

なお、同日から同町はその名称を国立町と変更した。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百五十号**

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京都西多摩郡福生町と北多摩郡拝島村の境界を次の通り変更する旨、東京都知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

北多摩郡福生町に編入する区域

西多摩郡拝島村大字堀向　四〇八六ノ一、四〇八六ノ二、四〇八五、四〇八七、四〇八八

北多摩郡拝島村に編入する区域

西多摩郡福生町大字熊川字武蔵野一五六七、一六〇四、一六〇五

◉**総理府告示第四百五十一号**

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京都西多摩郡瑞穂町と北多摩郡村山村の境界を次の通り変更する旨、東京都知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

西多摩郡瑞穂町に編入する区域

北多摩郡村山村大字岸字丸山　二〇〇、同字丸ヶ谷戸　四二一、四二二、四二三、四二四、四二五ノ一、四二五ノ二、四三五ノ三、同字小山下　四二六、四二七、同字川向　五〇九、五一〇、五一一、同字殿ヶ谷前　五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、同字経塚　五二一、同字経塚向　九三三三

北多摩郡村山村に編入する区域

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字土手内　三九四、三九五、三九六ノ一、三九六ノ二、三九七ノ一、三九七ノ二、三九八、三九九、四〇〇ノ一、四〇〇ノ二、四〇〇ノ三、同字榎戸　四〇〇ノ四、同字小山淵　九九八ノ一、九九八ノ二、九九八ノ三、九九八ノ四、九九九ノ一、九九九ノ二、九九九ノ三、一〇〇〇、一〇〇一ノ一、一〇〇一ノ二、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、同字宮野入　一三七、一三七ノ一、一三七ノ二、一三七ノ三、同字尾引添　一二九、一二九ノ一、一二九ノ二、一二九三、一二九四、一二九五、同大字箱根ヶ崎字東　二三〇二ノ一、二三〇二ノ二

◉**総理府告示第四百五十二号**

市の設置

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京都西多摩郡青梅町、調布村及び神代村を廃し、その区域をもつて青梅市を置く旨、東京都知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百五十三号**

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京都南多摩郡町田町と南村の境界を次の通り変更する旨、東京都知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

南多摩郡町田町に編入する区域

南多摩郡南村大字成瀬字二十一号

三四九ノ一、三四九ノ二、三四九ノ三、三四九ノ四、三四九ノ五、三四九ノ六、三四九ノ七、三四九ノ八、三五〇、三五〇ノ一、三五〇ノ二、三五〇ノ三、三五〇ノ四、三五〇ノ五、三五〇ノ六、三五〇ノ七、三五〇ノ八、三五一、三五一ノ一、三五一ノ二、三五一ノ三、三五一ノ四、三五一ノ五、三五一ノ六、三五一ノ七、三五一ノ八、三五一ノ九、三五一ノ一〇、三五一ノ一一、三五一ノ一二、三五一ノ一三、三五一ノ一四、三五一ノ一五、三五一ノ一六、三五一ノ一七、三五一ノ一八、三五一ノ一九、三五一ノ二〇、三五一ノ二一、三五一ノ二二、三五一ノ二三、三五一ノ二四、三五一ノ二五、三五一ノ二六、三五一ノ二七、三五一ノ二八、三五二、三五二ノ一、三五二ノ二、三五二ノ三、三五二ノ四、三五二ノ五、三五二ノ六、三五二ノ七、三五二ノ八、三五三、三五三ノ一、三五三ノ二、三五三ノ三、三五三ノ四、三五三ノ五、三五三ノ六、三五三ノ七、三五三ノ八、三五三ノ九、三五三ノ一〇、三五三ノ一一、三五三ノ一二、三五三ノ一三、三五三ノ一四、三五三ノ一五、三五三ノ一六、三五三ノ一七、三五三ノ一八、三五三ノ一九、三五三ノ二〇、三五四、三五四ノ一、三五四ノ二、三五四ノ三、三五四ノ四、三五四ノ五、三五四ノ六、三五四ノ七、三五四ノ八、三五四ノ九、三五五、三五五ノ一、三五五ノ二、三五五ノ三、三五五ノ四、三五五ノ五、三五五ノ六、三五五ノ七、三五五ノ八、三五五ノ九、三五六、三五六ノ一、三五六ノ二、三五六ノ三、三五六ノ四、三五七、三五七ノ一、三五七ノ二、三五七ノ三、三五七ノ四、三五七ノ五、三五七ノ六、三五七ノ七、三五七ノ八、三五八、三五八ノ一、三五八ノ二、三五八ノ三、三五八ノ四、三五八ノ五、三五八ノ六、三五八ノ七、三五八ノ八、三五九、三五九ノ一、三五九ノ二、三五九ノ三、三五九ノ四、三五九ノ五、三五九ノ六、三五九ノ七、三五九ノ八、三六〇、三六〇ノ一、三六〇ノ二、三六〇ノ三、三六〇ノ四、三六〇ノ五、三六〇ノ六、三六〇ノ七、三六〇ノ八、三六一、三六一ノ一、三六一ノ二、三六一ノ三、三六一ノ四、三六一ノ五、三六一ノ六、三六一ノ七、三六一ノ八、三六一ノ九、三六一ノ一〇、三六一ノ一一、三六一ノ一二、三六一ノ一三、三六一ノ一四、三六一ノ一五、三六一ノ一六、三六一ノ一七、三六一ノ一八、三六一ノ一九、三六一ノ二〇、三六一ノ二一、三六一ノ二二、三六一ノ二三、三六一ノ二四、三六一ノ二五、三六一ノ二六、三六一ノ二七、三六一ノ二八、三六二、三六二ノ一、三六二ノ二、三六二ノ三、三六二ノ四、三六二ノ五、三六二ノ六、三六二ノ七、三六二ノ八、三六三、三六三ノ一、三六三ノ二、三六三ノ三、三六三ノ四、三六三ノ五、三六三ノ六、三六三ノ七、三六三ノ八、三六三ノ九、三六三ノ一〇、三六三ノ一一、三六三ノ一二、三六三ノ一三、三六三ノ一四、三六三ノ一五、三六三ノ一六、三六三ノ一七、三六三ノ一八、三六三ノ一九、三六三ノ二〇、三六四、三六四ノ一、三六四ノ二、三六四ノ三、三六四ノ四、三六四ノ五、三六四ノ六、三六四ノ七、三六四ノ八、三六四ノ九、三六四ノ一〇、三六四ノ一一、三六四ノ一二、三六四ノ一三、三六四ノ一四、三六四ノ一五、三六四ノ一六、三六四ノ一七、三六四ノ一八、三六四ノ一九、三六四ノ二〇、三六四ノ二一、三六四ノ二二、三六四ノ二三、三六四ノ二四、三六四ノ二五、三六四ノ二六、三六四ノ二七、三六四ノ二八、三六四ノ二九、三六四ノ三〇、三六四ノ三一、三六四ノ三二、三六四ノ三三、三六四ノ三四、三六四ノ三五、三六四ノ三六、三六四ノ三七、三六四ノ三八、三六四ノ三九、三六四ノ四〇、三六四ノ四一、三六四ノ四二、三六四ノ四三、三六四ノ四四、三六四ノ四五、三六四ノ四六、三六四ノ四七、三六四ノ四八、三六四ノ四九、三六四ノ五〇、三六四ノ五一、三六四ノ五二、三六四ノ五三、三六四ノ五四、三六四ノ五五、三六四ノ五六、三六四ノ五七、三六四ノ五八、三六四ノ五九、三六四ノ六〇、三六四ノ六一、三六四ノ六二、三六四ノ六三、三六四ノ六四、三六四ノ六五、三六四ノ六六、三六四ノ六七、三六四ノ六八、三六四ノ六九、三六四ノ七〇、三六四ノ七一、三六四ノ七二、三六四ノ七三、三六四ノ七四、三六四ノ七五、三六四ノ七六、三六四ノ七七、三六四ノ七八、三六四ノ七九、三六四ノ八〇、三六四ノ八一、三六四ノ八二、三六四ノ八三、三六四ノ八四、三六四ノ八五、三六四ノ八六、三六四ノ八七、三六四ノ八八、三六四ノ八九、三六四ノ九〇、三六四ノ九一、三六四ノ九二、三六四ノ九三、三六四ノ九四、三六四ノ九五、三六四ノ九六、三六四ノ九七、三六四ノ九八、三六四ノ九九、三六四ノ一〇〇、三六四ノ一〇一、三六四ノ一〇二、三六四ノ一〇三、三六四ノ一〇四、三六四ノ一〇五、三六四ノ一〇六、三六四ノ一〇七、三六四ノ一〇八、三六四ノ一〇九、三六四ノ一一〇、三六四ノ一一一、三六四ノ一一二、三六四ノ一一三、三六四ノ一一四、三六四ノ一一五、三六四ノ一一六、三六四ノ一一七、三六四ノ一一八、三六四ノ一一九、三六四ノ一二〇、三六四ノ一二一、三六四ノ一二二、三六四ノ一二三、三六四ノ一二四、三六四ノ一二五、三六四ノ一二六、三六四ノ一二七、三六四ノ一二八、三六四ノ一二九、三六四ノ一三〇、三六四ノ一三一、三六四ノ一三二、三六四ノ一三三、三六四ノ一三四、三六四ノ一三五、三六四ノ一三六、三六四ノ一三七、三六四ノ一三八、三六四ノ一三九、三六四ノ一四〇、三六四ノ一四一、三六四ノ一四二、三六四ノ一四三、三六四ノ一四四、三六四ノ一四五、三六四ノ一四六、三六四ノ一四七、三六四ノ一四八、三六四ノ一四九、三六四ノ一五〇、三六四ノ一五一、三六四ノ一五二、三六四ノ一五三、三六四ノ一五四、三六四ノ一五五、三六四ノ一五六、三六四ノ一五七、三六四ノ一五八、三六四ノ一五九、三六四ノ一六〇、三六四ノ一六一、三六四ノ一六二、三六四ノ一六三、三六四ノ一六四、三六四ノ一六五、三六四ノ一六六、三六四ノ一六七、三六四ノ一六八、三六四ノ一六九、三六四ノ一七〇、三六四ノ一七一、三六四ノ一七二、三六四ノ一七三、三六四ノ一七四、三六四ノ一七五、三六四ノ一七六、三六四ノ一七七、三六四ノ一七八、三六四ノ一七九、三六四ノ一八〇、三六四ノ一八一、三六四ノ一八二、三六四ノ一八三、三六四ノ一八四、三六四ノ一八五、三六四ノ一八六、三六四ノ一八七、三六四ノ一八八、三六四ノ一八九、三六四ノ一九〇、三六四ノ一九一、三六四ノ一九二、三六四ノ一九三、三六四ノ一九四、三六四ノ一九五、三六四ノ一九六、三六四ノ一九七、三六四ノ一九八、三六四ノ一九九、三六四ノ二〇〇、三六四ノ二〇一、三六四ノ二〇二、三六四ノ二〇三、三六四ノ二〇四、三六四ノ二〇五、三六四ノ二〇六、三六四ノ二〇七、三六四ノ二〇八、三六四ノ二〇九、三六四ノ二一〇、三六四ノ二一一、三六四ノ二一二、三六四ノ二一三、三六四ノ二一四、三六四ノ二一五、三六四ノ二一六、三六四ノ二一七、三六四ノ二一八、三六四ノ二一九、三六四ノ二二〇、三六四ノ二二一、三六四ノ二二二、三六四ノ二二三、三六四ノ二二四、三六四ノ二二五、三六四ノ二二六、三六四ノ二二七、三六四ノ二二八、三六四ノ二二九、三六四ノ二三〇、三六四ノ二三一、三六四ノ二三二、三六四ノ二三三、三六四ノ二三四、三六四ノ二三五、三六四ノ二三六、三六四ノ二三七、三六四ノ二三八、三六四ノ二三九、三六四ノ二四〇、三六四ノ二四一、三六四ノ二四二、三六四ノ二四三、三六四ノ二四四、三六四ノ二四五、三六四ノ二四六、三六四ノ二四七、三六四ノ二四八、三六四ノ二四九、三六四ノ二五〇、三六四ノ二五一、三六四ノ二五二、三六四ノ二五三、三六四ノ二五四、三六四ノ二五五、三六四ノ二五六、三六四ノ二五七、三六四ノ二五八、三六四ノ二五九、三六四ノ二六〇、三六四ノ二六一、三六四ノ二六二、三六四ノ二六三、三六四ノ二六四、三六四ノ二六五、三六四ノ二六六、三六四ノ二六七、三六四ノ二六八、三六四ノ二六九、三六四ノ二七〇、三六四ノ二七一、三六四ノ二七二、三六四ノ二七三、三六四ノ二七四、三六四ノ二七五、三六四ノ二七六、三六四ノ二七七、三六四ノ二七八、三六四ノ二七九、三六四ノ二八〇、三六四ノ二八一、三六四ノ二八二、三六四ノ二八三、三六四ノ二八四、三六四ノ二八五、三六四ノ二八六、三六四ノ二八七、三六四ノ二八八、三六四ノ二八九、三六四ノ二九〇、三六四ノ二九一、三六四ノ二九二、三六四ノ二九三、三六四ノ二九四、三六四ノ二九五、三六四ノ二九六、三六四ノ二九七、三六四ノ二九八、三六四ノ二九九、三六四ノ三〇〇、三六四ノ三〇一、三六四ノ三〇二、三六四ノ三〇三、三六四ノ三〇四、三六四ノ三〇五、三六四ノ三〇六、三六四ノ三〇七、三六四ノ三〇八、三六四ノ三〇九、三六四ノ三一〇、三六四ノ三一一、三六四ノ三一二、三六四ノ三一三、三六四ノ三一四、三六四ノ三一五、三六四ノ三一六、三六四ノ三一七、三六四ノ三一八、三六四ノ三一九、三六四ノ三二〇、三六四ノ三二一、三六四ノ三二二、三六四ノ三二三、三六四ノ三二四、三六四ノ三二五、三六四ノ三二六、三六四ノ三二七、三六四ノ三二八、三六四ノ三二九、三六四ノ三三〇、三六四ノ三三一、三六四ノ三三二、三六四ノ三三三、三六四ノ三三四、三六四ノ三三五、三六四ノ三三六、三六四ノ三三七、三六四ノ三三八、三六四ノ三三九、三六四ノ三四〇、三六四ノ三四一、三六四ノ三四二、三六四ノ三四三、三六四ノ三四四、三六四ノ三四五、三六四ノ三四六、三六四ノ三四七、三六四ノ三四八、三六四ノ三四九、三六四ノ三五〇、三六四ノ三五一、三六四ノ三五二、三六四ノ三五三、三六四ノ三五四、三六四ノ三五五、三六四ノ三五六、三六四ノ三五七、三六四ノ三五八、三六四ノ三五九、三六四ノ三六〇、三六四ノ三六一、三六四ノ三六二、三六四ノ三六三、三六四ノ三六四、三六四ノ三六五、三六四ノ三六六、三六四ノ三六七、三六四ノ三六八、三六四ノ三六九、三六四ノ三七〇、三六四ノ三七一、三六四ノ三七二、三六四ノ三七三、三六四ノ三七四、三六四ノ三七五、三六四ノ三七六、三六四ノ三七七、三六四ノ三七八、三六四ノ三七九、三六四ノ三八〇、三六四ノ三八一、三六四ノ三八二、三六四ノ三八三、三六四ノ三八四、三六四ノ三八五、三六四ノ三八六、三六四ノ三八七、三六四ノ三八八、三六四ノ三八九、三六四ノ三九〇、三六四ノ三九一、三六四ノ三九二、三六四ノ三九三、三六四ノ三九四、三六四ノ三九五、三六四ノ三九六、三六四ノ三九七、三六四ノ三九八、三六四ノ三九九、三六四ノ四〇〇、三六四ノ四〇一、三六四ノ四〇二、三六四ノ四〇三、三六四ノ四〇四、三六四ノ四〇五、三六四ノ四〇六、三六四ノ四〇七、三六四ノ四〇八、三六四ノ四〇九、三六四ノ四一〇、三六四ノ四一一、三六四ノ四一二、三六四ノ四一三、三六四ノ四一四、三六四ノ四一五、三六四ノ四一六、三六四ノ四一七、三六四ノ四一八、三六四ノ四一九、三六四ノ四二〇、三六四ノ四二一、三六四ノ四二二、三六四ノ四二三、三六四ノ四二四、三六四ノ四二五ノ一、四二五ノ二、四三五ノ三、同字小山下　四二六、四二七、同字川向　五〇九、五一〇、五一一、同字殿ヶ谷前　五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、同字経塚　五二一、同字経塚向　九三三三

北多摩郡村山村に編入する区域

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字土手内　三九四、三九五、三九六ノ一、三九六ノ二、三九七ノ一、三九七ノ二、三九八、三九九、四〇〇ノ一、四〇〇ノ二、四〇〇ノ三、同字榎戸　四〇〇ノ四、同字小山淵　九九八ノ一、九九八ノ二、九九八ノ三、九九八ノ四、九九九ノ一、九九九ノ二、九九九ノ三、一〇〇〇、一〇〇一ノ一、一〇〇一ノ二、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、同字宮野入　一三七、一三七ノ一、一三七ノ二、一三七ノ三、同字尾引添　一二九、一二九ノ一、一二九ノ二、一二九三、一二九四、一二九五、同大字箱根ヶ崎字東　二三〇二ノ一、二三〇二ノ二

◉**総理府告示第四百五十二号**

市の設置

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京都西多摩郡青梅町、調布村及び神代村を廃し、その区域をもつて青梅市を置く旨、東京都知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**総理府告示第四百五十三号**

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年四月一日から、東京

◉**総理府告示第四百五十四号**

市の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十二月十五日から、愛知県豊橋市と豊川市の境界を次の通り変更する旨、愛知県知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

豊川市に編入する区域

豊橋市長瀬町字郷西　四六ノ一、四八ノ一、四九ノ一、五〇ノ一、同字西浦　二六ノ一、二七ノ一、三〇ノ一、四八ノ一、五七ノ一、同字上ノ畑　一ノ六、五ノ三、六ノ三、豊橋市長瀬町番外　四二ノ㈠、四二ノ㈡、三ノ㈠、一六ノ㈠

豊橋市に編入する区域

豊川市行明町字宮井戸　五六〇ノ一、五六三ノ三、五六四ノ一、五六九ノ一、五六七ノ一、五六八ノ一、五七一ノ一、同字高畑　一〇一七ノ三、一〇一七ノ四、一〇二〇ノ一、一〇二四ノ五、二〇二四ノ六、一〇二五ノ三、豊川市行明町番外　九二ノ㈠、八五ノ㈠

◉**総理府告示第四百五十五号**

町村の境界変更

地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十一月三日から、広島県賀茂郡郷田村の次の区域を西條町に編入する旨、広島県知事から届出があつた。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

賀茂郡西條町に編入する区域

賀茂郡郷田村大字田口字滝原　二四一ノ一、二四二ノ二、二四二ノ三、二四二ノ四、二四二ノ五、二四三ノ二六、同字東子　二八七二、二八七〇、二八七一、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、同字滝原　二四二ノ一一、二四二ノ一二、二四二ノ三三、二四二ノ三四、二四二ノ三五、二四二ノ三六、二四二ノ三七、同字東子　二八八四、二八八五、二八八六

◉**総理府告示第四百五十六号**

読者の選択に基く新聞用紙の割当の調整のための措置に関する件に基く総理庁告示（昭和二十三年十一月十九日総理庁告示第二百号）は、昭和二十六年十二月三十一日限り廃止する。

昭和二十六年十二月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

◉**土地調整委員会告示第四号**

土地調整委員会に対し、鉱区禁止地域の指定請求があつたから、土地調整委員会設置法（昭和二十二年勅令第百九十二号）第二十二條第二項及び土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第七條の規定により、次のように公示する。

昭和二十六年十二月二十八日

土地調整委員会委員長　我妻　栄

鉱区禁止地域指定請求

一　請求者名　山口県知事　田中　龍夫

二　区域の所在地　山口県宇部市大字沖宇部字　石切場、水神松、東切貫、上尾山、樽原、受堤上、荒上、切貫、野中

三　区域の面積　五四・〇四八〇クタール

四　鉱物の名称　石炭

五　請求の理由の要旨

㈠　本区域の石炭採掘は、常盤池貯水の涸水を来すおそれがあり、農業用水並びに工業用水の補給に困難を来すこととなる。

㈡　本区域は、宇部市都市計画、公園及び常盤風致地区の一部をなし石炭採掘は、景観維持上直接間接に支障がある。

六　区域図　次の通り。

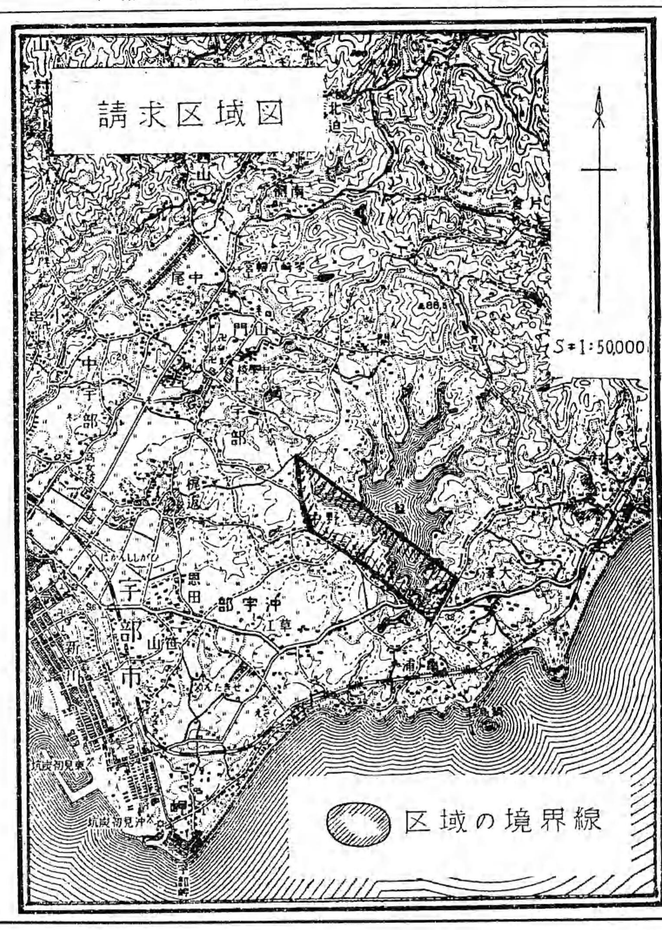

備考

1　土地調整委員会設置法施行規則第八條の規定により、本件に関し審問を受けようとする者（土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人、その他の利害関係人）は、同條の規定により、その氏名（二人以上同意見の場合は連署してその代表者名でよい。）、職業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及び理由を記載した文書を昭和二十七年一月十五日までに、東京都文京区小石川町一ノ一ノ十一土地調整委員会（日本発送電株式会社事務所内）に提出されたい。

2　審問についての詳細は、おつて通知する。

◉**法務府告示第四百九十三号**

左記の者は、イギリス国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十二月二十八日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　神奈川県横浜市西区東ケ丘四十六番地

住所　福岡県小倉市大字米町百二十二番地

安芸　治子

大正十一年一月六日生

◉**法務府告示第四百九十四号**

左記の者は、中華民国の国籍を有するところ、国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十六年十二月二十八日

法務総裁　木村篤太郎

本籍　京都府中郡五箇村字五箇四十六番地

住所　京都府中郡五箇村字五箇四十六番地

日下とし子

大正十四年二月三日生

本籍　山口県大津郡三隅町大字三隅下第七百十六番地

住所　東京都世田谷区上馬二丁目十四番地

柏村　杏子（キョウコ）

大正十五年六月六日生

◉**法務府告示第四百九十五号**

昭和二十五年法務府告示第九十八号（少年院種別表に関する告示）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日

法務総裁　木村篤太郎

少年院種別表中「三重少年学院　初等、中等少年院　男」を「三重少年学院　初等、中等少年院　男」に改める。

「浜松少年学院　初等、中等少年院　男」を「浜松少年学院　初等、中等少年院　男」に改める。

◉**法務府告示第四百九十六号**

昭和二十五年法務府告示第六十五号（男子の医療少年院を特に区分して男女の別に従つて少年を収容することに関する告示）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日

法務総裁　木村篤太郎

少年院種別表中「三重少年学院　初等、中等少年院　男」を「三重少年学院　初等、中等少年院　男」に改める。

「及び豊浦医療少年院」を「、豊浦医療少年院及び富川医療少年院」に改める。

◉**法務府告示第四百九十七号**

昭和二十四年法務府告示第九十七号（少年刑務所等の特に区別した場所を少年院に充てることに関する告示）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日

法務総裁　木村篤太郎

「浜松刑務支所」の下に「、尾道刑務支所」を加える。

◉**大蔵省告示第二千四十七号**

法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号）第三号の規定に基き学校法人日本女子大学から寄附金募集に関する届出があつたから、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第三項但書の規定に該当する寄附金として次のとおり承認した。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

一　募金者の名称　学校法人日本女子大学

二　募金事務所　東京都文京区高田豊川町十八番地

三　募金の名称　日本女子大学学園建設資金

四　募金の目標額　三千万円

五　承認の年月日　昭和二十六年十二月十五日

◉**大蔵省告示第二千四十八号**

法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第八條の規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

第五号及び第十号中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に改める。

◉**大蔵省告示第二千四十九号**

外国為替管理令（昭和二十五年政令第二百三号）第十一條第一項の規定に基き、外国為替銀行の承認のみをもつて外国へ向けた支拂のできる場合を定める告示（昭和二十五年十月大蔵省告示第千五十六号）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日

大蔵大臣　池田　勇人

第一の一中「通商産業大臣」を「大蔵大臣又は通商産業大臣」に、「貨物の輸出入に伴い内国支拂手段により受領した運賃収入」を「外貨建運送契約に伴う運賃その他の収入」に改め、「附表第八」の下に「及び第九」を加え、「送金の決算をする場合」を「送金の決算をする場合。但し、当該収入を対外支拂手段によつて受領した場合においては、当該対外支拂手段又はこれに係る外貨預金を外国為替銀行に売却し、その代り金として内国支拂手段を得たときに限る。」に改める。

第一の二の1中「貨物運賃収入」を「運賃その他の収入」に改め、「（傭船に係る場合には受領した額の全部に相当する額）の下に「とし、対外支拂手段により受領した場合には当該対外支拂手段又はこれに係る外貨預金残高の全部に相当する額とする。」を加える。

第一の二の2中「貨物運賃収入を旅客運賃その他の海外輸送に伴う収入とともに決算し、」を「運賃その他の収入を決算し、」に改め、「（貨物の輸出入に伴い、内国支拂手段により受領した運賃収入に係るものに限る。）」を削る。

第一の三中「二の2の規定による決算の額については、」を「二の1の規定により暫定送金をした者は、二の2の規定による送金の決算をし、当該決算の額について、」に改める。

第二の一中「通商産業大臣」を「大蔵大臣又は通商産業大臣」に、「貨物の輸出入に伴い、内国支拂手段により受領した積荷保険料収入」を「外貨建保険契約に伴う保険料その他の収入で内国支拂手段によつて受領したもの」に、「附表九」を「附表第十」に改める。

第二の二中「保険料収入」を「保険料その他の収入」に改める。

◉**厚生省告示第二百九十五号**

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第三條の規定により、阿蘇国立公園計画の一部である集団施設地区、単独施設、歩道及び一部の車道を次のように決定する。

その関係図面は大分県庁、熊本県庁及び左の関係町村役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月二十八日

厚生大臣　橋本　龍伍

大分県　直入郡　久住町、都野村
　　玖珠郡　飯田村、南山田村
熊本県　菊池郡　水源村、平真城村、瀬田村
　　阿蘇郡　宮地町、坂梨村、黒川村、永水村、尾ヶ石村、内牧町、山田村、中通村、古城村、南小国村、小国町、産山村、波野村、高森町、色見村、白水村、久木野村、長陽村、錦野村

（次のよう及び図面は省略）

◉**厚生省告示第二百九十六号**

国立公園法（昭和六年法律第三十六号）第三條の規定により、十和田国立公園計画の一部である集団施設地区、単独施設及び歩道を次のように決定する。

その関係図面は青森県庁、秋田県庁及び左の関係町村役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和二十六年十二月二十八日

厚生大臣　橋本　龍伍

青森県　東津軽郡　荒川村、横内村、浜館村
　　南津軽郡　竹館村
　　上北郡　十和田村
秋田県　鹿角郡　小坂町、大湯町、七滝村

（次のよう及び図面は省略）

◉**農林省告示第四百七十号**

砂糖需給調整規則（昭和二十四年農林省令第四十二号）に基き、昭和二十四年農林省告示第二百二十一号（配給割当公文書、割当申請書及び生産業者登録票交付申請書の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十日

農林大臣　広川　弘禪

一　（配給割当公文書の様式）中㈠の(イ)の次に㈡として次のように加える。

(ニ)外国人用

表

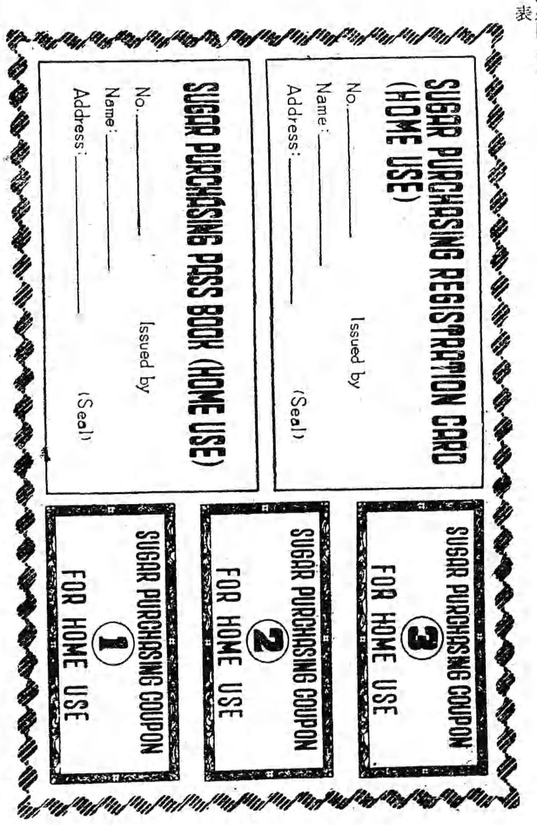

裏

SUGAR PURCHASING PASS BOOK (HOME USE)

NOTICE

1. The sugar purchasing registration card is intended for to select a registered retail dealer. Any person who has this sugar purchasing pass book can purchase sugar from any one of the registered retail dealers. It is not necessary to present the sugar purchasing registration card to a registered retail dealer.
2. This pass book has been issued in accordance with the Sugar Demand and Supply Adjustment Regulations (Ministry of Agriculture and Forestry Ordinance No. 42 of 1949).
3. No pass book shall be available, if it is not filled up with required items or any of the coupons is separated from the book
4. On leaving, this Book shall be returned to the Superintendent of Cusstom-house in Japan.
5. For the rest, the purchasing coupons shall be used in compliance with the direction of the governor of To, Do, Fu, or prefecture.
6. This pass book shall not be reissued as a principle.

◉**農林省告示第四百七十一号**

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第四條第二項の規定に基き、昭和二十六年十一月三十日次のような措置をとつたので告示する。

昭和二十六年十二月二十八日

農林大臣　広川　弘禪

1　昭和二十二年農林省告示第百九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の㈣外食券の様式を次のように改めた。

㈣　外食券

(イ)　外食券(甲)

表

裏

注　意

一、全国どこででも、食糧管理法及び同法施行規則に基き登録を受けた米飯提供業者の店舗で、木券の各片と引換に精米一三〇瓦を原料として調理した米飯の食事ができ、又駅構内立売業者及び列車内販売業者から、木券の各片と引換に精米一三〇瓦を原料として調理した米飯を買うことができます。なお、木券の交付を受けこれを使用しなかつた場合、有効期間内であれば、木券と引換に新外食券を交付し、又木券の交付を受けた市区町村長に主要食糧購入通帳を提出の上木券を返還すれば、相当数量の米の配給が受けられます。

二、各片の裏面に木券を交付した市区町村名のなつ印の無いものは無効です。

三、木券の各片を切り離したら無効です。なお、木券には偽造防止のため特に縦に波状の「透し」が入れてありますから御注意下さい。

四、木券を失つた場合には再交付致しません。

五、木券は、他人に譲り渡したり、他人から譲り受けてはいけません。

(ロ)　外食券(乙)

表

裏

注　意

一、全国どこででも、食糧管理法及び同法施行規則に基き登録を受けた米飯提供業者の店舗で、木券の各片と引換に精米一三〇瓦を原料として調理した米飯の食事ができ、又駅構内立売業者及び列車内販売業者から、木券の各片と引換に精米一三〇瓦を原料として調理した米飯を買うことができます。なお、木券の交付を受けこれを使用しなかつた場合、有効期間内であれば、木券と引換に新外食券を交付し、又木券の交付を受けた市区町村長に返還すれば、市区町村長の交付する主要食糧特別購入切符乙により、木券の交付を受けるため保有米を売渡した小売販売業者甲から相当数量の米を購入することが出来ます。

二、各片の裏面に木券を交付した市区町村名のなつ印の無いものは無効です。

三、木券の各片を切り離したら無効です。なお、木券には偽造防止のため特に縦に波状の「透し」が入れてありますから御注意下さい。

四、木券を失つた場合には再交付致しません。

五、木券は、他人に譲り渡したり、他人から譲り受けてはいけません。

2　前項の措置にかかわらず、改正前の様式により交付されている外食券(甲)及び外食券(乙)の様式は、昭和二十六年十二月三十一日まで有効とした。

◉**農林省告示第四百七十二号**

食糧管理法施行令（昭和二十二年政令第三百三十号）第四條第二項及び第十條の規定に基き、昭和二十二年農林省告示第百九十六号（食糧管理法の施行に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。但し、四の㈤の改正に関する部分は、食糧管理法施行令の一部を改正する政令（昭和二十六年政令第三百九十四号）の施行の日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日

農林大臣　広川　弘禪

四中㈠から㈣まで、㈤及び㈥から㈧までをそれぞれ次のように改める。

(一) 消費世帯用主要食糧購入通帳　B列六号　八頁

表紙

消費世帯用主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行

農　林　省　[農林省印]

整理番号	都道府県	市区町村 No.		
交付年月日	年　月　日	世帯主	住所	
交付者名			氏名	
同上印		配給所		

注意事項

1　この通帳は、小売販売業者(甲)から、主要食糧の配給を受けるために発行されるもので、この通帳がない場合には、配給を受けられません。
2　この通帳による配給は、各自が登録した配給所でなければ受けられません。
3　この通帳は、昭和　年　月　日まで有効です。
4　この通帳に農林省印その他所定の印がないものは、無効です。
5　この通帳は、失つても原則として再交付しません。
6　この通帳を譲渡又は貸与したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。
7　転出入その他世帯人員に異動があつた場合には、直ちに必要な異動申告の手続をとつて下さい。

第二頁

家族名簿

	氏名	続柄	性別	年令	生年月日	基準量	異動 月日	異動 事由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
特記事項								

第三頁及び第四頁

各月配給割当量　(單位精米瓦)

基準量		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
0~1	210g	人									
2~4	270g										
5~8	320g										
9~13	400g										
14~24	405g										
25~59	385g										
60以上	330g										
(妊)	70g										
(病)	140g										
計	家族人員										
	一日当割当量	g									
当月割当量		g									
米	配給日数	日									
	割当量	g									
麦製品	配給日数	日									
	割当量	g									
	クーポン交付量	g									
	クーポン未設量	g									
市区町村長印											
備考											

第五頁

配給明細表

月日	品名	配給量	金額	先渡数未量	備考	配給所印
		瓩	円	瓩		

(二) 生産世帯用主要食糧購入通帳　B列六号　八頁

表紙

生産世帯用主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行

農　林　省　[農林省印]

整理番号	都道府県	市区町村 No.		
交付年月日	年　月　日	世帯主	住所	
交付者名			氏名	
同上印		配給所		

注意事項

1　この通帳は、小売販売業者(甲)から、主要食糧の配給を受けるために発行されるもので、この通帳がない場合には、配給を受けられません。
2　この通帳による配給は、各自が登録した配給所でなければ受けられません。
3　この通帳は、昭和　年　月　日まで有効です。
4　この通帳に農林省印その他所定の印がないものは、無効です。
5　この通帳は、失つても原則として再交付しません。
6　この通帳を譲渡又は貸与したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によつて処罰されます。
7　転出入その他世帯人員に異動があつた場合には、直ちに必要な異動申告の手続をとつて下さい。

第六頁から第八頁

月日	品名	配給量	金額	先渡数未量	備考	配給所印
		瓩	円	瓩		

第二頁

家族名簿

	氏名	続柄	性別	年令	生年月日	基準量	異動 月日	異動 事由
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
特記事項								

第三頁及び第四頁

各月配給割当量　(單位精米瓦)

基準量		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
0~1	210g	人									
2~4	270g										
5~8	320g										
9~13	400g										
14~24	405g										
25~59	385g										
60以上	330g										
(妊)	70g										
(病)	140g										
計	家族人員										
	一日当割当量	g									
当月割当量		g									
米	配給日数	日									
	割当量	g									
麦製品	配給日数	日									
	割当量	g									
	クーポン交付量	g									
	クーポン未設量	g									
市区町村長印											
備考											

第八頁

精米配給明細表

月日	品名	数量	金額	配給量計	割当に対する残量	小売店所在地及び名称印	備考
		瓦	円	瓦	瓦		

第三頁から第七頁

旅行者用切取切符 ○

配給年月日	給日	年月日	消費者	氏名印	㊙
最終消費年月日		年月日			
精米配給量			小売店	名印	印
内地米		g			
外国米		g			

この切取符の記載事項を訂正した時は、受配者及び小売店の訂正印を押して下さい。訂正印のないものは無効です。

第六頁から第八頁

月日	品名	配給量	金額	未渡数量	備考	配給所印
		瓦	円	瓦		

第五頁

配給明細表

月日	品名	配給量	金額	未渡数量	備考	配給所印
		瓦	円	瓦		

第十一頁

月日	品名	数量	金額	配給量計	割当に対する残量	小売店所在地及び名称印	備考
		瓦	円	瓦	瓦		

注意事項

1. この通帳は、巡業者、調査団、派出婦等長期に亘り且つ転々と旅行する者が小売店から主要食糧の配給を受ける場合に限り発行されるものです。
2. この通帳による配給は、各地の小売店丙でなければ受けられません。
3. この通帳に農林省印その他所定の印のないものは無効です。
4. この通帳は、昭和 年 月末日まで有効です。
5. この通帳は、失っても原則として再交付しません。
6. この通帳を毎月市区町村長に提出し、米の割当を記入して貰うと共に、クーポンの交付を受けて下さい。
7. 米の割当量以上の米の配給は受けられません。又外食券の交付についても同様です。
8. 同一市区町村に一箇月以上滞在する場合は、消費世帯用主要食糧配給通帳に切りかえますから、この通帳を返還して、転入の手続をとって下さい。
9. 外国人で帰国する場合は、この通帳を税関長に返して下さい。
10. この通帳を譲渡したり、譲受けたり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によって処罰されます。

第九頁及び第十頁

月日	品名	数量	金額	配給量計	割当に対する残量	小売店所在地及び名称印	備考
		瓦	円	瓦	瓦		

第二頁

配給割当量

月別		月					
当月割当量		瓦					
米	配給日数	日					
	割当量	瓦					
麦製品	配給日数	日					
	割当量	瓦					
	クーポン交付量	瓦					
	クーポン先渡量	瓦					
市区町村長印							
月別		月					
当月割当量		瓦					
米	配給日数	日					
	割当量	瓦					
麦製品	配給日数	日					
	割当量	瓦					
	クーポン交付量	瓦					
	クーポン先渡量	瓦					
市区町村長印							

備考

(ロ) 旅行者用主要食糧購入通帳 B列六号 十一頁

表紙

旅行者用

主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行

農林省

整理番号	都道府県 市区町村 No			
住所				
氏名	※	性別	生年月日	年 月 日
年令	昭和 年 月 日現在 満 才 月	一日当基準量		g
交付市区町村名		市区町村長印		
交付年月日				
備考				

註※氏名は本人が記入してからこの通帳を交付して下さい。代筆の場合は代筆者の住所氏名を備考欄に記入して下さい。外国人の場合は国籍を、外国人登録証明書をもっている者についてはその番号を備考欄に記入して下さい。

一人一日当配給基準量

年令別	0~1	2~4	5~8	9~13	14~24	25~59	60以上
基準量	210g	270g	320g	400g	405g	385g	330g

妊娠5ヶ月以上の妊婦加配は70gです。

昭26.12.28. 第7493号

(四) 特員用主要食糧購入通帳 B列六号 十八頁 表紙

船員用 主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行

農林省

整理番号	交付機関印
交付年月日	
交付機関名	

注意事項

1、この通帳は、船員が乗船中に消費する主要食糧を小売販売業者(丙)から配給を受けるために、船舶単位で発行されるものです。
2、この通帳に農林省印その他所定の印のないものは無効です。
3、この通帳は、失っても原則として再交付しません。
4、この通帳による配給は、小売販売業者(丙)でなければ受けられません。
5、この通帳を譲渡したり、偽造又は変造した場合は、食糧管理法その他の法規によって処罰されます。

第二頁

登録年月日	昭和　年　月　日	船種	
登録番号	号	船舶名	
船舶番号又は船鑑札番号	号	船主名	
総屯数	屯	住所	
登録年月日	昭和　年　月　日	船種	
登録番号	号	船舶名	
船舶番号又は船鑑札番号	号	船主名	
総屯数	屯	住所	
前通帳による配給済年月日及び切換時積算過不足量	年　月　日　g	管海官庁名印	

船員数及び一日当配給量

月	船員数		船員家族数							配給量	管海官庁印	備考
	一般船舶	特殊漁船	0-1才	2-4才	5-8才	9-13才	14-24才	25-59才	60以上			
日	730g	805g	210g	270g	320g	400g	405g	385g	330g			

第三頁及び第四頁

月	船員数		船員家族数							配給量	備考	管海官庁印
	一般船舶	特殊船	0-1才	2-4才	5-8才	9-13才	14-24才	25-59才	60以上			
日	730g	805g	210g	270g	320g	400g	405g	385g	330g			

船員用切取切符

配給年月日		船舶名	
最終所管替年月日		船長名	㊞
品名	数量	小売店名	㊞
内地米	g	備考	
外国米	g		
精麦	g		
小麦粉	g		
	g		
計	g		

第五頁から第十頁

二切取切符の記載事項と訂正した時は、受配者及び小売店の訂正印を押して下さい。
訂正印のないものは無効です。

第十一頁

乗組員受配者名簿

乗船配給年月日	時済日	職名	氏名	性別	年令	生年月日	転入年月日	乗船検印	転出年月日	転出配給年月日	時済日	下船検印

第十二頁から第十五頁

(六) (イ) 主要食糧選択購入切符 表 一食券

裏

注意事項

1. 各国どこの小売販売業者甲からでも本券と引換に精麦、乾めん類又は小麦粉を買うことができ、又各自の主要食糧購入通帳をあわせ提示すれば、満六才以下の幼児に限り本券と引換に幼児食Bを買うことができます。
2. 全国どこの小売販売業者乙からでも本券と引換に生めん、ゆでめん類若しくは乾めん類を買うことができ、又は全国どこの小売販売業者乙若しくは厚生食堂、職域食堂、学生食堂等であつて農林大臣の指定する施設でもめん類やパンの食事ができます。
3. 本券一三〇瓦、"乾めん類一三〇瓦、小麦粉一三〇瓦又は小麦粉一三〇瓦を原料とした生めん、ゆでめん、幼児食B"幼児食B"と引換えます。
4. 本券は、外食券引換に渡すことはできません。
5. 本券を失つたときは、原則として再交付しません。
8. 本券は、表記の有効期間の記載にかかわらず、小売販売業者が当該業務のために使用する場合は昭和二十七年三月十日まで有効です。
7. 本券を他人に譲り渡した他人から譲り受けたときは処罰されます。
6. 本券は、外食券引換に渡すことはできません。

(六) (イ) 主要食糧選択購入切符 表 一食券

第十六頁から第十八頁

配給明細表

符号	月日	品名	配給量	金額	配給済月日	精算不足	小売店名及び所在地	在所名印	備考
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									
( )									

第五頁から第十頁

この切取符の記載事項を訂正した時は、その配給者及び小売店の訂正印を押して下さい。訂正印のないものは無効です。

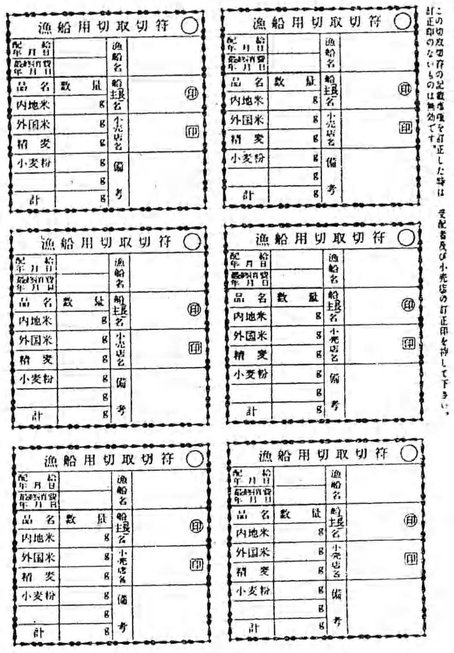

第三頁及び第四頁

月日	船員数 805瓦	船員数 730瓦	配給量	業務用	所印	備考

第十二頁から第十五頁

乗組	給与	配日	時月	給印	乗検	職名	氏名	性別	年令	雇年	入月	入日	出年	出月	出日	出港時	配日	時月	配給	検印	下検

第十一頁

乗組員受配者名簿

乗組	給与	配日	時月	乗検印	職名	氏名	性別	年令	雇年	入月	入日	出年	出月	出日	出港時	配日	時月	配給	検印	下検

(ロ)　表　三食券

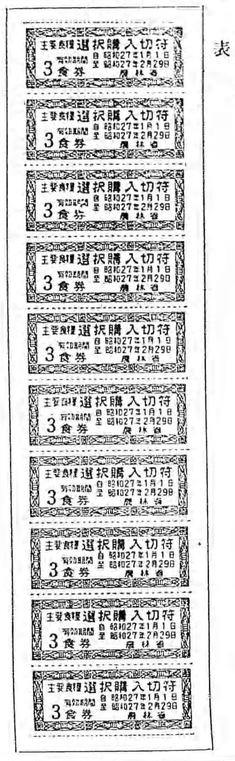

裏

注意事項

1. 全国どこの小売販売業者甲からでも本券と引換に精麦、佐めん類又は小麦粉を買うことができ、又各自の主要食糧購入通帳をあわせ提示すれば、(六)以下の幼児に限り本券と引換に幼児食Bを買うこともできます。
2. 全国どこの小売販売業者乙からでも本券と引換に生めん、ゆでめん、佐めん類若しくは厚生食堂、駐屯軍食堂、学生食堂等であつて農林大臣の指定する施設でもめん類やパンの食事ができます。
3. 本券一食分は精麦一三〇瓦、佐めん類一三〇瓦、小麦粉一三〇瓦又は小麦粉一三〇瓦を原料とした生めん、ゆでめん、パン一食分に相当します。
4. 本券は、有効期間内でも新切符と引換えません。
5. 本券は、外食券と引換えません。
6. 本券を失つたときは、原則として再交付しません。
7. 本券を他人に譲り渡したり他人から譲り受けたときは処罰されます。
8. 本券は、表記の有効期間の記載にかかわらず、小売販売業者が当該業務のために使用する場合は同年三月二十日まで卸売販売業者が使用する場合は同年三月三十一日まで有効です。

(ハ)　表　六食券

裏

注意事項

1. 全国どこの小売販売業者甲からでも本券と引換に精麦、佐めん類又は小麦粉を買うことができ、又各自の主要食糧購入通帳をあわせ提示すれば、(六)以下の幼児に限り本券と引換に幼児食Bを買うこともできます。
2. 全国どこの小売販売業者乙からでも本券と引換に生めん、ゆでめん、佐めん類若しくは厚生食堂、駐屯軍食堂、学生食堂等であつて農林大臣の指定する施設でもめん類やパンの食事ができます。
3. 本券一食分は精麦一三〇瓦、佐めん類一三〇瓦、小麦粉一三〇瓦又は小麦粉一三〇瓦を原料とした生めん、ゆでめん、パン一食分に相当します。
4. 本券は、有効期間内でも新切符と引換えません。
5. 本券は、外食券と引換えません。
6. 本券を失つたときは、原則として再交付しません。
7. 本券を他人に譲り渡したり他人から譲り受けたときは処罰されます。
8. 本券は、表記の有効期間の記載にかかわらず、小売販売業者が当該業務のために使用する場合は同年三月二十日まで卸売販売業者が使用する場合は同年三月三十一日まで有効です。

(ニ)　表紙　漁船乗組員用主要食糧購入通帳　B列六号　十八頁

漁船乗組員用

主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行

農林省

整理番号		交付年月日	
漁業種類		交付機関名	同印
漁業許可番号			

注意事項

1. この通帳は、漁船乗組員が乗船中の主要食糧の配給を受ける場合漁船単位に発行されるものです。
2. この通帳に農林省印その他所定の印のないものは無効です。
3. この通帳は、失っても原則として再交付しません。
4. この通帳による配給は、小売販売業者(丙)でなければ配給を受けられません。
5. この通帳を譲渡したり、偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規によって処罰されます。

第二頁

登録年月日	船主名		
年月日	船名		
登録番号	漁船登録番号		
	総屯数		
登録年月日	船主名		
年月日	船名		
登録番号	漁船登録番号		
	総屯数		
登録年月日	船主名		
年月日	船名		
登録番号	漁船登録番号		
	総屯数		

船員減少	年月日	印	業種所管廳印
通帳記載日数による	配給量不足	船員増加	

乗組員数及び一日当配給量

月日	船員数 805瓦	船員数 730瓦	配給量	業務用	所印	備考

第六頁

注　意　事　項

1) この通帳は工場事業場等の労務者が一括して特配を受ける場合に交付されます。
2) この通帳に所定の印のないもの、数量を改竄したもの又は訂正印のないものは無効です。
3) この通帳を譲渡又は貸與したり偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規により処罰されます。
4) この通帳による配給は登録した小売販売業者甲でなければ受けられません。

月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所印	受領印	備考
			瓦	瓦	円 銭			

第四頁及び第五頁

月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所印	受領印	備考
			瓦	瓦	円 銭			

(ロ) 工場事業場用労務加配主要食糧購入通帳 B列六号 六頁 表紙

工場事業場用
労務加配主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行

農林省

整理番号	工場事業場の業種	
受配工場(事業場)	住所	
	名称	
	受配代表責任者	
配給所	所在地	
	配給所名	
地方配給庁名		同印
業種所管地方庁名		同印
交付機関名		同印
交付年月日	年　月　日	
備考欄		

第十六頁から第十八頁

配給明細表

符号切番	月日	品名	配給量	金額	配給済月日	小売業者及び名称印	住所印	備考
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								
( )								

第二頁

1ヶ月当割当量

割当年月	当日	月別	対象人員 受配	対象人員 員数	出荷(業務、配給、搬補)数量	交付機関印	割当数量	配給庁印	備考
			瓦以下	名					

(ハ) リンク制労務加配主要食糧購入通帳 B列六号 十四頁 表紙

リンク制
労務加配主要食糧購入通帳

昭和　年　月　日発行

農林省

整理番号		
受配代表責任者	住所	
	氏名印	
地方配給庁名		同印
業種所管地方庁名		同印
交付機関名		同印
交付年月日	年　月　日	
備考欄		

第三頁

配給明細表

月別	配給月日	品名	配給量 実量	配給量 米換算	金額	配給所印	受領印	備考
			瓦	瓦	円 銭			

第二頁

1ヶ月当割当量

割当年月	当日	月別	割当労働者数	対象人員 員数	1人1日当加配(加重平均)	月間労働日数(加重平均)	倍数	割当量	配給庁印	交付機関印	備考
			瓦以下	名			円	瓦			

昭26.12.28. 第7493号

第二頁

1ヶ月当割当量

通帳年月日	月別	期間	当配給日	1日加配後	割当日数	割当量	行政機関印	給印序	備考
		月 日 自至 月 日				kg			

(十一) 個人用労務加配主要食糧購入通帳 表紙 B列六号 十四頁

個人用

労務加配主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行

農林省

公共職業安定所名	
受配者 住所	
受配者 氏名印	
受配者 農業(一般職員)の別 / 特殊技能	
地方配給庁名	同印
交付機関名	同印
交付年月日	年 月 日
備考欄	

第三頁から第八頁

この切取切符の記載事項を訂正した時は、受配者及び小売店の訂正印を押して下さい。訂正印のないものは無効です。

リンク制切取切符 ○

配給年月日	品名	数量	消費者氏名印
月配給割当分	内地米	g	印
	外国米	g	
	精麦	g	小売店名称印
	小麦粉	g	
	計	g	銘

備考

第九頁

配給明細表

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 kg	金額 円 銭	小売店所在地及び名称印	備考
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							

第十頁から第十三頁

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 kg	金額 円 銭	小売店所在地及び名称印	備考
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							

第十四頁

注意事項

1) この通帳は指定物資の出荷供出、築窯、配給、搗精等によるリンク加配を受ける場合個人又は受配責任者に発行されます。
2) この通帳に所定の印の無いもの数量を改竄したもの訂正印の無いものは無効です。
3) この通帳による配給は指定配給所又は小売販売業者丙でなければ受けられません。

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量 kg	金額 円 銭	小売店所在地及び名称印	備考
( )							
( )							
( )							
( )							
予備							

第九頁

配給明細表

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量	金額	小売店所在地及び名称印	備考
				瓦	円 銭		
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							

第三頁から第八頁

この切取切符の記載事項を訂正した時は、受配者及び小売店の訂正印を押して下さい。訂正印のないものは無効です。

漁業労務者用切取切符○

配給年月日	品名	数量	消費者氏名印
月配給割当分	内地米	g	㊞
	外国米	g	小売店名称印
	精麦	g	
	小麦粉	g	
	計	g	瓦
備考			

漁業労務者用切取切符○

漁業労務者用切取切符○

漁業労務者用切取切符○

漁業労務者用切取切符○

第十四頁

注意事項

1) この通帳は漁業労務者が船又は網単位に一括して特配を受ける場合に交付されます。
2) この通帳に所定の印のないもの、数量を改竄したもの又は訂正印のないものは無効です。
3) この通帳を譲渡又は貸与したり偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規により処罰されます。
4) この通帳による配給は小売販売業者丙でなければ受けられません。

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量	金額	小売店所在地及び名称印	備考
				瓦	円 銭		
( )							
( )							
( )							
( )							

第十頁から第十三頁

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量	金額	小売店所在地及び名称印	備考
				瓦	円 銭		
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							

第十四頁

注意事項

1) この通帳は公共職業安定所に登録されている日雇労務者で職場の一定していないもの及び連合軍の要求に応じ連合国軍のために労務に従事する常傭労務者が労務加配を受ける場合各個人に発行されます。
2) この通帳に所定の印のないもの数量を改竄したもの訂正印のないものは無効です。
3) この通帳を譲渡又は貸与したり偽造又は変造した場合は食糧管理法その他の法規により処罰されます。
4) この通帳による配給は小売販売業者丙でなければ受けられません。

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量	金額	小売店所在地及び名称印	備考
				瓦	円 銭		
( )							
( )							
( )							
( )							

第十頁から第十三頁

切符番号	月別	配給月日	品名	配給量	金額	小売店所在地及び名称印	備考
				瓦	円 銭		
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							
( )							

第二頁

1ケ月当割当量

着年月日	当月別	割当対象労働者数	1人1日当配加配（加重平均）	月間日数（配給予約）	当量	配給予定	交付機関印	備考
		瓦以下 名	瓦	日	瓦			

(ニ) 漁業労務者用労務加配主要食糧購入通帳 B列六号 十四頁 表紙

漁業労務者用
労務加配主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行

農林省

整理番号	漁業種	
受配単位 住所		
受配単位 名称		
漁船登録番号	免許又許可番号	
受配代表責任者氏名		
地方配給庁名		同印
業種所管地方庁名		同印
交付機関名		同印
交付年月日	年 月 日	
備考欄		

(甲) 小売販売業者用主要食糧購入通帳
表紙 B列六号 三十二頁

小売販売業者用主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行
農林省

No.

名称		発行者	年 月 日 同 印
氏名			
営業所の所在地			
登録番号	(甲)第 号	卸売販売業者名	同 印
登録年月日	(甲) 年 月 日	(丙) 年 月 日	

注意事項

1. この通帳は小売販売業者甲、丙が卸売販売業者から主要食糧を購入するために農林省が発行するもので、この通帳がない場合は購入切符で購入する場合を除き主要食糧の購入が出来ません。
2. この通帳による主要食糧の購入は上記の卸売販売業者からでなければ購入出来ません。
3. この通帳は昭和 年 月 日迄有効です。
4. この通帳に所定の印のないものは無効です。
5. この通帳は失つても原則として再発行しませんから厳に紛失注意して下さい。
6. この通帳を紛失したり、偽造又は変造した場合は処罰されます。

第二頁から第八頁

購入割当明細表 (単位精米瓦)

月日	品名	小売販売業者 甲	小売販売業者 用	小売販売業者 丙	用	其の他	計	備考	市区町村印 (備置印)

第九頁から第十頁

(米) 購入明細表

月日	品名	購入数量 玄米換算	金額	購入残 玄米換算	備考	卸売販売業者印	倉庫所印

第十一頁から第三十一頁

(米以外主要食糧) 購入明細表

月日	品名	購入数量 玄米換算	金額	購入残 玄米換算	備考	卸売販売業者印	倉庫所印

(乙) 卸売販売業者主要食糧購入通帳
表紙 B列六号 三十二頁

卸売販売業者用主要食糧購入通帳

昭和 年 月 日発行
農林省

No.

名称		発行者	年 月 日 同 印
氏名			
営業所の所在地			
登録番号	第 号	倉庫所名	同 印
登録年月日	昭和 年 月 日		

注意事項

1. この通帳は卸売販売業者が倉庫所から主要食糧を購入するために農林省が発行するもので、この通帳がない場合は、購入切符で購入する場合を除き主要食糧の購入が出来ません。
2. この通帳による主要食糧の購入は上記の倉庫所からでなければ購入出来ません。
3. この通帳は昭和 年 月 日迄有効です。
4. この通帳に所定の印のないものは無効です。
5. この通帳に先つても原則として再発行しませんから厳に紛失注意して下さい。
6. この通帳を紛失したり、偽造又は変造した場合は処罰されます。

第二頁から第八頁

購入割当明細表 (単位精米瓦)

月日	品名	小売販売業者 甲	小売販売業者 用	小売販売業者 丙	用	其の他	計	備考	登録通帳印

第九頁から第二十頁

(米) 購入明細表

月日	品名	購入数量 玄米換算	金額	購入残 玄米換算	備考	倉庫所印

第二十一頁から第三十一頁

(米以外主要食糧) 購入明細表

月日	品名	購入数量 玄米換算	金額	購入残 玄米換算	備考	倉庫所印

の(右)の次に(ほ)として次のように加える。

(ち)　外国人用麦製品購入通帳

第一葉裏面(裏紙)

RATION BOOK FOR WHEAT AND ITS PRODUCTS
外国人用麦製品購入通帳
Issued 1952
(昭和　年　月　日発行)
MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY
農林省

File No. (整理番号)	Prefecture (都道府県)	City (or Ward) (市区)	No.	
Full Name (氏名)	※	Nationality (国籍)	Date of Entry into this Country (入国年月日)	
Date of Birth (生年月日)		Age (年令)	Sex (性別)	
Present Address (住所)				
Name of Chief of City (or Ward) (市区長名)		Date of Issue (交付年月日)	City (or Ward) Office Seal (市区長印)	
Remarks (附考)				
Notes (註)	※ Please give your full name by yourself (氏名は本人が記入して下さい。なお楷書を用いて下さい。)			

第一葉表面

Basic Rationing Quantity per Person per Day
(一人一日当配給基準量)

Age (年令別)	0~1	2~4	5~8	9~13	14~24	25~59	Over 60 (60以上)
Basic quantity (基準量)	210 grs	270 grs	320 grs	400 grs	405 grs	385 grs	330 grs

Notes : Additional ration to be allowed for a woman in pregnancy over fifth month shall be 70 grams, and the same to be allowed for a tubercular patient recuperating at home shall be 140 grams.
(註)　(妊娠5ヶ月以上の妊婦に対する加配は70gr, 在宅結核患者に対する加配は140 grです。)

Quantity of Ration per Day (一日当配給量)	For Jan. (1月分割当量)	For Feb. (2月分割当量)	For Mar. (3月分割当量)	Total 計

第二葉及び第三葉

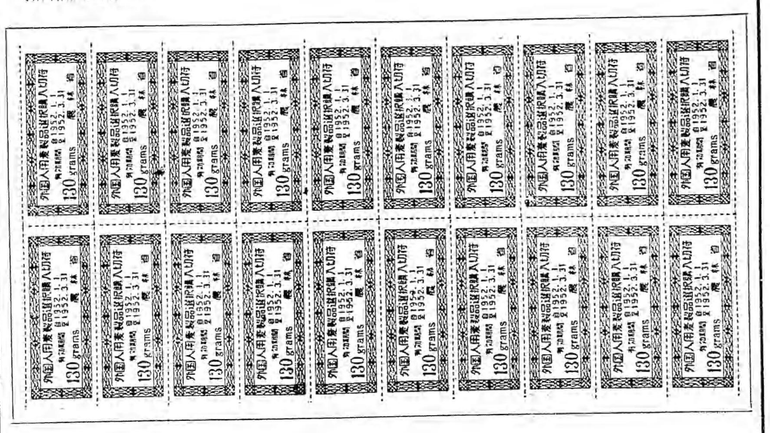

第四葉及び第五葉

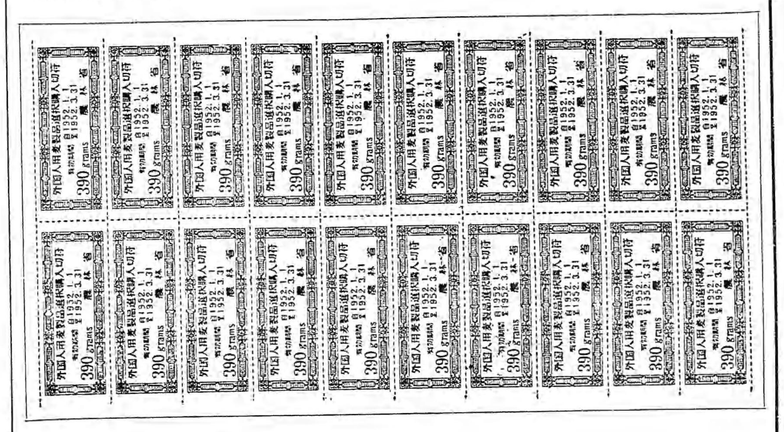

第六葉及び第七葉

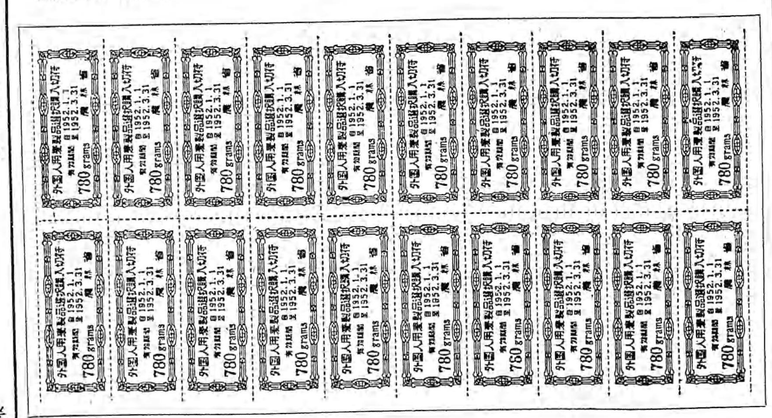

第八葉

第九葉

注意事項

1. この通帳は、昭和26年12月に Ration Book により食糧を購入していた者及び昭和27年1月以降日本に入国した者及び12月までに入国したもので Ration Book 又は主要食糧購入通帳の交付を受けていないもので麦製品のみの配給を受けるものに限り発行するものです。
2. この通帳は、農林省印及び其の他所定の印のないものは無効です。
3. この通帳は、失つても原則として再交付しませんから取扱に充分注意して下さい。
4. この通帳の麦製品選択購入切符で、昭和27年1月1日から3月31日までの間なら何時でもどこの小売店でも、各券に記載してある数量の麦製品を購入することが出来ます。
5. 麦製品を購入する場合は、切符を切りはなさないで、この通帳のまま小売店に提示して下さい。
6. この通帳は、4月以降の通帳の交付の際に必要ですから、切符使用後でも保存して下さい。
7. 帰国する場合は、この通帳を税関長に返して下さい。
8. この通帳を他人に譲り渡したり、又譲り受けたりしてはなりません。

第九葉裏面(裏紙)

Remarks :

1. This BOOK shall be issued only to persons who had "SPECIAL DAILY NECESSITIES RATION BOOK" or those who entered Japan after 1 January 1952 or before 31 December 1951 having neither the above "RATION BOOK" nor Ration-book for staple food for general cousumers and who wish to purchase wheat and its products only.
2. This BOOK shall be unavailable unless the Agriculture and Forestry seal and other necessary seals afixed.
3. This BOOK shall not be reissued for missing so that the owner must be on his guard against missing.
4. In exchange of the coupons attached to this BOOK, the amounts of wheat and its products specified in each coupon may be purchased at any retailer during the period from 1 January to 31 March 1952.
5. Coupons shall not be valid if detached from the book prior to purchase.
6. This BOOK shall be kept for renewal in April 1952.
7. On leaving, this BOOK shall be returned to the Superintendent of Custom-house in Japan.
8. No transfer of this BOOK or coupons is permissible.

七日を加う。」を加える。

◉通商産業省告示第三百十号

工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第八十一号)第七條および第九條の規定により、工業調査票、工業調査票乙および工業調査行商の様式を次のように定める。

昭和二十六年十二月二十八日

通商産業大臣　高碕達之助

第7493号
昭26.12.28.

都道府県名 ◎ | 通し番号 ◎

秘

指定統計 工業調査票 乙
第10号

※審査用	1	2	3	存号用 ※

番号	1 事業所名 営業上用いている名称を記入すること。場合には、名称のない場合には、業主の氏名を記入すること。(イ)	2 事業所在地 都道府県名および郡市名を除き、番地まで詳細に記入すること。(ロ)	3 従業者数(12月31日現在) イ 常用労働者および家族従業者 個人業主 男(イ) 女(ロ) 計(ハ) ロ 個人業主および家族従業者以外の従業者 男(ニ) 女(ホ) 計(ヘ) 合計(ト)	4 製造品販売額等(1月1日から12月31日まで) イ 製造品販売額(ただし販売税を含めないこと。)(チ) 円 ロ 加工賃収入(他人のものに加工して受取つた金額。)(リ) 円 ハ 修理料収入(他人のものを修理して受取つた金額。)(ヌ) 円	5 主要製品名 4製造品販売額等に記入した製造品または、加工品の名称、種類等の主なものを記入すること。(ヲ)	※(ワ)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

合計	事業所数	調査区番号	調査実施月日	備考
郡市名 ☆	町村名 ☆	☆	月 日から 月 日まで	

調査	調査票甲によるもの	調査票乙によるもの
☆事業所数	1	2
調査員印		

市町村職員印	調査員印

※欄には、記入しないこと。
◎欄は、市町村において記入すること。
◎欄は、都道府県において記入すること。

通商産業省

都道府県名 ◎

秘

指定統計 工業調査名簿
第10号 準備調査

※整理用	1	2	3	通し番号 ◎

番号	1事業所名 営業上用いている名称を記入すること。定まつた名称のない場合には、事業主の氏名を記入すること。	2事業所所在地 都道府県名および郡市名を除き、番地まで詳細に記入すること。	3申告者名 事業主の場合は、個人経営の氏名を、会社等の場合には、代表者の職名及氏名を記入すること。	4従業者数 12月31日現在で常用労働者ならびに家族従業者および個人業主の合計を記入すること。	5調査票の種別 従業者数4人以上の場合は、甲、3人以下の場合は、乙と記入すること。	6主要製品名 製造品または加工品の名称または種類の主なものを具体的に記入すること。	◎7調査票の通し番号 甲	乙	8備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

郡市名 ☆	区町村名 ☆	調査区番号 ☆	調査実施月日 月 日から 月 日まで

※欄は、記入しないこと。
◎欄は、市町村において記入すること。
◎欄は、都道府県において記入すること。

通商産業省

秘

指定統計第10号 工業調査票甲

都道府県名 ◎	郡市区名 ◎	※通し番号 ◎第 号

1 事業所名

（電話 局 番）

2 事業所所在地

3 経営組織 (12月31日現在) 次のいずれかの番号に○印をつけること。
1 個人 2 株式会社 3 合資会社 4 合名会社 5 有限会社 6 協同組合 7 企業組合 8 個人 9 その他

4 貴工場を終戦(12月31日)から12月31日現在まで経営しているか。(12月31日現在) 次のいずれかの符号に○印をつけること。
1 工場は、持っている 2 持っていない
なお、持っている場合に限り、その本社または本店の名称および所在地を下に記入すること。
(名称) (所在地)

5 原動機を設備しているか。(12月31日現在)
イ 電動機を設備している 0 設備していない
ロ 電動機以外の原動機(蒸気機関、蒸気タービン、ガス機関、石油機関および各種水車)を設備している 0 設備していない
※符号 イ ロ

6 従業者数 (12月31日現在) 次のいずれかの番号に○印をつけること。
イ 日雇の者は、概ね継続して30日以上雇用された者に限り含めること。臨時または個人業主は、業務に従事する者に限る。
ロ 個人業主および家族従業者は、無報酬で、かつ、常時業務に従事する者に限る。

区	別	男 B—1	女 B—2	計 B—3
イ 常用労働者	職員 1			
	労務者 2			
	計 3			
ロ 個人業主および家族従業者	4			

※ (A)—1

7 月別常用労働者数、臨時または日雇の者および6ロ個人業主および家族従業者は、含めないこと。

	B—4	B—5	B—6	B—7
1月	4月	7月	10月	
2月	5月	8月	11月	
3月	6月	9月	12月	

※ (A)—2

8 現金給与総額 (1月1日から12月31日まで)
イ 常用労働者に対する(1)きまって支給する給与および(2)特別に支払われた給与の合計金額を、職員と労務者に区別して記入すること。
ロ 常用労働者に含まれない企業者に対する給与および常用労働者に対するもののの合計金額を記入すること。

区	別	職員 1	労務者 2	その他 3	計 4
イ 常用労働者現金給与	金額 ◎	円	円	円	円
ロ その他の現金給与	(A)—3				

9 原材料および材料(10万円未満、石油、ガス等使用額に掲げた品目を除く。)使用額 (1月1日から12月31日まで)
製造に使用した自工場の所有に属する主要原材料、補助材料、購入部分品、包装材料ならびに工場新増設用の材料および消耗品の総価額を記入すること。
ただし、自工場で製造させるため、下請工場などに支給したものも含めること。運賃諸掛を含めた購入実価によること。

(A)—4	円

10 製造品出荷額等 (1月1日から12月31日まで)
イ 常用労働者に対する(1)きまって支給する給与および(2)特別に支払われた給与の合計金額を、職員と労務者に区別して記入すること。
ロ 常用労働者に含まれない企業者に対する給与および常用労働者に対するもののの合計金額を記入すること。

区	別	金額 ◎
イ 常用労働者現金給与	職員 1	円
	労務者 2	円
ロ その他の現金給与	3	円
	計 4	円

※ (A)—2

7 月別常用労働者数、臨時または日雇の者および6ロ個人業主および家族従業者は、含めないこと。

	B—4	B—5	B—6	B—7
1月	4月	7月	10月	
2月	5月	8月	11月	
3月	6月	9月	12月	

※ (A)—2

8 現金給与総額 (1月1日から12月31日まで)
イ 常用労働者に対する(1)きまって支給する給与および(2)特別に支払われた給与の合計金額を、職員と労務者に区別して記入すること。
ロ 常用労働者に含まれない企業者に対する給与および常用労働者に対するもののの合計金額を記入すること。

区	別	金額 ◎
イ 常用労働者現金給与	職員 1	円
	労務者 2	円
ロ その他の現金給与	3	円
	計 4	円

9 原材料および材料(10万円未満、石油、ガス等使用額に掲げた品目を除く。)使用額 (1月1日から12月31日まで)
製造に使用した自工場の所有に属する主要原材料、補助材料、購入部分品、包装材料ならびに工場新増設用の材料および消耗品の総価額を記入すること。
ただし、自工場で製造させるため、下請工場などに支給したものも含めること。運賃諸掛を含めた購入実価によること。

(A)—4	円

10 製造品出荷額等 (1月1日から12月31日まで)
この事務所から出荷した製品の金額について記入すること。
ただし、購入した形のままで他に転売したものは含めないこと。
出荷とは製造品をその事業所の構内から搬出することをいう。

	品目	数量 a	価額 b
1 石炭	D—1	瓲	円
2 亜炭	D—2	瓲	円
3 コークス	D—3	瓲	円
4 揮発油、軽油、燈油および重油	D—4	立	円
5 ガス(天然ガスを含む。)	E—1	立方米	円
6 木炭、練炭、薪その他1から5までに含まれない燃料	E—2		円
7 1から6までの合計金額	◎—5		円

11 電力 (使用を含む。) 使用額 (1月1日から12月31日まで)
1 価額は需用電力料金、標準分電力量料金、追加使用電力量料金および特殊電力量料金を合わせた金額によること。
2 自家発電の余剰電力を他に販売した場合には、16イ製造品出荷額の製造品名欄に「水力電気」「火力電気」の別を、数量欄には、キロワット時を、価額欄には、その金額を記入すること。

区	別	キロワット時 a	価額 b
イ 購入のもの	従量制 1	E—3	円
	定額制 2	×××××××	円
ロ 自家発電	E—5	3	計 ◎—6 円

12 委託生産費 (1月1日から12月31日まで)
原材料または、自工場の製品を他に支給して製造加工を委託した場合、これに支払うべき工賃を記入すること。

◎—7	円

13 8、9、10、11および12の合計金額

(A)—4	※ 円

15 作業工程 16製造品出荷額等に記入した製品の製造、加工に使用した主なものの名称を記入すること。

16 製造品出荷額等に記入した製品の製造、加工に関する工程の大約を記入すること。

※ a 製造品名	数量 c	単位名 d	価額 (工場渡価格によること。) e
			円
			円
			円
			円

※符号 規模 1 2 3 4 5イ 5ロ 休業

※欄は、記入しないこと。

この調査票は一通提出すること。

一通は、都道府県に保管すること。

他の一通は、通商産業省に送付され、ここで集計された後、都道府県に保管される。

通商産業省

10 石炭、石油、ガス等使用額 (1月1日から12月31日まで)
実際に使用した自工場の所有に属する石炭、石油、ガス等(下記1乃至6に掲げた物資)について記入すること。
下記品目は、原材料として使用したものであっても9原料および材料に含めないで、本項に記入すること。

	品目	数量 a	価額 b
1 石炭	D—1	瓲	円
2 亜炭	D—2	瓲	円
3 コークス	D—3	瓲	円
4 揮発油、軽油、燈油および重油	D—4	立	円
5 ガス(天然ガスを含む。)	E—1	立方米	円
6 木炭、練炭、薪その他1から5までに含まれない燃料	E—2		円
7 1から6までの合計金額	◎—5		円

11 電力 (使用を含む。) 使用額 (1月1日から12月31日まで)
1 価額は需用電力料金、標準分電力量料金、追加使用電力量料金および特殊電力量料金を合わせた金額によること。
2 自家発電の余剰電力を他に販売した場合には、16イ製造品出荷額の製造品名欄に「水力電気」「火力電気」の別を、数量欄には、キロワット時を、価額欄には、その金額を記入すること。

区	別	キロワット時 a	価額 b
イ 購入のもの	従量制 1	E—3	円
	定額制 2	×××××××	円
ロ 自家発電	E—5	3	計 ◎—6 円

12 委託生産費 (1月1日から12月31日まで)
原材料または、自工場の製品を他に支給して製造加工を委託した場合、これに支払うべき工賃を記入すること。

◎—7	円

13 8、9、10、11および12の合計金額

(A)—4	※ 円

15 作業工程

16 製造品出荷額等に記入した製品の製造、加工に関する工程の大約を記入すること。

※ a 製造品名	数量 c	単位名 d	加工賃収入 e
イ 加工賃収入 (A)—6 ※ これに対して受取った工賃を記入すること。			
ロ 他の所有に属する原材料または製品に加工して、修理は、含めないこと。			
※ a 加工品名(工業調査用商品分) b	数量 c	単位名 d	加工賃収入 e
			円
			円
			円
			円
ハ 修理料収入 Ⓟ 8X			円
ニ 自工場で出たくずおよび廃物の出荷額 Ⓟ 9X			円
ホ イ、ロ、ハおよびニの合計金額 (A)—7			円

内国消費税、酒税、16イ製造品出荷額の価額中に含まれている物品税、砂糖消費税および揮発油税の税額を記入すること。

(A)—8	円

18 16ホから17を差し引いた金額

(A)—9	※ 円

19 転売品 (1月1日から12月31日まで) そのまま転売したもの、他から買入れた製品に加工しないで、その価額およびその仕入原価をそれぞれ該当の欄に記入すること。原料および材料ならびに石炭、石油、ガス等の転売も含めること。この項に記入した金額は、9、10または16に含めないこと。

イ 転売品の価額	E—6	円
ロ 転売品の仕入原価	E—7	円

備考

証明 この調査票に記入した事項は、私の知り、かつ、信ずる限り正確、完全であることを証明します。 昭和 年 月 日

(1) 事業主の氏名および住所または名称および所在地

(2) 事故者の職名氏名および印

※整理用	1	2	3	4
	5	イ	ロ	ハ	ニ

調査員	市町村職員印				
調査、査閲員					

通商産業省

◉**通商産業省告示第三百十一号**

昭和二十五年十月通商産業省告示第百九十九号（小型自動車競走場の登録規格に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十八日　通商産業大臣　高橋龍太郎

一の(1)および(2)を次のように改める。

(1) 規格

一級　競走路には、直線部と曲線部を設ける。
競走路の曲率半径は、五十メートル以上とする。

二級　競走路には、直線部と曲線部を設ける。
競走路の曲率半径は、二十五メートル以上とする。

三級　競走路には、直線部と曲線部を設ける。
競走路の曲率半径は、十二メートル以上とする。

(2) 小型自動車競走場、小型自動車および選手登録規則（昭和二十五年通商産業省令第四十七号）第一條の規定による一級競走場においては、競走路の両側にそれぞれ三メートル以上、二級競走場においては、競走路の内側に二メートル以上、三級競走場においては、競走路の内側に一メートル以上の回避地帯を設ける。

二の(3)を次のように改める。

(3) 入場券発売所、勝車投票券発売所、払戻金交付所および返還金交付所を設け、かつ、勝車投票券発売所、払戻金交付所および返還金交付所の窓口は、金網張りとする。

◉**通商産業省告示第三百十二号**

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第十三條の二第二項但書の規定に基き、対外支払手段の取極の制限の特例に関する場合を次のように定め、昭和二十六年十二月二十四日から適用する。

昭和二十六年十二月二十八日　通商産業大臣　高橋龍太郎

輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四條第二項第二号の貨物（令第三條の規定による公表において船積期が指定されているものを除く。）につき、同條第一項の規定による輸入の承認を受けた者がその承認にかかわる貨物の輸入につき、連合王国通貨表示または特別決済勘定による対外支払手段の取極めをする場合

◉**通商産業省告示第三百十三号**

昭和二十六年十月通商産業省告示第三百六十三号（輸入に関する事項の公表（第四十五回）に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月二十四日から適用する。

昭和二十六年十二月二十八日　通商産業大臣　高橋龍太郎

担保の比率の項を次のように改める。

担保の比率（%）米ドルを決済通貨とする場合	スターリングまたは清算勘定を決済通貨とする場合
5	1
5	1
5	1
5	1
×	1
2	1
×	1
×	1
×	1
×	1
2	1
2	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
3	1
2	1
×	1
5	1
5	1
3	1
×	1
5	1
5	1
2	1
×	1
2	1
2	1
×	1
1	1
1	1
1	1
1	1
×	1
1	1
1	1
×	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
1	1
×	1
2	1
2	1
2	1
2	1
2	1
×	1
×	1
1	1
1	1
2	1
×	1
×	1
×	1
2	1
2	1
×	1
×	1
2	1
×	1
2	1
2	1
1	1
×	1
×	1
×	1
×	1
3	1
×	1
×	1
×	1
×	1
3	1
3	1
×	1
×	1
3	1
×	1
3	1
2	1
1	1
1	1
×	1
×	1
×	1
2	1
2	1
2	1
×	1
2	1
×	1
×	1
×	1
2	1
2	1
2	1
2	1
×	1
×	1
×	1
5	1
5	1
5	1
3	1
3	1
3	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
×	1
3	1
×	1
5	1
×	1
×	1
5	1
5	1
×	1
×	1
×	1
5	1
5	1
5	1
5	1
5	1
5	1
5	1
3	1
3	1
×	1
3	1
×	1
×	1
×	1

◉**運輸省告示第三百三十六号**

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十七條ノ三の規定により、次の船舶に信号符字を点附した。

昭和二十六年十二月二十八日　運輸大臣　村上義一

汽船の部

信号符字	船舶番号	船名	総トン数	所有者	点附年月日	点附理由
JASR	六五一一九	はつかぜ	二三	運輸省	昭和二六、九、一三	申請
JCFC	六七六八四	愛宕丸	六、九〇一	日之出汽船株式会社	二六、九、一	国籍取得
JCHW	六七五九三	りばぷうる丸	六、四九二	第一汽船株式会社	二六、九、一三	〃
JCPS	七五一一五	甲浦丸	五四八	土佐商船株式会社	二六、九、一四	訂正
JCUE	六六九八二	第三十五金比羅丸	九一	株式会社那須商店	二六、九、一八	〃
JCYS	六四一三五	慶山丸	五九八	扇興運輸株式会社	二六、九、一五	〃
JDGS	六七五八九	高長丸	七、一一八	大同海運株式会社	二六、九、一〇	新造
JDQO	五二七〇六	八潮丸	一〇五	森田汽船株式会社	二六、九、一一	訂正
JEDE	五二八五八	春風丸	六六四	加藤船舶株式会社	二六、九、一〇	〃
JEJE	六四六七九	広漁丸	四一	吉村太三郎	二六、九、一五	〃
JEOE	二八七二一	眉山丸	三四四	関西汽船株式会社	二六、九、一〇	〃
JEUN	六六二〇四	あゆち丸	四七	愛知県	二六、九、二五	新造
JGSE	三八四六三	第一順丸	一五一	高知汽船株式会社	二六、九、二一	訂正

信号符字	船舶番号	船名	総トン数	所有者	点附年月日	点附理由
JGYM	六六九九八	はつしも	二九	運輸省	二六、九、一三	申請
JHBW	二六九三六	べ江りんぐ丸	二五二	織田一	二六、九、一八	訂正
JIFE	四四〇三	第二正和丸	五九四	株式会社岡田商会	二六、九、一〇	〃
JJCK	一一七〇二	第二快滲丸	一六三	和歌山県	二六、九、一五	〃
JJSP	六七五八四	乾隆丸	四、九七八	乾汽船株式会社	二六、九、一〇	新造
JKEI	六七五七三	永安丸	六、四七五	八馬汽船株式会社	二六、九、一二	〃
JKHW	六七八六七	泉丸	二、一八八	栃木汽船株式会社	二六、九、七	まつ消船再用
JKPF	六七五九五	日洲丸	五、九五七	日豊海運株式会社	〃	国籍取得
JMVB	六七三五二	第二十八大東丸	八四	大東水産株式会社	二六、九、三	新造
JNPN	六五四九四	山正丸	二七二	朝日海運興業株式会社	二六、九、一五	訂正
JPCJ	六五九六四	あとらす丸	八、二三五	大阪商船株式会社	二六、九、六	新造
JPGJ	六五九六五	中栄丸	四、七九一	中央汽船株式会社	二六、九、二六	〃
JQEH	六一三八九	末弘丸	三四	日本鋼管株式会社	二六、九、二九	訂正
JRYF	六七六五九	赤城山丸	六、六二九	三井船舶株式会社	二六、九、二	新造

帆船の部

信号符字	船舶番号	船名	総トン数	所有者	点附年月日	点附理由
JCKI	四二四八四	第七栄福丸	五五	尾形和市	昭和二六、九、一七	訂正
JCQR	六七九六五	第三天洋丸	〃	宮野静翁	二六、九、二九	新造
JCUA	六三〇七一	小月丸	二八	太平漁業株式会社	二六、九、一八	訂正
JDIG	五三七八三	第十五開運丸	二四八	小西武雄	二六、九、一七	〃
JDRO	四六〇〇一	第十一開洋丸	一五八	宮崎俊一郎	二六、九、一五	〃
JEGE	四四〇八五	長栄丸	三五	庄司二郎	二六、九、一七	〃
JEQE	五八九八二	一号福正丸	二三四	花田伝介	二六、九、一五	〃
JERE	三四一二〇	第一隆栄丸	一一七	高橋正	二六、九、一四	〃
JFGK	六七一四九	第五新造丸	九九	中島藤七	二六、九、一五	新造
JGFK	六七六六九	第三十五徳一丸	二六六	山栄海運株式会社	二六、九、一四	訂正
JGIU	六〇四四二	第三善龍丸	三八	浜森漁業株式会社	二六、九、四	申請
JHRU	六七〇三六	第三龍城丸	五九	大菅喜代松	〃	新造
JHRV	五九二一一	第一東丸	二六八	岡本徳三郎	二六、九、一〇	訂正
JIOV	六七八八九	丸三丸	七二	大蔵省	二六、九、一三	国籍取得
JITL	四九九七八	第五北興丸	九八	小田仙治郎	二六、九、一〇	申請
JIUL	六七〇八〇	第十一久栄丸	六五	柳谷弟吉	二六、九、三	新造
JJJA	六七九三四	第二金比羅丸	一一三	浅井新助	二六、九、七	まつ消船再用
JJZK	四〇七一九	第五神鍬丸	一三〇	株式会社多木製肥所	二六、九、一	訂正
JKHL	四九九四八	第八松丸	一八九	日正汽船株式会社	二六、九、二五	〃
JKLP	六二六七六	第二豊漁丸	三八	山根幸造	二六、九、一七	申請
JKNI	六四四六四	協和丸	八一	安井千代太	二六、九、五	〃
JLEP	六七九六三	第八大浜丸	六五	鈴木七郎外五人	二六、九、二七	新造
JMDP	五五〇八一	第十七弁天丸	五二	千葉五三郎	二六、九、一三	訂正
JMYR	六七六七〇	第三十四徳一丸	二七四	山栄海運株式会社	二六、九、一四	〃
JNFM	六五九一八	第七壽々丸	六四	久村一郎外三人	二六、九、八	新造
JNKW	六七八八五	第五通一丸	一〇四	新川鎌太郎	二六、九、二	まつ消船再用
JNNL	六五四〇一	第八南海丸	九九	鹿児島県鰹鮪漁業協同組合	二六、九、二六	新造
JNOM	六六六四四	第三繁正丸	一九八	繁正運輸産業有限会社	二六、九、二	訂正
JPCN	一九八二三	灘吉丸	一一四	三宅一政	二六、九、二	〃
JPOB	六七六二七	正枝丸	一九七	大木卯正	二六、九、一九	不登簿船より編入
JPON	三七九六二	日之出丸	一〇三	磯崎公助	二六、九、一〇	訂正
JPQK	五七七五八	第一海幸丸	三〇	富永秀之	二六、九、六	申請
JRXK	五六二六二	第三金毘羅丸	三六	広沢惣助	二六、九、二三	〃
JNTJ	三四六八四	第十八万栄丸	一一四	上戸佐一	二六、九、一五	〃

◉**郵政省告示第五百十二号**

簡易郵便局規則（昭和二十四年郵政省令第七号）第六條の規定に基き、昭和二十六年十二月二十一日から次の簡易郵便局において簡易郵便局規則第四條第二号に掲げる事務の取扱を開始した。

昭和二十六年十二月二十八日　郵政大臣　佐藤栄作

名称	位置
志原簡易郵便局	長崎県壱岐郡志原村

◉**郵政省告示第五百十三号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月二十六日から次の郵便局を移転、改称した。

昭和二十六年十二月二十八日　郵政大臣　佐藤栄作

現名称	改称	現在位置	移転位置
油津岩崎町郵便局	油津港郵便局	日南市大字平野字岩崎	日南市油津町

◉**郵政省告示第五百十四号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、下記の日から次の郵便局を移転した。

昭和二十六年十二月二十八日　郵政大臣　佐藤栄作

名称	現在位置	移転位置	移転年月日
防府戎町郵便局	防府市大字三田尻村字戎町	防府市大字西佐波令	昭和二十六年十二月二十一日
水俣郵便局	水俣市大字江添	水俣市大字浜	同十二月二十三日
槇峰郵便局	宮崎県東臼杵郡北方村字日平	宮崎県東臼杵郡北方村末	同十二月二十六日

◉**郵政省告示第五百十五号**

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十六年十二月二十八日　郵政大臣　佐藤栄作

使用局　大分県日田郵便局

形式

使用期間　昭和二十七年一月十五日から同一月二十日まで

昭26.12.28. 第7493号

◉電気通信省告示第二百七十一号

昭和二十四年九月電気通信省告示第六十号（電気通信日附印の形式に関する件）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日　電気通信大臣　佐藤　栄作

告示文中「電気通信省において」を削る。

本文中七を次のように改める。

七　地方電気通信取扱局中特に指定された電報局及び電報電話局並びに特に指定された電報業務の委託を受けた郵便局及び電報取扱所において、慶弔電報に使用するものは、左のひながたによる。

イ　慶祝及び年賀用

ロ　弔慰用

◉電気通信省告示第二百七十二号

電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二百四十五号）第二十七條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月一日から、次の地方電気通信取扱局の分室を廃止した。但し、廃止した地方電気通信取扱局の分室の事務は、下記の地方電気通信取扱局が承継した。

昭和二十六年十二月二十八日

電気通信大臣　佐藤　栄作

一　設置

	名称	位置	承継局
地方電気通信取扱局	千歳特別電話局	北海道千歳郡千歳町	札幌北海道電気通信管理所

二　廃止

名称	位置	管理局
真駒内特別電話局千歳分室	北海道千歳郡千歳町	札幌北海道電気通信部

正誤

昭和二十六年六月十五日公布法律第二百三十八号（電話規則の一部改正）中五頁三段二行「此ノ場合ニ於テ其ノ」は「此ノ場合ニ於テ其ノ承諾ハ其ノ」の誤り。

電気通信省官報報告主任

昭和二十六年九月十日運輸省告示第二百二十六号中一五七頁一段兵庫県の部中「武庫郡」は「川辺郡」の誤り。

運輸省官報報告主任

昭和二十六年十一月一日公布電気通信省令第二十八号（電話規則の一部改正）中五頁三段二行「此ノ場合ニ於テ其ノ承諾ハ其ノ」の誤り。

電気通信省官報報告主任

昭和二十六年十二月二十四日運輸省告示第三百二十七号中、指定番号六四の事名及び型式「メグロ号Z二型」は「メグロ号Z二型」の誤植

国会事項

○衆議院

◉**答弁書受領**　十二月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大矢省三外一名提出相互銀行の解約手数料等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上良二提出伊丹飛行場拡張に伴う民家並びに農地の収用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石野久男提出中小企業の年末金融対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石野久男提出国民金融公庫拡充に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石野久男提出貸金業等の取締対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石野久男提出中小企業金融体系確立に関する質問に対する答弁書

衆議院議員石野久男提出銀行法改正に関する質問に対する答弁書

叙任及び辞令

○内閣

◉昭和二十六年十二月二十六日

木村篤太郎（各通）

広川　弘禪

村上　義一

吉武　恵市

内閣官房長官　岡崎　勝男

国務大臣に任命する

保利　茂

内閣官房長官に任命する

判事補　渡辺　桂二

簡易裁判所判事兼判事補に任命する

国務大臣　木村篤太郎

法務総裁を命ずる　同　広川　弘禪

農林大臣を命ずる　同　村上　義一

運輸大臣を命ずる　同　吉武　恵市

労働大臣を命ずる　同　大橋　武夫

法務総裁を免ずる　同　山崎　猛

運輸大臣を免ずる　同　根本龍太郎

（各通）　同　保利　茂

同　益谷　秀次

願に依り本官を免ずる

簡易裁判所判事兼判事補　西村　康長

判事補兼簡易裁判所判事に任命する（十二月二十六日）

○総理府

国務大臣秘書官　山沢　真龍

願に依り本官を免ずる（十二月二十六日）

○農林省

農林技官　三上　尚道

漁業監督官を命ずる（十二月二十四日）

○郵政省

郵政事務官　阿部　茂治

桐生郵便局長を命ずる　同　菅井　祿郎

桐生郵便局勤務を命ずる

郵政技官　渡辺　利彦

名古屋郵政局人事部保健課長を命ずる

名古屋逓信病院兼勤を命ずる　同　安田　宗一

名古屋逓信病院健康管理科部長事務取扱を命ずる

名古屋郵政局人事部保健課長兼務を免ずる　同　葛西　龍郎

仙台郵政局人事部保健課長を命ずる　同　斎藤　弘

仙台郵政局人事部保健課長兼務を免ずる（以上十二月十四日）

○電気通信省

電気通信技官　中尾　徹夫

施設局長を命ずる

施設局施設部長事務取扱を命ずる

施設局施設部海底線工事課長事務取扱を命ずる

電気通信監　山下知二郎

施設局長事務取扱を免ずる（以上十二月二十日）

皇室事項

◉**任命式**　十二月二十六日午前十時三十分宮中において、国務大臣木村篤太郎外四名の任命式を行わせられた。

地方自治事項

○北海道

◉**人事**

北海道副知事任期満了退職（九月十八日）　藤樋　稲田

民生部長に補する　小松金之助

経済部長に補する　大塩　紀

農地部長に補する　渡辺以智四郎

渡島支庁長に補する　相馬　道男

北海道電源開発推進本部長を命ずる　河村　梯一

（以上九月二十一日）

次のとおり選挙管理委員に異動があつた。

九月二十六日　死亡　委員長　板谷吉次郎

小松金之助　山本　信爾

同　辞職　山本　信爾

十一月十二日　選挙　委員長　松浦　栄

同　補充　菊地三之助

○青森県

◉**県議会**　十一月三十日招集した定例県議会は十二月三日閉会した。

○岩手県

◉**県議会**　十月二十三日招集した定例県議会は同二十七日閉会した。

○宮城県

◉**県議会**　十月十七日定例県議会を招集した。

○秋田県

◉**県議会**　十一月十二日招集した臨時県議会は同日閉会した。

◉**人事**

民生部長兼務を免ずる（六月十四日）　森松　孝作

林務部長に補する　池田清次郎

林務部長を免ずる（以上九月三日）　鈴木　菊蔵

○山形県

◉**県議会**　十一月二十六日招集した定例県議会は同日閉会した。

○福島県

◉**県議会**　十二月十五日定例県議会を招集した。

◉**人事**

副知事に任命する（七月十九日）　丹野　正人

福島県出納長に任命する（十月十五日）　山口　光三

○栃木県

◉**県議会**　十一月二十九日招集した定例県議会は十二月三日閉会した。

○群馬県

◉**県議会**　十一月六日招集した定例県議会は同日閉会した。

○埼玉県

◉**県議会**　十二月十七日定例県議会を招集した。

○東京都

◉**都議会**　十一月三十日臨時都議会を招集した。

○神奈川県

◉**県議会**　十月三十日招集した定例県議会は十一月五日閉会した。

○富山県

◉**県議会**　十一月二十九日定例県議会を招集した。

○石川県

◉**県議会**　十一月十九日定例県議会を招集した。

○福井県

衛生部長に任ずる（九月二十五日）　杉野　為治

○長野県

◉**県議会**　十月三十日招集した定例県議会は十一月七日閉会した。

○岐阜県

◉**人事**　岐阜県人事委員会委員に八月二十一日次の者が選任された。

翠野　一雄

伊藤　嘉市

成井　堅

国重　正敬

（九月二十五日）

○愛知県

◉**県議会**　十一月十六日定例県議会を招集した。

○三重県

◉**人事**　六月四日人事委員会委員に次の者が選任された。

浦上　愛夫

中山　春男

伊藤秀五郎

○滋賀県

◉**県議会**　十一月二日招集した臨時県議会は同日閉会した。

◉**人事**　大阪府教育委員会委員長三星巧、同副委員長山本種一の委員長副委員長の辞職により十一月五日の臨時委員会において改選を行つた結果次の者が当選した。

委員長　中野清兵衛

副委員長　原谷喜美子

○奈良県

◉**県議会**　十二月十二日定例県議会を招集した。

○鳥取県

◉**人事**　九月五日学識経験選出監査委員に次の者が選任された。

木南　貞治

○岡山県

◉**県議会**　十二月十九日開会の定例県議会は同二十二日閉会した。

○広島県

◉**県議会**　十月十六日定例県議会を招集した。

○山口県

◉**県議会**　十一月十三日招集した定例県議会は同日閉会した。

◉**人事**　山口県出納長藤井繁雄は七月三十日任期満了のところ八月一日再任された。

岸本　孝二

願に依り知事公室長を免ずる

澁谷　正勝

知事公室長を命ずる

長井　黎

労働部長に補する（以上八月六日）

○香川県

◉**県議会**　十月二十七日招集した定例県議会は十一月六日閉会した。

○高知県

◉**県議会**　十月二十四日招集した定例県議会は同二十九日閉会した。

◉**人事**

願に依り土木部長を免ずる　平井　寛

土木部長に補する（以上八月二十日）　三宅静太郎

総務部長に兼補する　林　壽良

農地部長　中山　堅吉

総務部長を免ずる（以上十一月十日）

○大分県

◉**県議会**　十一月三十日定例県議会を招集した。

○鹿児島県

◉**県議会**　十月十七日定例県議会を招集した。

公共企業体事項

○日本国有鉄道

◉**日本国有鉄道公示第359号**

連絡運輸規則（昭和25年5月日本国有鉄道公示第109号）の一部を次のように改正し、昭和27年1月1日から施行する。

昭和26年12月28日

日本国有鉄道総裁　長崎惣之助

（内容省略。但し、昭和26年12月28日鉄道公報参照）

正誤

昭和26年12月21日日本国有鉄道公示第349号中第3号左沢線の部イの停車場名のうち「遠部金沢」は「遠部金沢」の誤り。

日本国有鉄道官報報告主任

昭26.12.28. 第7493号

人事院公告

○第7回警察官・第4回皇宮護衛官採用試験公告

昭和26年12月28日

人事院事務総局（東京都千代田区霞ヶ関1―2人事院ビル内）

この試験は、昭和27年4月以降第1項の都道府県で勤務する警察官・皇宮護衛官を採用するために、人事院が国家地方警察を特別の試験機関として指定して行う採用試験です。この試験の合格者には、人事院で作成する巡査採用候補者名簿に記載され、国家地方警察各都道府県本部からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用されることになります。

自治体警察の警察官及び警視庁ならびに神戸市・尼崎市・堺市・福岡市・八幡市および岐阜市の各警察局の警察官及び以上の各市の警察官以外は、この試験により最初は巡査見習生として国家地方警察都道府県警察学校に配属され、教養を受けたのち自治体警察に採用される例になっていますから、自治体警察の警察官を志望する者もすべてこの試験を受けなければなりません。

1　採用予定人員

(1)警察官

北海道（函館方面・札幌方面・旭川方面・釧路方面・北見方面）200名、岩手県20名、宮城県30名、茨城県10名、栃木県20名、群馬県30名、埼玉県40名、東京都25名、神奈川県53名、山梨県10名、新潟県30名、静岡県45名、岐阜県20名、愛知県200名、三重県30名、滋賀県20名、京都府100名、大阪府100名、兵庫県85名、奈良県15名、和歌山県25名、岡山県30名、広島県50名、山口県50名、徳島県30名、香川県55名、愛媛県30名、高知県10名、佐賀県10名、長崎県30名、宮崎県50名、鹿児島県30名

(2)皇宮護衛官

京都　10名

ただし、この採用予定人員は欠員の状況によつて変更されることがあります。

2　職務内容

(1)警察官（自治体警察の警察官を含む。）　国民の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕および公安の維持等の任務に従事します。この試験で警察官に採用され、教養を受けてから自治体警察の警察官になる者もありますが、その職務内容は国家地方警察の警察官および自治体警察の警察官と変りありません。（以下国家地方警察と国警と呼び、国警の警察官および自治体警察の警察官と呼びます。）

(2)皇宮護衛官　皇居・御所その他の皇室用財産およびこれに附帯する国有財産の警備、行幸啓の護衛およびその他の警護、そのための犯罪の予防・鎮圧・捜査ならびに被疑者の逮捕等の任務に従事します。

3　受験資格（警察官・皇宮護衛官共通）

(1)年令・性別　大正11年4月1日から昭和7年9月30日まで（新制高等学校卒業者は昭和8年9月30日まで）に生れた男子

(2)学歴　学歴は問いませんが、新制高等学校または旧制甲種中学校卒業者と同等以上の学力を有する者

(3)次の各号のうち一つに該当する者は受験することができません。

(ア)日本の国籍を有しない者

(イ)禁治産者および準禁治産者

(ウ)禁こ以上の刑（軍神裁判による相当刑を含む。）に処せられた者

(エ)国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(オ)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(カ)公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）の規定により官職を退いている者、または「国体等護正令」（昭和24年政令第64号）の規定により覚書該当者としての指定を受けているとみなされる者

4　試験の日時・場所・方法および資格（警察官・皇宮護衛官共通）

試験は第1次試験・第2次試験および身上調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

(1)第1次試験

(ア)日時・場所　各試験地（全国109カ所）ごとに**昭和27年2月10日、12日、14日**のうち1日をその試験地の試験日とします。試験は午前8時30分から始め1日で終ります。日時・場所は申込の際お知らせします。

(イ)内容

(i)筆記試験　警察官または皇宮護衛官として必要な知能および常識について試験します。

(ii)身体・体力検査　職務遂行上必要な体力・体質を有するかどうかを検査します。

なお、検査には次のような非難があります。

(a)身長がおおむね1.60m（約5尺2寸8分）以上であること

(b)両眼とも裸眼視力がおおむね0.6（きょう正視力1.0以上の者は裸眼視力0.1）以上で弁色力の完全なこと

(c)身体に前科その他著しい異状のないこと

(ウ)結果発表　昭和27年3月上旬に下記の場所に掲示するほか、合格者に通知します。不合格者には通知しません。

(i)各人が受験した試験地を管轄する国警各都府県道方面本部

(ii)人事院各地方事務所（施行規則に掲げる所管の都道府県内で受験した者についてのみ）

(2)第2次試験

(ア)日時・場所　昭和27年3月中旬に行います。その日時・場所は本人に通知するとともに、第1次試験結果と同時に発表します。

(イ)内容

(i)筆記試験　簡単な作文の試験を行います。

(ii)口述試験　警察官または皇宮護衛官となるのに適するかどうかを人物の面から試験します。

(iii)身体検査　主として胸部疾患・性病等伝染性疾患および聴力の検査をします。

(3)身上調査　受験資格の有無・申込書記載事項の真否その他について身上調査を行います。

(4)合格発表　昭和27年3月下旬に下記の場所に掲示するほか、合格者に通知します。

(ア)警察官　各人が受験した第2次試験地の国警各都府県道方面本部

(イ)皇宮護衛官　皇宮警察本部、京都護衛署、仙台および福岡の皇宮警察本部

5　試験地

(1)第1次試験地（警察官・皇宮護衛官共通）

函館市	長万部町	江差町	
札幌市	苫小牧市	滝川町	倶知安町
旭川市	稚内市	紋別町	名寄町
釧路市	帯広市		
北見市	紋走市	遠軽町	
森市			
盛岡市	一関市	宮古市	
仙台市	古川市	石巻市	
秋田市			
山形市			
福島市			
水戸市			
宇都宮市			
前橋市	太田市	高崎市	
浦和市			
千葉市			
東京都			
神奈川県	横浜市	川崎市	小田原市
玉縄村			
新潟市	柏崎市		
長野市			
静岡	沼津市	浜松市	
富山市	金沢市	七尾市	
福井市	敦賀市	武生市	
大津市	彦根市	今津町	
京都市	舞鶴市		
大阪市			
神戸市	姫路市	豊岡市	
奈良市			
和歌山市	田辺市		
鳥取市			
松江市			
岡山市	津山市	高梁町	笠岡町
広島市	呉市	三次町	
山口市	下関市	柳井市	
徳島市	鳴門市	池田町	
高松市	観音寺町	善通寺町	
松山市	新居浜市	宇和島市	
高知市	中村町	安芸町	
福岡市	小倉市		
佐賀市	唐津市	武雄町	
長崎市	佐世保市	島原市	
熊本市			

(2)皇宮護衛官

京都

(3)身体検査　主として胸部疾患・性病等伝染性疾患および聴力の検査をします。

(4)身上調査　受験資格の有無・申込書記載事項の真否その他について身上調査を行います。

(5)合格発表　昭和27年3月下旬に下記の場所に掲示するほか、合格者に通知します。

(ア)警察官　各人が受験した第2次試験地の国警各都府県道方面本部

(イ)皇宮護衛官　皇宮警察本部、京都護衛署、仙台および福岡の皇宮警察本部

6　申込の方法（警察官・皇宮護衛官共通）

(1)申込用紙請求先　申込用紙は国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、各地区警察署および人事院各地方事務所で交付します。申込用紙を郵便で請求する際は、10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、または「皇宮護衛官受験」と朱書し、同時に10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

警察官と皇宮護衛官はあわせて受験できますが、この場合は申込書2組（申込書4枚）を同時に提出してください。（郵送料20円）

(2)受付期間　**昭和27年1月7日から昭和27年1月28日午後5時まで（郵送時間内）**

郵送の場合は**昭和27年1月28日午後5時までの消印に限り**受け付けます。

(3)申込先　申込用紙に必要事項を記入し、志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、または「皇宮護衛官受験」と朱書し、同時に10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、または皇宮護衛官受験」と朱書し、同時に10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(4)申込書の該当欄に「警察官」または「皇宮護衛官」と記入し、志望受験地欄に第1次試験の志望受験地1カ所を志望勤務地欄に今回採用を行う都道府県のうち志望勤務地を1カ所だけ記入してください。

◎なお、受験当日持参する受験票には、その表面に最近撮影の写真（大体縦4cm、横3cm）1葉、両試験を受験する者は2葉）各受験票に1葉ずつをはりつけて提出してください。**写真のない場合は受験できません。**

7　採用と昇進の係数　**新しい警察制度では誰でもはじめは巡査から出発しなければなりません**が、実力次第で**皆区警察学校や警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、たとえば国警では巡査部長・警部補・警部・警視というように将来は長官まで昇進の道がひらけております。**

(1)警察官

(ア)この試験に合格した者は、警察官志望の巡査採用候補者名簿（志望勤務地のある都道府県別）に記載されたのち、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用決定後は巡査に任命され、巡査見習生としてそれぞれの都道府県警察学校に入校し6カ月間初任教養を受け、卒業後本人の志望をも考慮のうえ、国警の巡査または自治体警察の巡査として勤務につきます。

(2)皇宮護衛官

(ア)この試験に合格した者は、皇宮護衛官志望の巡査採用候補者名簿（全国1本）に記載されたのち、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用を決定されます。その他は警察官の場合に準じます。

(イ)採用決定後は巡査に任命され、巡査見習生として警察学校に入校し6カ月間初任教養を受け、卒業後皇宮巡査に任命され、皇宮巡査見習生として皇宮警察本部でさらに皇宮護衛官として必要な教習を受けたのち勤務につきます。

8　給与（本俸5,850円）を給せられるほか、勤務地手当・扶養手当その他が支給されます。自治体警察の巡査も見習生の間はこれと同じですが、卒業後は多少異なることがあります。

備考

(1)この試験による採用候補者名簿が確定された場合は、能前の皇宮護衛官および第1項第1号に掲げる都道府県の警察官採用候補者名簿はすべて失効となりますから、これらの名簿に登載されている者でも志望者はあらためてこの試験を受験してください。

(2)詳細は国警各都府県本部（都府県庁所在地）・道方面本部（函館市・札幌市・旭川市・釧路市・北見市）警務部人事厚生課、皇宮警察本部警務課または下記人事院各地方事務所に問い合せてください。

（管轄区域）　（所在地）

人事院札幌地方事務所（北海道）　札幌市大通西10丁目

人事院仙台地方事務所（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）　仙台市外記丁通27

人事院東京地方事務所（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟・長野）　東京都千代田区霞が関1―2人事院ビル内

人事院名古屋地方事務所（静岡・岐阜・愛知・三重・富山・石川・福井）　名古屋市中区丸の内

人事院大阪地方事務所（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）　大阪市東区法円坂町

人事院広島地方事務所（鳥取・島根・岡山・広島・山口）　広島市上流町1

人事院高松地方事務所（徳島・香川・愛媛・高知）　高松市天神前165

人事院福岡地方事務所（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）　福岡市長浜町3―25

岐阜県　岐阜市・多治見市・高山市
愛知県　名古屋市・岡崎市・豊橋市
三重県　津市
大分県　大分市
宮崎県　延岡市・都城市・日南市
鹿児島県　鹿児島市・鹿屋市・川内市

(2)第2次試験地

(ア)警察官　志望勤務地のある都府県道方面の国警各都府県道方面本部所在地

(イ)皇宮護衛官　仙台市・東京都・京都市・福岡市

6　申込の方法（警察官・皇宮護衛官共通）

(1)申込用紙請求先　申込用紙は国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、各地区警察署および人事院各地方事務所で交付します。申込用紙を郵便で請求する際は、10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、または「皇宮護衛官受験」と朱書し、同時に10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

警察官と皇宮護衛官はあわせて受験できますが、この場合は申込書2組（申込書4枚）を同時に提出してください。（郵送料20円）

(2)受付期間　**昭和27年1月7日から昭和27年1月28日午後5時まで（郵送時間内）**

郵送の場合は**昭和27年1月28日午後5時までの消印に限り**受け付けます。

(3)申込先　申込用紙に必要事項を記入し、志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、または「皇宮護衛官受験」と朱書し、同時に10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。志望する試験地に応じて国警各都府県道方面本部の警務部人事厚生課、または皇宮護衛官受験」と朱書し、同時に10円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

(4)申込書の該当欄に「警察官」または「皇宮護衛官」と記入し、志望受験地欄に第1次試験の志望受験地1カ所を志望勤務地欄に今回採用を行う都道府県のうち志望勤務地を1カ所だけ記入してください。

◎なお、受験当日持参する受験票には、その表面に最近撮影の写真（大体縦4cm、横3cm）1葉、両試験を受験する者は2葉）各受験票に1葉ずつをはりつけて提出してください。**写真のない場合は受験できません。**

7　採用と昇進の係数　**新しい警察制度では誰でもはじめは巡査から出発しなければなりません**が、実力次第で**皆区警察学校や警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、たとえば国警では巡査部長・警部補・警部・警視というように将来は長官まで昇進の道がひらけております。**

(1)警察官

(ア)この試験に合格した者は、警察官志望の巡査採用候補者名簿（志望勤務地のある都道府県別）に記載されたのち、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用決定後は巡査に任命され、巡査見習生としてそれぞれの都道府県警察学校に入校し6カ月間初任教養を受け、卒業後本人の志望をも考慮のうえ、国警の巡査または自治体警察の巡査として勤務につきます。

(2)皇宮護衛官

(ア)この試験に合格した者は、皇宮護衛官志望の巡査採用候補者名簿（全国1本）に記載されたのち、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用を決定されます。その他は警察官の場合に準じます。

(イ)採用決定後は巡査に任命され、巡査見習生として警察学校に入校し6カ月間初任教養を受け、卒業後皇宮巡査に任命され、皇宮巡査見習生として皇宮警察本部でさらに皇宮護衛官として必要な教習を受けたのち勤務につきます。

8　給与（本俸5,850円）を給せられるほか、勤務地手当・扶養手当その他が支給されます。自治体警察の巡査も見習生の間はこれと同じですが、卒業後は多少異なることがあります。

備考

(1)この試験による採用候補者名簿が確定された場合は、能前の皇宮護衛官および第1項第1号に掲げる都道府県の警察官採用候補者名簿はすべて失効となりますから、これらの名簿に登載されている者でも志望者はあらためてこの試験を受験してください。

(2)詳細は国警各都府県本部（都府県庁所在地）・道方面本部（函館市・札幌市・旭川市・釧路市・北見市）警務部人事厚生課、皇宮警察本部警務課または下記人事院各地方事務所に問い合せてください。

（管轄区域）　（所在地）

人事院札幌地方事務所（北海道）　札幌市大通西10丁目

人事院仙台地方事務所（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）　仙台市外記丁通27

人事院東京地方事務所（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・新潟・長野）　東京都千代田区霞が関1―2人事院ビル内

人事院名古屋地方事務所（静岡・岐阜・愛知・三重・富山・石川・福井）　名古屋市中区丸の内

人事院大阪地方事務所（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）　大阪市東区法円坂町

人事院広島地方事務所（鳥取・島根・岡山・広島・山口）　広島市上流町1

人事院高松地方事務所（徳島・香川・愛媛・高知）　高松市天神前165

人事院福岡地方事務所（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島）　福岡市長浜町3―25

2　出席者は、申し出た者の中から土地調整委員会で選定の上、本人に通知する。

3　試験地　昭和二十六年十二月二十六日総理府公告第十号中五三九頁五段二四行「〝ヘヤ〟」の誤植

総理府公告

◉土地調整委員会臨時公告

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三條第一項の規定により、左の要領で聴聞会を開催するから、土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第二條の規定により、次のように公示する。

昭和二十六年十二月二十八日

土地調整委員会委員長　我妻　栄

一　事案の要旨

山口県知事請求の常盤池の鉱区禁止地域指定について

（昭和二十六年十二月二十八日　総理府告示第四号参照）

一　期　日　昭和二十七年一月十三日午前十時より

二　場　所　山口県宇部市役所

三　備　考

1　聴聞会に出席して意見を述べようとする者は、土地調整委員会設置法施行規則第三條第一項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を昭和二十七年一月十五日までに、東京都文京区小石川町一ノ一ノ十一土地調整委員会（日本発送電株式会社事務所内）に提出されたい。

2　出席者は、申し出た者の中から土地調整委員会で選定の上、本人に通知する。

3　試験地　昭和二十六年十二月二十六日総理府公告第十号中五三九頁五段二四行「〝ヘヤ〟」の誤植

法務府公告

○押収物競付公告

東京地方検察庁八王子支部

左記押収物につき刑事訴訟法第百九十九条により公告する。

○昭和二十二年押第三百五十六号（佐藤武夫ことヶ穴水武夫食糧管理法違反事件）

一、換価金　三百五十六円九十六銭

○昭和二十五年押第一一〇八号（大久保喜正外四名強盗事件）

一、短刀（鞘のない〜の）　一ヶ

一、赤革製手提鞄　一ヶ

一、白地ユックサック　一ヶ

○同押第三九四号（横浜雄業務上横領事件）

一、領収書　一枚

○同押第四一八号（横三破三雄強盗致傷事件）

一、現金　十円也（但し皇宮警察官のもの）

○同押第六一号（未墨一外一名窃盗事件）

一、白メリヤス製ユックサック　一ヶ

一、鶴木綿風呂敷　一枚

○同押第六九八号（福田宗一食糧管理法違反事件）

一、換価金　二百五十六円九十六銭

○同押第五七号（岡野作次窃盗事件）

一、メリヤスシャツ　一枚

一、紺絣女上衣　一枚

二、ネル手供給　一枚

四、ネル手供上着　一枚

五、木綿手供上衣　一枚

六、ネル手供シャツ　一枚

○昭和二十三年押第六四五号（金本川島ことヨシ本数次詐欺事件）

一、転出証明書　一通

一、世帯調査票　一通

二、消費者台帳　一通

三、米穀通帳　一通

四、米穀通帳

○同押第一一七三号（江連方治郎外一名窃）

一、黒縁眼鏡　一ヶ

○昭和二十四年押第三五九号（佐藤武夫ことヶ穴水武夫食糧管理法違反事件）

一、換価金　三百六十四円七十四銭

○昭和二十五年押第一一〇八号（大久保喜正外四名強盗事件）

一、短刀（鞘のない〜の）　一ヶ

昭26.12.28.　第7493号

○同押第一五一六号（森田茂こと金鉒干傷害事件）
一、二寸角古木材（長さ一米七十糎位）一本

○同証第二三八号（松村テル銃砲等所持禁止令違反事件）
一、竹籠　一ケ

○昭和二十六年押第五五六号（春木四郎窃盗事件）
一、ズック製バンド　一本
二、靴下　二足
三、綿セーター　一枚
四、綿シャツ　一枚

○同押第五八四号（大谷義雄横領事件）
一、約束書　一枚
一、家屋賃貸借契約書　一枚

○同押第九〇一号（春山仙吉こと卞旦祚傷害事件）
一、女物駒下駄　一足

○同証第六二号（青木四郎窃盗事件）
一、毛布　一枚
一、合羽　一枚

○同証第七一一号（姜万京殺人事件）
一、出刃庖丁　一丁

○同証第二七号（永瀬実業務上横領事件）
一、領収書　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

郡山区検察庁

○昭和二十六年押第三〇三号（被疑者不詳食糧管理法違反事件）
一、ふろしき　三枚
一、布袋　三枚
一、リックサック　一個

○同押第三〇四号（同）
一、布袋　四枚
一、ふろしき　五枚
一、手提袋　一枚

○同押第三〇五号（同）
一、ふろしき　五十五枚
一、布袋　三十八枚
一、リックサック　四個
一、紙袋　十枚
一、ブリキカン　一個
一、手提　一個

○同押第三〇六号（同）
一、ふろしき　三十三枚
一、布袋　十三枚
一、リックサック　二個
一、紙袋　四枚
一、竹カゴ　一個

○同押第三〇七号（同）
一、ふろしき　二百二枚
一、布袋　八十八枚
一、紙袋　十九枚
一、ボストン　三個
一、手提　四個
一、弁当　五個
一、リックサック　五個
一、トランク　一個
一、カゴ　一個

○同押第三〇八号（同）
一、ふろしき　七十枚
一、布袋　十七枚
一、ボストン　三個
一、竹カゴ　一個
一、リックサック　四個
一、手提　五個
一、紙袋　六枚

○同押第三〇九号（同）
一、布袋　十九枚
一、フロシキ　四十一枚
一、手提　一個
一、紙袋　十一枚
一、ボストン　二個
一、リックサック　一個

○同押第三一〇号（同）
一、布袋　二枚

○同押第三一七号（同）
一、紙袋　二枚
一、風呂敷　一枚

○同押第三一八号（同）
一、布袋　十一枚
一、風呂敷　六枚
一、リックサック　一個

○同押第三一九号（同）
一、フロシキ　八枚

○同押第三二〇号（同）
一、フロシキ　三十七枚
一、布袋　四枚
一、紙袋　二枚

○同押第三二一号（同）
一、フロシキ　四枚

○同押第三二四号（同）
一、布袋　十九枚
一、フロシキ　三十二枚
一、トランク　一個

○同押第三二五号（同）
一、フロシキ　一枚
一、紙袋　一枚

○同押第三二六号（同）
一、フロシキ　三枚

○同押第三二七号（同）
一、フロシキ　一枚
一、紙袋　一枚

○同押第三三一号（同）
一、フロシキ　六枚
一、布袋　六枚

○同押第三三二号（同）
一、フロシキ　四枚
一、紙袋　四枚

○同押第三三三号（同）
一、フロシキ　三枚
一、布袋　三枚

○同押第三三九号（同）
一、フロシキ　一枚
一、紙袋　一枚

○同押第三四〇号（同）
一、紙袋　二枚
一、フロシキ　二枚

○同押第三四三号（同）
一、ボストン　一個
一、フロシキ　一枚

○同押第三四五号（同）
一、同　二枚

○同押第三四六号（同）
一、同　四十三枚
一、布袋　十八枚
一、リックサック　二個

○同押第三六三号（同）
一、フロシキ　二枚

○同押第三六四号（同）
一、リンゴ箱　三個
一、南京袋　二枚
一、叺　一枚

○同押第三六五号（同）
一、フロシキ　五枚
一、紙袋　五枚
一、ボール箱　五個

○同押第三六六号（同）
一、フロシキ　一枚
一、紙袋　一枚

○同押第三六七号（同）
一、フロシキ　一枚
一、紙袋　一枚

○同押第三七一号（同）
一、フロシキ　三十一枚
一、布袋　十二枚
一、手提　二個
一、シャツ　一枚
一、弁当　一個
一、リックサック　一個

○同押第三七二号（同）
一、フロシキ　三十六枚
一、布袋　二枚

○同押第三七三号（同）
一、フロシキ　十二枚
一、布袋　十枚
一、ブリキカン　二個

○同押第三七四号（同）
一、フロシキ　二枚
一、紙袋　三枚

○同押第二五七号（同）
一、換価金　百八十九円

○同押第二五八号（同）
一、同　一万六千七百九十五円

○同押第三〇四号（同）
一、同　二万八千九百八円

○同押第三〇五号（同）
一、同　五万七千二百二十七円

○同押第三〇六号（同）
一、同　三万二千四百三十三円

○同押第三〇七号（同）
一、同　四万二千四百八十三円

○同押第三〇八号（同）
一、同　十五万六千百八十二円

○同押第三一一号（同）
一、同　千三百十五円二十二銭

○同押第三一二号（同）
一、同　二千百二十八円九十五銭

○同押第三二三号（同）
一、同　千三百三十三円

○同押第三二四号（同）
一、同　七百十七円

○同押第三三一号（同）
一、同　七百四十一円

○同押第三三三号（同）
一、同　千五百七十七円

○同押第三三七号（同）
一、同　二千百九十八円

○同押第三三八号（同）
一、同　一万五千三百九十九円

○同押第三三九号（同）
一、同　六千五百四十九円

○同押第三四〇号（同）
一、同　三千九百五十六円

○同押第三四一号（同）
一、同　七千六百二十四円

○同押第三四五号（同）
一、同　二万九百六十一円

○同押第三五四号（同）
一、同　一万二千八円

○同押第三五五号（同）
一、同　一万千八百七十五円

○同押第三五六号（同）
一、同　一万三百一円

○同押第三五八号（同）
一、同　千五百七十七円

○同押第三五九号（同）
一、同　五百七十三円

○同押第三六八号（同）
一、同　三百三十五円

○同押第三七四号（同）
一、同　五千三百二十九円

○同押第三七八号（同）
一、同　二千三百九十円

○同押第三七九号（同）
一、同　千三百八十六円

○同押第三八〇号（同）
一、同　千四円

○同押第三八一号（同）
一、同　五百五十円

○同押第三八七号（同）
一、同　千六百七十八円

○同押第三八八号（同）
一、同　四百五円

○同押第三九六号（同）
一、同　九百三十二円

○同押第三九八号（同）
一、同　二百八十七円

○同押第三九九号（同）
一、同　二万七千三百三十九円

○同押第四一〇号（同）
一、同　八百十円

○同押第四一一号（同）
一、同　八百十円

○同押第四一二号（同）
一、同　千八百八十四円

○同押第四一三号（同）
一、同　四千四百九十二円

○同押第四一四号（同）
一、同　千三百三十八円

○同押第四一五号（同）
一、同　三百三十五円

○同押第四三八号（同）
一、同　八千九百三十七円

○同押第四三九号（同）
一、同　四百五円

○同押第四四〇号（同）
一、同　二万七千百四十五円

○同押第四四一号（同）
一、同　二万九十六円

○同押第四四二号（同）
一、同　二千百四十一円

○同押第四四五号（同）
一、同　二千三百四十一円

○同押第四五六号（同）
一、同　三千二百四十円

○同押第四六〇号（同）
一、同　一万七千七百五円

○同押第四六一号（同）
一、同　二千七円

○同押第四六二号（同）
一、同　千二百五十四円

○同押第四六三号（同）
一、同　三千六百八十一円

○同押第四六四号（同）
一、同　三千五百三円

○同押第四六五号（同）
一、同　二千五百七十七円

○同押第四六六号（同）
一、同　四百六円

○同押第五一三号（同）
一、同　二千百円

○同押第五一四号（同）
一、同　一万八千七百八十四円

○同押第五一五号（同）
一、同　二千七百九円

○同押第五一六号（同）
一、同　三百四十七円

○同押第五二〇号（同）
一、同　二千三百九十円

○同押第五二一号（同）
一、同　三千九百六十七円

○同押第五二四号（同）
一、同　六万六千三百六十九円

○同押第四〇〇号（本田徳松食糧管理法違反被疑事件）
一、同　千百四十七円

○同押第五二九号（佐藤キヨ同）
一、同　六百六十九円

○同押第五三二号（西沢善二良同）
一、同　六百六十九円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

神戸地方検察庁

○昭和二十一年領第二四三号（白仲島外一名窃盗贓物故買事件）
一、金一千二百三十円（百円紙幣十二枚、十円紙幣三枚）
二、金一千円（百円紙幣十枚）

○同領第三三七号（樋口健一外四名同）
一、丹前　一枚
二、女帯　一本
三、女着物　一枚
四、男羽織　一枚
五、スフ紺地生地　二十五碼

○同領第五三七号（赤井万次郎外六名窃盗事件）
一、釘抜キ　一個
二、ロソク　一本
三、鋸　一個

○同領第六一〇号（中川浅二外三名住居侵入、傷害、窃盗事件）
一、表札　一個
二、鍬　一丁
三、箒　一本
四、ヤスリ　一個
五、化粧瓶　一個
六、衝立　一個
七、シャツ　一枚
八、家屋明渡書　二枚

○同領第一二〇三号（西方泰夫外三名窃盗事件）
一、帽子　二個
二、風呂敷　一枚
三、運動靴　三足
四、靴下　二足
五、シャツ　四枚
六、上衣　一枚
七、ズボン　三枚
八、バンド　一本
九、安全カミソリ刃　二枚

○同領第一八七八号（揚啓明物価統制令違反事件）
一、金二千九百八円三十六銭（百円札二十九枚、五円札一枚、五十銭札六枚、十銭札三枚五銭札一枚、一銭銅貨一個）

○昭和二十四年領第六八〇号（金沢正雄こと金相元関税法違反事件）
一、不渡小切手八万円（大阪銀行）一枚
二、保管証　一枚
三、写真　一枚

○同領第七三五号（安井兼吉同）
一、換価金　四十四万八千六百十五円六十八銭
二、同　三万三千六百四十六円八銭

○同領七四三号（中野好則外一名強盗窃盗事件）
一、男物黒足袋　一足
二、トランク　一個
三、トランク　一個
四、子供用国防色上衣　一枚
五、ズボン　一枚
六、子供用ジンベ　一枚
七、毛布子供オムツ　二枚
八、子供黒木綿ズボン　一枚
九、子供シャツ　四枚

○同領第一七〇四号（横田滝次外七名強盗等事件）
一、黒皮短靴　一足

○昭和二十五年領第一二六一号（藤井雅一外三名詐欺事件）
一、約束手形　三枚
二、偽造真珠ボタン　九個
三、為替手形（二十五万円写）　一枚
四、預証（三万円）　一枚

○同領第一三一七号（井上順三こと長谷順三外一名同）
一、手紙　四通
二、請求書　一通

○同領第一五九四号（小田太一暴行等事件）
一、不渡小切手　一枚
二、不渡小切手　一枚

○同領第二五七二号（加茂らの詐欺事件）
一、掛金表　一枚
二、掛金表　一枚

○同領第三〇三九号（伊集院重秀外六名政令三八九号違反事件）
一、柳行李トランク　一ケ
二、風呂敷　一枚
三、綱　一本

○昭和二十六年領第九号（米田栄太郎外一名恐喝事件）
一、金銭出納簿　一冊

○同領第五〇九号（橋本政一物品税法違反事件）
一、無表題帳簿　一冊
二、大学ノート　二冊
三、仕切複写簿　五冊
四、請求複写簿　一冊
五、伝票綴　一冊

○同領第八五七号（陳運魁外一名賭博事件）
一、竹　三本
二、板　一枚
三、煙草ピース　三ケ
四、金一千五百円（百円札十五枚）

○同領第一一二〇号（岡村政次郎こと盧玉容食糧管理法違反事件）
一、換価金　六百九十円四十五銭

○同領第一七五六号（原田茂詐欺事件）
一、請求書　一枚

○同領第一七九八号（黒崎龍太郎暴行事件）
一、切身庖丁　一丁

○同領第一九三〇号（李亭九外一名外国人登録令違反事件）
一、鉄道運賃領収書　一枚

○同領第一九八五号（真野福松外一名漂流物横領等事件）
一、金三百二十円（百円札三枚、十円札二枚）
二、金八百五十円（五百円札一枚、百円札三枚、十円札五枚）

○同領第二一三七号（奥村建治覚醒剤取締法違反事件）
一、覚醒剤空アンプル　二ケ
二、注射器　一組

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

豊島区検察庁

○昭和二十五年押第九九号（大橋隆窃盗事件）
一、綿靴下　一足

○同押第六八七号（島内文雄食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百九十二円五十二銭

○同押第一四二八号（宇津木徳次窃盗事件）
一、ヘヤーアイロン　一個

○同押第一八七九号（玉城真正同）
一、赤革製手提カバン　一個

○同押第三三〇八号（細田行男同）
一、文久銭　一枚

○昭和二十六年押第三三二号（岡田金三郎同）
一、現金　七円
二、リヤカー　一台

○同押第四九三号（宮城金次郎食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千五百五十一円

○同押第六九六号（小川正子同）
一、同　四百十円

○同押第六九七号（市毛昭三同）
一、同　七百四円

○同押第六九八号（小川正子同）
一、同　五百七十三円

○同押第六九九号（崔金哲同）
一、同　百八十円三十銭

○同押第七〇〇号（田中きみ同）
一、同　一千百六十五円

○同押第九三五号（藤岡康彦窃盗事件）
一、岩波文庫　一冊

○同押第一〇二四号（鄭光福食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百六十二円

○同押第一〇五四号（津金沢一男窃盗事件）
一、中古白運動靴　三足
二、玩具ボート　一個

○同押第一一一一号（岩堀竹子同）
一、茶縞綿風呂敷　一枚

○同押第一二九〇号（宮本登志夫外一名同）
一、鉛管　十貫匁
二、木綿風呂敷　一枚

○同押第一三五四号（宮崎有司食糧管理法違反事件）
一、換価金　一千五百二円

○同押第一四五一号（森田チヱ同）
一、同　二千二百九円

左記食糧管理法違反事件押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

伊丹区検察庁

押収番号	押収物換価金	被告人又は被疑者氏名
昭和二十六年		
一二五	九、六一〇	氏名不詳
一三五	一、七〇三	〃
一四七	二、六〇二	〃
一四八	六、九四六	〃
一五四	七八一	〃
一五五	八七五	〃
一五六	五三三	金　京子
一五七	三八九	趙　吉子
一六〇	二七〇	氏名不詳
一八二	一九九	〃
一八三	八、三七四	〃
一九一	三、二八〇	〃
二〇六	三八三	〃
二〇七	二、〇一一	〃
二〇八	一、一三五	〃
二〇九	四、五九四	〃
二一八	七六六	〃
二一九	一、四四三	〃
二三七	四、三三三	〃
二三八	一、五一四	〃
二三九	一、一六六	〃
二四〇	二、〇二〇	〃
二四一	七四〇	〃
二四二	九、八五四	〃
二四三	三八九	〃
二四四	二、七六八	〃
二四五	一八、〇八二	〃
二四六	四〇四	〃
二四九	一、八一〇	〃
二五五	一、三三四	〃
二五六	六二〇	〃
二五七	三、八八九	〃
二七三	一、四二七	〃
二七六	一、三三五	〃
二七七	三、〇二八	〃
二八九	二、八五一	〃
二九〇	三、〇七五	〃
二九一	六七三	〃
三〇〇	一、七四六	〃
三〇一	四七三	〃
三〇三	一、一四六	〃
三〇四	二、五一一	〃
三四〇	七九、七七〇	〃
〃	四、九三五	〃
三四一	六、一〇四	〃
三四二	六九四	〃
三四三	五、六七〇	〃
三六二	八一〇	〃
三六六	九二六	〃

大蔵省公告

○当せん金附証票の発売について

当せん金附証票の発売に関し、当せん金附証票法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六條第二項の規定により、左のとおり、公告するから、受託希望銀行は、所定の日までに申請されたい。

P. 620

昭26.12.28. 第7493号

昭和二十七年政府第二回宝くじ及び政府第二回短期宝くじの発売について

一 名称
昭和二十七年政府第二回宝くじ
同政府第二回短期宝くじ

二 発売総額
昭和二十七年政府第二回宝くじ 一億五千万円
同政府第二回短期宝くじ 六千万円

三 証票金額
昭和二十七年政府第二回宝くじ 三十円、二十円の二種
同政府第二回短期宝くじ 三十円

四 発売期間
昭和二十七年政府第二回宝くじ 昭和二十七年二月九日から同月二十九日まで。
同政府第二回短期宝くじ 昭和二十七年二月一日から同月十二日まで。

五 最高当せん金額 百二十万円

六 発売手数料 百分の九

七 当せん金支払手数料
当せん奨金 千円以上のもの 奨金額の千分の一
同 百円以上のもの 奨金額の千分の二
同 百円未満のもの 奨金額の百分の二
但し、上位奨金額の支払手数料が下位奨金額の支払手数料より低額のときは、これを同額まで引きあげる。

八 受託申請期限 昭和二十七年一月四日

昭和二十六年十二月二十八日 大蔵省

裁判所公告 (●印は新料金)

○押収物還付公告

長野家庭裁判所飯田支部

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十五年押第二一五号(昭和二五年少第一八一号窃盗保護事件)
一、茶色セーター 一枚

○昭和二十六年押第二三号ノ一(昭和二十六年少第一四三号窃盗保護事件)
一、隣寸箱(隣寸棒六本在中) 一箇

鹿児島家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第二〇五号(昭和二十四年少第一一七〇号遺失物横領保護事件)
一、碇 一箇

名古屋家庭裁判所岡崎支部

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年押第一〇〇号(昭和二十六年少第一一二九号窃盗保護事件)
一、現金五十円(但し十円札五枚)
二、雑誌(愛情生活) 一冊

広島家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五條、刑事訴訟法第四百九十九條によつて公告する。

○昭和二十六年(少)第二三六七号(食糧管理法違反保護事件)
一、換価代金 六百三十五円也

○昭和二十五年領第一一六号(昭和二十五年(少)第一一三五号鉄道営業法違反事件)
一、手帳 一冊

○同領第九四号(同(少)第九二一号窃盗保護事件)
一、買物籠 一箇

○同領第五三号(同(少)第五〇四号同)
一、手帳 一冊
二、ナイフ 一箇

○同領第九三号(同(少)第九三九号同)
一、男物浴衣地 一枚

○昭和二十四年領第二八号(昭和二十四年少第九七〇一号同)
一、軍隊用雑なう 一箇

○準禁治産宣告取消

●昭和二十六年(家)第四一四一号

本籍並びに住所大阪府吹田市大字榎阪二百八十七番地 家村彌十郎
明治十六年八月十七日生

右の者に対し大正十四年十一月二十八日大阪区裁判所が為した準禁治産宣告は本人の申立によりその原因が止んだものと認めこれを取消した。

昭和二十六年十二月十八日 大阪家庭裁判所

○失踪に関する届出の催告

●本籍並びに最後の住所埼玉県入間郡高萩村大字女影一三一五番地
不在者 杉本仙松

右不在者に対し利害関係人杉本五郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年七月一日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。若しその届出をしないときは失踪宣告をすることになる。又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄にその届出をされたい。

昭和二十六年十二月二十五日 浦和家庭裁判所川越支部

会社その他の公告

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月十二日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月十四日
東京都中央区銀座西一丁目五番地日南電気株式会社内
国際競輪株式会社
清算人 金沢壮二

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会の決議により同日解散した。当会社に対して債権を有する者はこの公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。もしこの期間内に申出がないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月二十日
大阪市福島区下福島三丁目三八番地大阪市中央卸売市場内
株式会社藤田商店
代表清算人 森田晃

解散公告(第三回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月二十八日
神戸市生田区西町十五ビル
株式会社三陽商会
清算人 島田源吉

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月十二日の株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十六日
東京都中央区日本橋呉服橋一丁目一番地
株式会社三重商店
清算人 大島正敏

解散公告(第一回)

当会社(島田油脂工業株式会社)は昭和二十六年十一月三十日臨時株主総会に依り解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に申出下さい。若し上記期間内に御申出の無い時は清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十八日
長崎市広馬場町三番地
島田油脂工業株式会社
清算人 島田稔

解散公告(第二回)

当社は昭和二十六年十二月十四日株主総会の決議により解散したので当社に対して債権を有する方は第一回公告掲載の翌日から二箇月以内に申出でられたい。若し右期間内に申出がない時は清算から除斥せられます。

昭和二十六年十二月二十一日
布施市高井田西二丁目九番地
センター護謨製造株式会社
代表清算人 高田悦治

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十二月二十一日の臨時株主総会において資本金三十万円を金十五万円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月二十五日
東京都文京区林町七十五番地
共和木工株式会社

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十二月二十三日の臨時株主総会において資本金五十万円を金十二万五千円に減少することを決議しましたから異議ある債権者は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月二十五日
東京都千代田区神田紺屋町八番地
高柳理化学器械株式会社

株式併合につき株券提出公告

当会社は昭和二十六年十二月十五日の株主総会で、額面株式(一株の金額二十円)二十五株を額面株式(一株の金額五百円)一株に併合することを決議しました。株券を所有される方は、この公告掲載の日から三箇月以内に当会社へ提出して下さい。

昭和二十六年十二月二十八日
東京都杉並区成宗三丁目五四〇番地
株式会社大彦

解散公告

当会社は昭和二十六年八月三十一日の株主総会の決議により解散しましたから当会社に対して債権を有する者は本公告掲載の二箇月以内に御申出下さい。

昭和二十六年十二月二十五日
京都市右京区太秦堀ヶ内町二十五番地
渡辺建設株式会社
清算人 渡辺常太郎

合併公告

左記甲乙両会社は昭和二十六年十一月五日の各株主総会で甲会社は乙会社を合併して存続し乙会社は解散することに決議しましたからこれに異議ある債権者は本公告記載の日の翌日から二箇月以内に御申出で下さい。

昭和二十六年十二月二十五日
京都市下京区七條御所ノ内東町十番地
甲 **壽フエルト株式会社**
大阪市城東区関目町二丁目五一
乙 **富士製帽株式会社**

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日の臨時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せらる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十六日
東京都中央区日本橋富沢町七番地三
日神蚊帳工業株式会社
代表清算人 西村伊亮

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十二月十五日の定時株主総会の決議により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は第一回公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若し右期間内に御申出のないときは清算より除斥致します。

昭和二十六年十二月二十六日
東京都千代田区神田旭町三番地
山田貿易株式会社
清算人 山田正水

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月三十日株主総会の決議により解散致しました。当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。右期間内に御申出のないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月一日
三原市港町八百四十番地の三
三原糧配株式会社
清算人 梅田準三

債権者合併異議申述公告

協和交易株式会社、善隣貿易株式会社、新日本通商株式会社、東光商事株式会社は昭和二十六年十二月二十二日夫々臨時株主総会を開催し関係官庁の認可を條件として協和交易株式会社が他の三社を合併し、三社は解散する旨決議しましたから右に関し異議ある債権者は昭和二十七年二月二十三日迄に関係各社にその旨申述相成度右公告します。

昭和二十六年十二月二十二日
東京都中央区日本橋通二丁目四番地の六 **協和交易株式会社**
東京都中央区室町二丁目十一番地 **新日本通商株式会社**
東京都中央区日本橋本町一丁目八番地の五 **善隣貿易株式会社**
小樽市色内町七丁目五十六番地 **東光商事株式会社**

解散公告(第二回)

当組合は昭和二十六年十二月三日臨時組合員総会の決議に因り解散しましたから当組合に債権を有せられる方は第一回公告の日から二箇月以内に其の旨を御申し出で下さい。若し右期間内に御申し出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月十三日
山口市大字今市二十六番地
山口生活必需品商業協同組合
代表清算人 吉安熊一

解散公告(第一回)

当組合は昭和二十六年十一月八日臨時総会の決議により同日解散した。当組合に対して債権のある者は第一回公告の日から二箇月以内に申出でられたい。若し此の期間に申出でのないときは清算から除斥せられる。

昭和二十六年十二月十五日
別府市北浜海岸通り那須商店気付
大分県機船底曳網漁業協同組合
清算人 那須俊康

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月二十七日社員総会の決議により解散したので当会社に対する債権者は本公告掲載の翌日より六十日以内に当会社に対し債権の申出をして下さい。尚右期間中に申出なき債権者に対しては清算より除斥いたしますから右御了承下さい。

昭和二十六年十二月二十八日
大阪府枚方市大字中振大字中振一〇三五番地
三新撚糸有限会社
代表清算人 中村徳治郎

決定整理計画変更認可申請公告

昭和二十四年政令第二九一号に基く決定整理計画の変更認可申請を致しましたから同政令第二十一條の規定により公告致します。

昭和二十六年十二月二十五日
天津解船運輸株式会社
特殊整理人 志村哲

株式併合公告

昭和二十六年十二月二十二日の株主総会で株式一株の金額金五十円を金一百円に改め、従来の株式二株を以て一株に併合する決議をしたから之に異議ある債権者は昭和二十七年三月三十日までにお申出下さい。

昭和二十六年十二月二十二日
金沢市下堤町十五
株式会社安井機業場

株式名義書換停止公告

昭和二十七年二月十日より三月十五日まで有償の新株式割当のため名義書換等株主名簿の記載の変更を停止致します。

昭和二十六年十二月二十八日
北海道壽都郡壽都町字渡島町百三十番地
壽都鉄道株式会社

公告

当社は、昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称 九州電力株式会社
二、電気事業会社の住所 福岡市渡辺通二丁目三十五番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 十四億六千六百万円の内金二億九千万円也
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限
(イ)期限 昭和五十七年三月三十一日
(ロ)元金償還 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に二千九百三十二万円宛償還
七、利息支払の方法および期限 毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日に利払当日迄の利息を後払する。
八、其の他参考となるべき事項 発電、送電、変電設備新増設工事資金

昭和二十六年十二月二十八日
九州電力株式会社

公告

当社は昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称 中国電力株式会社
二、電気事業会社の住所 広島市小町三十三番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 五億二千万円の内二億円
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に一千四十万円宛分割弁済し昭和五十七年三月三十一日に残額を完済する。
七、利息支払の方法および期限 毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日利払
八、その他参考となるべき事項 発電、変電設備新設工事資金

昭和二十六年十二月二十八日
中国電力株式会社

公告

当社は、昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記の通り借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称 四国電力株式会社
二、電気事業会社の住所 高松市七番丁五十六番地の一
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 金五億一千四百万円也の内一億九千万円也
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法及び期限
イ、元金償還 昭和三十二年九月三十日を第一回とし爾後毎年三月、九月の各月末日に金一千二十八万円宛分割弁済
ロ、償還期限 昭和五十七年三月三十一日
七、利息支払の方法及び期限 毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日
八、その他参考となるべき事項 昭和二十六年度新規着工分発、送、変電設備資金に充当

昭和二十六年十二月二十八日
四国電力株式会社

公告

当社は、昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称 中部電力株式会社
二、電気事業会社の住所 名古屋市中区南大津通二丁目五番地
三、借入先 大蔵大臣
四、借入金額 金九億三千五百万円也の内金四億二千万円也
五、借入金の利率 年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限 昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に金一千八百七十万円宛分割弁済し、昭和五十七年三月三十一日までに全額償還する。貸付当日より償還当日まで利息を附する。
七、利息支払の方法および期限 利払期日は毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日とし、利払当日までの利息を後払する。
八、その他参考となるべき事項 発電、送電設備の新増設工事資金に充当する。

昭和二十六年十二月二十八日
中部電力株式会社

公告

当社は、昭和二十六年十二月二十五日米国対日援助見返資金の運用による貸付金を左記のとおり借り入れましたので、「電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金の担保に関する法律」第二條第一項の規定に基いて公告します。

記

一、電気事業会社の名称 東北電力株式会社
二、電気事業会社の住所 仙台市大町五丁目一九七番地

第7493号

三、借入先　大蔵大臣
四、借入金額　金十三億二千五百万円也の内金七億四千万円也
五、借入金の利率　年七分五厘
六、借入金の償還の方法および期限　昭和三十二年九月三十日を第一回とし、爾後毎年三月、九月の各月末日に金二千六百五十万円宛分割償還し、昭和五十七年三月三十一日までに全額償還する。
七、利息支拂の方法および期限　貸付当日より償還当日まで利息を附し、毎年三月、六月、九月の各月末日及び十二月二十日に利拂当日までの利息を後拂する。
八、其の他参考となるべき事項　発電、送電、変電設備等の新増設工事資金に充当する。

昭和二十六年十二月二十八日
東北電力株式会社

貸借対照表公告
（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部（借方）

流動資産	現金預金	六〇九、五八三、五七四・〇五
	受取手形	二三六、六六二、三九〇・八二
	未収運賃	三五、六八〇、八〇五・〇八
	有価証券	五七、二三八、三九二・〇五
	貯蔵品	二〇、七一一、八二八・〇〇
	主勘定	一六、一三三、一八六・二八
	船舶用準備金	三九、二〇四、三七〇・〇三
	燃料仮拂	二、六八五、一〇六・二四
	支店出張所	一三、三六七、四四〇・三八
	短期債権	一八、三九〇、三三七・八九
	前拂費用	一四三、二五六、〇四一・〇二
固定資産	船舶	二六、二〇三、六七六・二六
	不動産	二、四一九、〇八〇、九六一・九九
	什器備品	八九六、一二九、一一七・七五
	建設仮勘定	二三、六二三、七四八・四二
	投資有価証券	八、一七四、〇七六・三三
	手形貸付金	一、三六四、三九二、三〇六・〇〇
合計		九、九六一、七一三、五〇〇

負債及び資本の部（貸方）

負債の部	流動負債	一、一六、八〇〇、〇〇〇・〇〇
	支拂手形	三、〇二八、六六四、五三六・〇四
	短期手形借入金	一、一三一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
	取引先	五七、一九五、一五七・四七
	未拂金	五二九、〇七九、六三三・六一
	特損仮勘定	一〇三、七七五、一三三・一三
	未決算勘定	一、一七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
	短期負債	二、〇六九、六一三、〇〇七・〇〇
固定負債	借入金	九五二、一三三、〇〇〇・〇〇
	手形借入金	二、五九八、六九二、六四〇・六一
負債の部計		二、〇六九、六一三、〇〇七・〇〇
資本の部	資本金	四二九、九七一、八九五・四三
合計		三、〇二八、六六四、五三六・〇四

新日本汽船株式会社

第三回決算公告
（昭和二十六年九月三十日現在）
貸借対照表
資産の部

土地		七七八、六〇〇・〇〇
建物及附属設備		二、二三六、〇五六・二〇
機械及装置		一一、〇三八、六四七・一五
車輛運搬具		六八二、〇八四・五二
工具器具備品		七九六、八六六・七二
出資金及供託金		三一九、八五〇・〇〇
材料		一七、七五二、一五七・八八
仕掛品		二八、〇九七、八六五・一六
製品		三九、四〇三、一一四・九六
売掛金		三七、一四三、九二四・一五
仕入先前拂金		三、四五一、四一五・〇〇
預金及現金		二、〇一三、二二〇・九三
受取手形		一〇、四七九、八八四・七二
切手及印紙		六、〇八六・二九
タービン勘定		四七〇、八七四、三七
仮拂金		六、五四二、六三一・七四
繰越損金		四、九二四、八九一・七八
合計		一六六、一三八、一七一・六七

負債の部

資本金		二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
長期借入金		六、五〇九、一七二、九二
短期借入金		五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
買掛金		二〇、四〇二、〇一二・一八
未拂手形		二七、一三四、五〇五、四五五
支拂手形		四五、四五五、七〇〇・四六
前受金		二三、五六四、〇〇〇・〇〇
仮受金		一一、五一四、四五二・〇三
割引手形		七、一七四、一九四・七二
当期利益金		三八四、一三三・九一
合計		一六六、一三八、一七一・六七

芝浦ミシン株式会社
取締役社長　笠原　逸二

第一期決算公告
（昭和二十六年九月三十日現在）
貸借対照表
資産の部

現金		一五六、二三八・九六
銀行預金		九七、四一二・〇〇
振替預金		二〇、一〇三・四二
売掛金		六八三、八六五・四六
前拂金		一〇、〇〇〇・〇〇
商品		二、五二九、五二八・〇五
貯蔵品		一五六、七五〇・〇〇
合計		三、六五三、八九七・八九

負債の部

買掛金		一、四三三、八一七・四一
借入金		一四〇、一〇六・九〇
未拂費用		五八五、一九四・五〇
未拂利息		六五、三四〇・六〇
資本金		一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
当期利益金		四三九、四三八、四八
合計		三、六五三、八九七・八九

津村交易株式会社

第五期決算公告
（昭和二十六年十月三十一日現在）
貸借対照表
借方

建物及構築物	三、二九九、七三四・四四
機械及什器	六、二七九、七九八・五三
原料及貯蔵品	七、九四一、七一四・八八
製品及仕掛半製品	五、七六二、六三五・〇〇

旬刊
時の法令解説
毎月三回・三の日発行
印刷庁発行

生糸価格の安定策
変動甚だしい生糸価格を政府の売買操作で安定し輸出の大宗、蚕糸業の合理化と経済の安定を図る

合理化される国税
譲渡所得、再評価、法人、物品等諸税の均衡化！

中小企業信用保険制度
利用不振のこの保険の対象を拡充し活潑化を図る

時の経済　新年景気問答…稲葉秀三
法令随筆　年賀郵便…佐藤達夫
故きを温ね新しきを知らず…金森徳次郎
遺棄罪（刑法の話題）…植松正
新連載　趣味の民法序説…片山義雄
民法中戦後改正された身分法の平易な興深い講座

一月三日（第45号）目下発売中!!

A5判64頁　定価30円　送料4円

継続購読料
三ケ月概算送料共　310円
六ケ月同　620円
一ケ年同　1,240円

申込所
官報販売所の主な代理店
全国各地の官報販売所
全国各地の主な書籍店
全印刷庁内直売所
東京都新宿局区内・振替東京22013

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　十二月二十八日付物価第五十一号四頁

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁
電話九段(33)局二一番五号　官報課
振替東京一九〇〇〇番

昭26.12.28.

官報

告示

◉電気通信省物価庁告示第十一号

国際電報料金表（昭和二十六年九月電気通信省、物価庁告示第四号）の一部を次のように改正し、昭和二十七年一月一日から施行する。

昭和二十六年十二月二十八日

電気通信大臣　佐藤　栄作
物価庁長官　周東　英雄

第一部一般の国際電報の料金のEUROPE（ヨーロッパ地方）の部Azores Islands（アゾールズ諸島）の項の一語料金欄中「236」を「202」に、「78」を「56」に改める。

同AFRICA（アフリカ地方）の部Madeira（マデイラ）の項の一語料金欄中「236」を「202」に、「78」を「56」に改める。

◉物価庁告示第二百三号

昭和二十六年四月十四日物価庁告示第九十一号（砂糖の販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十八日

物価庁長官　周東　英雄

附記(1)の次に左の一項を加える。

(3)　砂糖需給調整規則（昭和二十四年農林省令第四十二号）第二條第一項の規定により農林大臣が指定する用途の中輸出品の原材料の補てん用として当該輸出品の輸出後割当配給を受けた砂糖

三の中、荷粉糖煮蜜の項を削る。

◉物価庁告示第二百四号

昭和二十六年四月十四日物価庁告示第九十号（砂糖の製造業者販売価格の統制額指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月二十八日

物価庁長官　周東　英雄

価格表中「分密白糖（国内産甜菜糖）五、六〇〇」を「分密白糖（国内産甜菜糖）五、六〇〇」に改める。

附記(1)を次のように改める。

(1)この表の統制額は、製造業者の工場内（倉庫内又は製造業者が保管を寄託した営業倉庫内渡しの統制額である。ただし分密白糖（国内産甜菜糖）を工場の所在する市町村外にある営業倉庫内で販売する場合は、この表の統制額に一〇〇斤につき九十二円を加えることができる。

附記(2)の次に左の一項を加える。

(3)この統制額の指定に関しては物価統制令第八條ノ二本文の規定は適用しない。

正誤

昭和二十六年十二月十八日官報号外（物価第五十号）農林省物価庁告示第十号（昭和二十六年産米穀の政府買入価格指定の件）中一頁二段附記一中「叺」は「かます」の、同三段附記三中「雄亀」及び「弁慶」の間の行に「明徳」を挿入するはずの、同附記四中「昭和二十五年」は「昭和二十六年」の、同四段附記六中「附記一、」は「附記一」のいずれも誤り。

農林省官報報告主任
物価庁官報報告主任

法務府公告

○押収物還付公告

水沢区検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十二年押第六三号（藤原三之丞食糧管理法違反事件）
一、米等　換価金　四千五百十一円三十四銭
○同押第三三四号（高橋とく同）
一、同　四百七十二円十銭
○昭和二十三年押第一二〇二号（田中サダ子同）
一、同　四十九円二十三銭
○同押第三八〇号（小野寺ツヨノ同）
一、同　三百八十六円二十一銭
○同押第一二五号（佐藤晏太同）
一、同　百九十九円四十銭
○昭和二十四年押第一六二八号（菊地次郎同）
一、同　七百九十二円四十七銭
○同押第二二五七号（小笠原一郎同）
一、同　千六十円四十銭
○同押第二三五二号（渡辺登同）
一、同　千四百五十二円二十八銭
○同押第二六三四号（小笠原一郎同）
一、同　六百四十一円五十二銭
○昭和二十五年押第一一八号（朴吉州同）
一、同　八百六十三円二十銭
○同押第五三号（秋山岩三同）
一、同　六百七十九円二十六銭
○同押第五七号（挽野信子同）
一、同　三百三十七円三十七銭
○同押第五九号（佐藤章一同）
一、同　五百六十九円三銭
○同押第八一号（金村武同）
一、同　五百二十八円三十一銭
○同押第二三二号（被疑者不詳同）
一、同　七百二円五十二銭
○同押第二六六号（内田清平同）
一、同　五百五十八円五十銭
○同押第三七八号（小野寺ミッエ同）
一、同　二百五十五円七十銭
○同押第三八八号（岩沢恒雄同）
一、同　五百十二円六十銭
○同押第四一九号（中川與三郎同）
一、同　四百三十一円五十銭
○同押第五三四号（金井新治同）
一、同　五百十二円六十銭
○同押第六三四号（稲垣秀男同）
一、同　三千五百七十円十銭
○同押第六二五号（秋山岩三同）
一、同　九百七十八円四銭
○同押第七一号（安丁出同）
一、同　千四百二十八円
○同押第七二号（坂本彦一同）
一、同　七百七十九円
○同押第一三一号（高橋正一同）
一、同　千五百六十三円
○同押第一三九号（佐藤ナミ同）
一、同　七百三円七十銭
○同押第一六四八号（中山信男こと李学龍同）
一、同　二千四百二円
○同押第一三八号（被疑者不詳同）
一、同　三百七円九十銭
○同押第一三七号（同）
一、同　五百七十三円八十銭
○同押第七三号（高橋よし子同）
一、同　千二十四円五十銭
○同押第七四号（佐藤軍治同）
一、同　千二十二円八銭
○昭和二十四年押第九三四号（川上安治同）
一、同　四百九十五円
○昭和二十六年押第一八五号（山田三郎同）
一、同　六千四百九十三円
○同押第二二四号（高橋義夫同）
一、同　九百二十四円
○昭和二十五年押第一六八三号（柿本幸二同）
一、同　二百三十九円
○昭和二十六年押第一九号（被疑者不明同）
一、同　三千七百九十一円
○昭和二十五年押第一六六三号（池田二叔同）
一、同　五百十一円
○昭和二十六年押第四三六号（佐藤秀雄同）
一、同　千五百九十八円
○同押第四三四号（山下政三同）
一、同　千七百四十二円
○同押第四五三号（阿部実同）
一、同　二千三百五十五円七十銭
○同押第七八二号（柚子田タマ同）
一、同　二千四百二十七円
○同押第七八八号（佐藤晃三同）
一、同　千七百二十二円
○同押第九一四号（被疑者不明同）
一、同　千三百三十二円五十銭
○同押第九一三号（同）
一、同　千四百七十五円
○同押第九一二号（中田広同）
一、同　二千七百十三円
○同押第九一五号（被疑者不明同）
一、同　九百七十六円

去る二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

物価号外

昭26.12.28.

〇同押第一〇九三号(佐藤勝美同)
一、同　九百二十八円
〇同押第一〇八八号(工藤フヅエ同)
一、同　千百八十九円七十五銭
〇同押第一〇〇七号(被疑者不詳同)
一、同　六百三十六円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　飯田区検察庁
〇昭和二十六年支押第一〇七号(川上清窃盗被告事件)
一、懐中電池　一本
二、ドライバー　一本
三、メリヤスシャツ　一枚
四、日本手拭　一本

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　糸魚川区検察庁
〇昭和二十六年第一八号(佐々木孝平詐欺被疑事件)
一、国防色シャツ　一枚
二、国防色ズボン　一枚
三、男物下駄(つけふねやと印あるもの)　一足
四、燐寸箱　一三個
五、芳名簿　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　長崎地方検察庁佐世保支部
〇昭和二十二年押第一八〇号(中島ハツエ物価統制令違反事件)
一、換価金　六四七円五〇銭
〇同押第四三九号(赤木清貿易等臨時措置令違反事件)
一、生ゴム換価金　一、二〇〇円
〇同押第五四三号(住吉高義外一名窃盗事件)
一、女物絹紗紋付羽織　一枚
二、絹紗長着　一枚
〇昭和二十四年押第二〇五五号(高江須安治同)
一、大島つむぎ　一枚
二、女物帯　一枚
三、行李　一個
四、立縞肩掛　一枚
五、女物お召　一枚
六、女物肌着　一枚
七、名古屋帯　一枚
八、せる肌着　一枚
九、男物大島つむぎ　一枚
一〇、女物銘長着　一枚
一一、女物金紗　一枚
一二、短靴　一足
〇昭和二十五年押第三七〇号(原龍市同)
一、革製長靴　一足
二、女物セーター　一枚
三、ライター　一個
四、ハンドバック　一個
五、乳液　一個
六、歯刷子　一個
七、口紅　一個
八、ヘアブラシ　一本
九、現金　五円
一〇、現金　十銭
一一、風呂敷　一枚
一二、洋服掛　二個
一三、パフ　一個
一四、紙箱　一個
一五、ホホ紅　一個
一六、ガーゼ　一枚
一七、乳液　一瓶
一八、石鹸　二個
一九、申込契約書　一枚
〇同押第七四六号(李貴俊食糧管理法違反事件)
一、白米換価金　二三六円九〇銭
〇同押第一七〇三号(松瀬幸男傷害事件)
一、裁縫用コテ　一個
〇同押第一七三五号(宮本八郎窃盗事件)
一、洋傘　一本
〇同押第二〇六〇号(今泉徳次郎同)
一、ボストンバック　一個
二、質札　一枚
〇同押第二〇七二号(高橋強同)
一、ハギレ　一枚
二、ネルパッツ　一枚
〇昭和二十六年押第二〇五号(郷在玉同)
一、金側十型腕時計　一個
二、パラソル　一本
三、クローム側バルカン十五石入懐中時計　一個
四、クローム十型腕時計　一個
五、金指輪　一個
六、クローム側スイス八型腕時計　一個
七、ネクタイ　一本
〇同押第五四七号(内川健吾薬事法違反事件)
一、ホスピタン　三六〇本
〇同押第六二六号(伊藤義男窃盗事件)
一、消火器　一個
〇同押第六八二号(須藤兼雄詐欺事件)
一、米袋　三枚
二、フロシキ　二枚
〇同押第八四四号(古賀善録食糧管理法違反事件)
一、白米換価金　二、〇三三円
〇同押第一八六三号(山崎トミ同)
一、同　一、三一九円
〇同押第八七一号(山田トミ子同)
一、同　六〇九円
〇同押第九一五号(仙田昇外一名窃盗事件)
一、白ズック靴　一足
〇同押第九三五号(三村由太郎食糧管理法違反事件)
一、白米換価金　一、四七一円
〇同押第九七二号(古賀リツ同)
一、同　一、〇〇〇円
〇同押第一一五七号(内田昇暴行事件)
一、ペンチ　一個
二、カナヅチ　一個
〇同押第一二八七号(坂田義夫恐喝事件)
一、現金　五〇〇円也
〇同押第一三〇五号(田村定夫窃盗事件)
一、女物シミーズ　一枚
〇同押第一四三七号(池田サナエ同)
一、浴衣　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　萩区検察庁
〇昭和二十六年押第六七号(被疑者不詳食糧管理法違反事件)
一、換価金　七千百三円
〇同押第六八号(同)
一、同　五千七百三十六円
〇同押第五一号(同)
一、同　千二十七円四銭
〇同押第五二号(同)
一、同　二千九百五十七円八十九銭
〇同押第三五一号(同)
一、同　三千七百六十五円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　伊集院区検察庁
〇昭和二十六年押第三三号(北園政吉窃盗事件)
一、ペンチ　一本
〇同押第六五号(上野藤盛同)
一、木綿風呂敷　一枚
二、木綿米袋　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　島根大田区検察庁
〇昭和二十三年領第三七号(植田秋義食糧管理法違反事件)
一、換価金　九十二円四十銭
二、同　二百八十三円八十銭
〇同領第一〇七号(大谷弘次同)
一、同　九百五十一円九十銭
二、袋　二枚
〇昭和二十四年領第四四号(西田正夫同)
一、換価金　四百三十五円三十四銭
二、袋　二枚
三、木箱　一個
四、荷札　二枚
〇同領第九九号(青山春枝同)
一、換価金　一千二百七十一円五十銭
二、エフ　三枚
三、袋　二枚
〇昭和二十五年領第五号(田中幸一同)
一、換価金　七百十六円十銭
二、布袋　三枚
〇同領第五五号(山本フヂ同)
一、換価金　一千九百七十七円二十銭
二、荷札　一枚
三、唐米袋　二枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　金沢区検察庁
〇昭和二十六年押第一三〇五号(被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件)
一、米換価金　一千二百三円二十五銭
〇同押第一三〇八号(同)
一、米換価金　九百六十円二十銭
〇同押第七八九号(越野明常習累犯窃盗被告事件)
一、草履　一
〇同押第一三二五号(被疑者不詳酒税法違反被疑事件)
一、焼酎換価金　二百八十八円
二、蒸溜器　一
三、炉過器　一
四、角型酒類容器　一
五、一斗瓶　一
六、一斗壺　一
七、同　一
八、蛇管　一
九、アルミ容器　一
一〇、炉斗　一
〇同押第一三二四号(同)
一、焼酎換価金　二百五十二円
二、一斗ビン　一
三、洋樽　一
四、擢　一

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　佐原区検察庁
〇昭和二十五年領第一四七三号(飯島貞雄食糧管理法違反事件)
一、米等換価金　二千百七十七円九十八銭
〇同領第一四七四号(磯部幸子同)
一、同　千百五十円六十三銭
〇同領第一四八四号(氏名不詳同)
一、同　千四百十円
〇同領第一四八五号(同)
一、同　九百九十六円
〇同領第一四八六号(同)
一、同　千百六十八円
〇同領第一四八七号(同)
一、同　三百七十七円
〇同領第一四八八号(同)
一、同　千十九円
〇同領第一四八九号(同)
一、同　四百三十三円
〇同領第一四九〇号(同)
一、同　九百二円
〇同領第一四九一号(同)
一、同　千六百八十八円
〇同領第一四九二号(同)
一、同　四千五百三十一円
〇同領第一五五〇号(同)
一、同　千二百三十円
〇同領第一五五一号(同)
一、同　千二十五円
〇同領第一五五二号(同)
一、同　三千二百三十七円
〇同領第一五五三号(同)
一、同　五百七十三円
〇同領第一五五四号(同)
一、同　三千百六十三円
〇同領第一五五五号(同)
一、同　七百九円
〇同領第一五五六号(同)
一、同　二千五十七円
〇同領第一五五七号(同)
一、同　六千二十四円
〇同領第一五五八号(同)
一、同　千三百三十六円
〇同領第一五五九号(同)
一、同　二千百十六円
〇同領第一五六〇号(同)
一、同　二千二百九十九円
〇同領第一五六一号(同)
一、同　七百九円
〇同領第一五六二号(同)
一、同　三千百六十五円
〇同領第一五六三号(同)
一、同　三百八十一円
〇同領第一五六四号(同)
一、同　千二百三十円
〇同領第一五六五号(同)
一、同　二千百十四円五十銭
〇同領第一五六六号(同)
一、同　三千四百二十六円
〇同領第一五六七号(同)
一、同　二万六千二百五十二円
〇同領第一五六八号(同)
一、同　二百五円

〇同領第一五六九号(同)
一、同　三万九千三百五十九円
〇同領第一五七〇号(同)
一、同　四百十円
〇同領第一五七一号(同)
一、同　四百十円
〇同領第一五七二号(同)
一、同　二千五十九円
〇同領第一五七三号(同)
一、同　千七百六十二円
〇同領第一五七四号(同)
一、同　四百七十一円
〇同領第一五七五号(同)
一、同　千四百三十三円
〇同領第一五七六号(同)
一、同　五百三十二円
〇同領第一五七七号(同)
一、同　三千三百六十八円
〇同領第一五七八号(同)
一、同　三千百三十五円
〇同領第一五七九号(同)
一、同　五百七十四円
〇同領第一五八〇号(同)
一、同　二千五百八十二円
〇同領第一五八一号(同)
一、同　二千二百八十七円
〇同領第一五八二号(同)
一、同　二千三百七円
〇同領第一五八三号(同)
一、同　二千五百円
〇同領第一五八四号(同)
一、同　九百二十二円
〇同領第一五八五号(同)
一、同　千百二十七円
〇同領第一五八六号(同)
一、同　四百九十三円十二銭
〇同領第一五八七号(同)
一、同　千九百七十二円
〇同領第一五八八号(同)
一、同　千九百十四円
〇同領第一五八九号(同)
一、同　七百三十八円
〇同領第一五九〇号(同)
一、同　八百八十九円
〇同領第一五九一号(同)
一、同　三百二十八円
〇同領第一五九二号(同)
一、同　千四百三十一円
〇同領第一五九三号(同)
一、同　千二百九十一円
〇同領第一五九四号(同)
一、同　八百八十五円
〇同領第一五九五号(同)
一、同　二千四十九円
〇同領第一五九六号(同)
一、同　千七百六十二円
〇同領第一五九七号(同)
一、同　三千三百六十五円
〇同領第一六四一号(宮野二郎窃盗被告事件)
一、乗馬用半皮製鞍　一箇
〇同領第一六四二号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、米等換価金　千五百十一円八十銭
〇同領第一六五二号(同)
一、同　千八百十一円
〇同領第一六五三号(同)
一、同　二千二百二十九円
〇同領第一六五九号(同)
一、同　二百十円
〇同領第一七〇一号(同)
一、同　千五百七十円
〇同領第一七〇二号(同)
一、同　七百八十四円
〇同領第一七〇三号(同)
一、同　八百九十三円八十銭
〇同領第一七〇四号(同)
一、同　千百五十二円
〇同領第一七〇五号(同)
一、同　千百五十二円
〇同領第一七〇六号(同)
一、同　千三百十八円
〇同領第一七〇七号(同)
一、同　五百九十八円
〇同領第一七〇八号(同)
一、同　千四百三十五円
〇同領第一七〇九号(同)
一、同　二千六百五十七円
〇同領第一七一〇号(同)
一、同　六百十五円
〇同領第一七一一号(同)
一、同　五千六百二十九円
〇同領第一七一二号(同)
一、同　四百五十一円
〇同領第一七一七号(同)
一、同　千百四十八円
〇同領第一七一八号(同)
一、同　千七十四円
〇同領第一七六〇号(同)
一、同　七百四十七円
〇同領第一七六一号(同)
一、同　四百二十六円
〇同領第一七七〇号(同)
一、同　二百七十一円
〇同領第一七七一号(同)
一、同　五百六十六円
〇同領第一七七二号(同)
一、同　千三十三円
〇同領第一七七三号(同)
一、同　千四十五円
〇昭和二十六年領第七三号(同)
一、同　二百円
〇同領第七四号(同)
一、同　千七百二十一円
〇同領第七五号(同)
一、同　千三百九十四円
〇同領第七六号(同)
一、同　八百六十一円
〇同領第七七号(同)
一、同　千八百六十一円
〇同領第七八号(同)
一、同　千八百六十五円
〇同領第七九号(同)
一、同　千二十五円
〇同領第八〇号(同)
一、同　千二十五円
〇同領第八一号(同)
一、同　千七百七十一円
〇同領第八二号(同)
一、同　六千八百二十六円
〇同領第八三号(同)
一、同　五百八十二円
〇同領第八四号(同)
一、同　千九百十五円
〇同領第八五号(同)
一、同　千三百九十四円
〇同領第八六号(同)
一、同　七百円
〇同領第八七号(同)
一、同　千四百三十四円
〇同領第八八号(同)
一、同　千百六十八円
〇同領第八九号(同)
一、同　四千五百六円
〇同領第九〇号(同)
一、同　千百二十円
〇同領第九一号(同)
一、同　千三百八十二円
〇同領第九二号(同)
一、同　千五百十六円
〇同領第九三号(同)
一、同　二千四百六十九円
〇同領第九四号(同)
一、同　七百九十一円
〇同領第九五号(同)
一、同　千五百二十四円
〇同領第九六号(同)
一、同　五百三十三円
〇同領第九七号(同)
一、同　千二百二十九円四十九銭
〇同領第九八号(同)
一、同　三百五円
〇同領第九九号(同)
一、同　二万三千六百十七円
〇同領第一〇〇号(同)
一、同　二千五百四十一円
〇同領第一〇一号(同)
一、同　千七百四十六円
〇同領第一〇二号(同)
一、同　一万四千五百七十五円
〇同領第一二六号(同)
一、同　千二百八十三円
〇同領第一四〇号(同)
一、同　千三百四十円
〇同領第一八四号(同)
一、同　二百十円
〇同領第一八五号(同)
一、同　百円
〇同領第一九二号(同)
一、同　六百八十五円
〇同領第一九四号(同)
一、同　六百九十円
〇同領第二〇九号(同)
一、同　三千七百八十九円
〇同領第二一〇号(同)
一、同　四百七十二円
〇同領第二一一号(同)
一、同　九百八十六円
〇同領第二一二号(同)
一、同　千二百七十八円
〇同領第二一三号(同)
一、同　四百四十五円
〇同領第二一四号(同)
一、同　二千二百九十五円
〇同領第二一五号(同)
一、同　四百十二円
〇同領第二一六号(同)
一、同　八百四十四円
〇同領第二一七号(同)
一、同　千二円
〇同領第二一八号(同)
一、同　千九百四十七円
〇同領第二一九号(同)
一、同　二千九十五円
〇同領第二二〇号(同)
一、同　六千七百四十八円
〇同領第二二一号(同)
一、同　六百七十七円
〇同領第二二二号(同)
一、同　千二百七十九円
〇同領第二二三号(同)
一、同　五百九十四円
〇同領第二二四号(同)
一、同　千四百五十九円
〇同領第二二五号(同)
一、同　八千九百四十七円
〇同領第二二六号(同)
一、同　九千百三十三円
〇同領第二二七号(同)
一、同　四百三十五円六十銭
〇同領第二二八号(同)
一、同　二百八十七円
〇同領第二二九号(同)
一、同　千二百三十九円
〇同領第二七〇号(同)
一、同　四千五百八円
〇同領第二七七号(嵯峨野重男窃盗等被告事件)
一、落花生　換価金　二百二十円
〇同領第三一三号(武田てつ食糧管理法違反事件)
一、米等　同　五百五十七円
〇同領第三三二号(氏名不詳同)
一、同　三百六十五円
〇同領第四〇四号(同)
一、同　五千六百四十一円
〇同領第四〇五号(同)
一、同　六百六十四円
〇同領第四〇六号(同)
一、同　七百七十円
〇同領第四〇七号(同)
一、同　三千三十七円
〇同領第四〇八号(同)
一、同　五千二百八十六円五十銭
〇同領第四〇九号(同)
一、同　千四百四十三円
〇同領第二七七号(嵯峨野重男窃盗被告事件)
一、男物マフラー　一
二、錠　一
〇同領第四一七号(氏名不詳食糧管理法違反事件)
一、米等　換価金　四百三十九円
〇同領第二七七号(嵯峨野重男窃盗被告事件)
一、皮靴　半足
〇同領第四三一号(鈴木留吉食糧管理法違反事件)
一、米等　換価金　千百六十一円
〇同領第四三四号(氏名不詳同)
一、同　三百二十八円
〇同領第四三五号(同)
一、同　千二百三十九円
〇同領第四三六号(同)
一、同　三万五千四十三円
〇同領第四四九号(同)
一、同　千九百三十九円
〇同領第四六三号(同)
一、同　九百二円
〇同領第四七四号(同)
一、同　七百三十八円
〇同領第四七五号(同)
一、同　九百九十三円四十六銭
〇同領第四七六号(同)
一、同　八百六十円
〇同領第四八〇号(同)
一、同　九百九十三円四十六銭
〇同領第四八七号(同)
一、同　八百七十一円五十銭

物価号外

○同領第四九一号（鈴木正男同）
一、同　八千三百九十五円
○同領第五〇七号（氏名不詳同）
一、同　四百七十三円八銭
○同領第五〇八号（香取光窃盗被告事件）
一、ワラ草履　一足
二、靴下　一足
三、白ズボン　一足
○同領第五三三号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　千三百二十五円
○同領第五三四号（同）
一、同　六百八十五円九十六銭
○同領第五三五号（同）
一、同　六百十五円
○同領第五三七号（高橋西松窃盗被告事件）
一、現金　二百十一円
○同領第五四一号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、米等換価金　三万千十二円
○同領第五六二号（岩淵千代同）
一、同　千七百五十円
○同領第五六四号（氏名不詳同）
一、同　二千四百六十五円
○同領第五六五号（同）
一、同　三千百三十六円
○同領第五六六号（同）
一、同　四千二百四十九円
○同領第五六七号（同）
一、同　千三百三十四円
○同領第五六八号（同）
一、同　千七百三十一円
○同領第五六九号（同）
一、同　六百四十七円
○同領第五七六号（同）
一、同　四百七十三円八銭
○同領第五九九号（同）
一、同　二百円
○同領第六〇三号（同）
一、同　三千六百四十三円
○同領第六〇四号（同）
一、同　二千二百六十六円
○同領第六〇五号（同）
一、同　八千二百八円
○同領第六〇六号（同）
一、同　二千八百六十七円
○同領第六〇七号（同）
一、同　二千七百五十三円
○同領第六〇八号（同）
一、同　二千七百六十一円
○同領第六〇九号（同）
一、同　三千二百四十一円
○同領第六一〇号（同）
一、同　四千三百二円
○同領第六一一号（同）
一、同　二万三千二百十五円五十銭
○同領第六一二号（同）
一、同　二千六百九十六円
○同領第六一三号（同）
一、同　四万八千七百六十九円
○同領第六一四号（同）
一、同　八万九千七百六十一円八十六銭
○同領第六一五号（同）
一、同　六百六十七円
○同領第六一六号（同）
一、同　三千三百二十六円
○同領第六四八号（同）
一、同　千四百三十三円四十三銭
○同領第六四九号（同）
一、同　一万四千三百四十三円
○同領第六五〇号（同）
一、同　二千四百五十一円
○同領第六五一号（同）
一、同　九百三十二円
○同領第六五二号（同）
一、同　千三百二十五円
○同領第六五三号（同）
一、同　千二円
○同領第六五四号（同）
一、同　三千百二十円
○同領第六五五号（同）
一、同　六百五十八円
○同領第六五六号（同）
一、同　千三百七十二円
○同領第六五七号（同）
一、同　八千四百八円
○同領第六五八号（同）
一、同　二千五百十六円
○同領第六五九号（同）
一、同　五千五百四十七円六十銭
○同領第六六〇号（同）
一、同　六千六百四十七円
○同領第六六一号（同）
一、同　千三百四十八円
○同領第六六二号（同）
一、同　千三百六十二円
○同領第六六八号（同）
一、同　一万九千四百八十七円
○同領第六六九号（同）
一、同　三万千三百九十四円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　横手区検察庁

○昭和二十六年領第六〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、ボール箱　五ケ
二、リツクサツク　二ケ
三、果物籠　二ケ
四、紙袋　一五枚
五、木綿袋　六枚
六、竹製スダレ　一枚
七、包装紙　四枚
八、風呂敷　一〇枚
九、麻袋　一枚
一〇、ズツク製袋　一枚
一一、モスリン製袋　一枚
一二、旅行鞄　一ケ
一三、トランク　一ケ
一四、手拭製袋　一枚
○昭和二十五年領第九三号（落合国夫傷害事件）
一、棍棒　一本
二、手拭　一本
○同領第一〇〇号（小島岩雄汽車顚覆事件）
一、ライオン印鍵　九ケ
○昭和二十六年領第一五二号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、布袋　二枚
二、紙袋　一枚
三、新聞紙　二枚
○同提第六五号（同）
一、米換価金　六百二十三円
○同領第一五三号（同）
一、竹製背負籠　四ケ
二、竹製手提籠　一ケ
三、布袋　五枚
四、風呂敷　三枚
○同提第六六号（同）
一、米換価金　五千三百二十円
○同領第一五四号（同）
一、トランク　一ケ
二、風呂敷　一枚
三、リツクサツク　一ケ
四、紙袋　一枚
五、果物籠　一ケ
○同提第六七号（同）
一、米換価金　千六百七十七円
○同領第一六五号（佐々木金次郎漂流物横領事件）
一、漂流杉丸太　換価金　三百三十三円
○同領第一六〇号（氏名不詳食糧管理法違反事件）
一、リツクサツク　一ケ
二、麻袋　一枚
三、紙袋　一枚
四、風呂敷　二枚
五、竹籠　一ケ
○同提第七五号（同）
一、米換価金　三千六百十八円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　飯田区検察庁

○昭和二十六年押第二一七号（池田正男窃盗被告事件）
一、自転車後部泥除　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　石動区検察庁

○昭和二十六年領第三五号（被疑者不詳食糧管理法違反被疑事件）
一、換価金　二百八十七円
○同領第三六号（同）
一、同　一千百六十一円
○同領第七六号（同）
一、同　三百六十八円
○同領第九三号（石政政次郎同）
一、同　六百十五円
○同領第一〇六号（被疑者不詳同）
一、同　六百七十円
二、風呂敷　二枚
三、木綿布袋　一枚
○同領第一二〇号（森昌次窃盗被疑事件）
一、裁縫鋏　一挺
二、糸巻　一個

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　大曲区検察庁

○昭和二十六年領第一八〇号（高橋信一窃盗被告事件）
一、古鉄線　七百五十匁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　小林区検察庁

○昭和二十四年保第二六四号（笹川トシ子食糧管理法違反事件）
一、換価金　七百七十九円三十銭
○昭和二十六年領第九七号（仁礼義智外一名窃盗同）
三、丸首シャツ　一枚
四、女物白綿ズロース　一枚

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　中頓別区検察庁

○昭和二十二年押第四八号（被疑者不詳北海道漁業取締規則違反事件）
一、鱒　換価金　百三十八円十銭

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　岐阜地方検察庁

○昭和二十六年押第一〇九八号（氏名不詳食糧管理法被疑事件）
一、換価金　五百五十三円
○同押第一〇九九号（同）
一、同　三百二十八円
○同押第一一〇〇号（同）
一、同　一百七十二円
○同押第一一〇一号（同）
一、同　二百三円
○同押第一一〇二号（同）
一、同　九百一円
○同押第一一〇三号（同）
一、同　一万二千五十一円
○同押第一一〇四号（同）
一、同　七百二十七円
○同押第一一〇五号（同）
一、同　一百七十五円
○同押第一一〇六号（同）
一、同　一百二十五円
○同押第一一〇七号（同）
一、同　一千七十六円
○同押第一一〇八号（同）
一、同　八百六十一円
○同押第一一〇九号（同）
一、同　二百九十四円
○同押第一一一〇号（同）
一、同　一千五百十六円
○同押第一一一一号（同）
一、同　二千一百七十二円
○同押第一一一二号（同）
一、同　五千五百九十八円
○同押第一一一三号（同）
一、同　一万八百九十円
○同押第一一一四号（同）
一、同　一万四千三百三円
○同押第一一一五号（同）
一、同　一千三百十一円
○同押第一一二一号（同）
一、同　四万二千二百七十六円
○同押第一一二二号（同）
一、同　三万七千三百二十八円
○同押第一一二三号（同）
一、同　二万三千六百二十三円
○同押第一一二八号（足立きよ同）
一、同　一千二十七円

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。　八王子区検察庁

○昭和二十二年押第六九号（松島辰蔵外一名賭博事件）
一、花札　二組
○同押第一三三号（小林徳次郎外十二名窃盗事件）
一、ナイフ　一ケ
○同押第二三三号（高奎坤同）
一、ワニ皮製二つ折財布　一ケ

定価　一部　三円（官報本紙読者には無料添付）
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三二一　振替東京一九〇〇〇　官報課

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可